2023

多摩美術大学

学生ハンドブック
2023

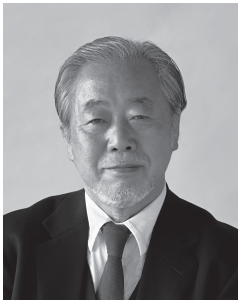
Tama Art University
Student's Handbook
2023

23

多摩美術大学

本学のシンボルマークは創立60年を迎えた1995年、本学卒業生の五十嵐威暢氏によってデザインされた。
多摩帝国美術学校の初代校長である杉浦非水がデザインした「美」の徽章の伝統を受け継ぐことによって、杉浦非水が提唱した「自由と意力」の精神も受け継いだ。
上下のカーブした二本のラインはそれぞれ「自由」と「意力」を表している。

心から発し心へかえっていくもの



学長　内藤 廣

この不確実な時代をどのように生きていくのか、みなさんは多くの不安と希望を抱いて入学されたのだと思います。

不安は未来へ羽ばたくエネルギーになり、希望は未来を手元に引き寄せる手がかりになります。みなさんが漠然と感じている不安や抱えきれないほどの希望を大きな力にしてほしい。それこそが新しい時代を作るのだと信じます。

戦禍が止まない世界、地球環境の劣化、超高齢化社会、高度情報化社会、わたしたちの世代が生み出し、やり残した課題は山積みです。みなさんとともにこれを少しでも明るいものにしていきたい。創造の分野で生み出されるものは、みなさんの心から発し、時代を映しとり、目に見えるかたちで表現され、共感の輪を生み、だれかの心にかえっていきます。その往還こそが、人々をより良き未来へといざなうのです。

歴史ある本学が擁する諸分野は、激しく変わり続ける世界や社会を乗り越えて、多くの先達の努力の上に築かれてきたものです。みなさんはその土壌の上に降り立った種子です。ここに根を下ろし、多くの栄養を吸い上げ、たくましく成長して旅立っていただきたい。この冊子はみなさんに大学という場をより良く使っていただくためのガイドです。おおいにこの場をホームグラウンドとして活用し、生き生きとしたキャンパスライフを謳歌していただきたいと思っています。

これからの学生支援に関する方針（2021 年改訂）

多摩美術大学はすべての学生が『自由と意力』を持ち本学で学ぶための学生支援を目指します。
このたび大学の目的・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを達成するために必要な学生支援を整備しました。

修学に関する支援

「すべての」学生を対象とした支援を目指す。
- 経済的に困難がある学生への支援（奨学金・学費減免制度の充実）。
- 障がいのある学生、性的少数者の学生など支援が届きにくい学生への支援。
- 入学前の学歴・経歴に応じた支援（多様な学歴出身者、外国人留学生、社会人など）。
- 退学を希望する学生への支援（「修業継続支援」または「退学後の進路決定支援」）。
- 成績不振の学生、留年生、休学者の状況把握を行い、必要な支援を行う。

生活に関する支援

相談体制の整備と心身の健康・保健衛生及び安全の配慮について制度を整える。
- 学生相談体制の整備。
- ハラスメントへの対応方法の整備。
- 保健室による心身の健康及び保健衛生についての支援。
- 学内外の安全配慮を行う。
- 学生寮を健全に運営し、安全・安心な住環境を提供する。

進路に関する支援

「卒業後の進路」だけでなく、受験・入学・進級・卒業を視野に入れたキャリア・進路支援。
- キャリア形成に関する授業等と専門部署（キャリアセンター）業務との連携。
- すべての学生を対象とした進路支援（障がい学生、外国人留学生、性的少数学生など）。

正課外活動に関する支援

正課外活動の充実を図るための支援に取り組む。
- クラブサークル、芸術祭に関わる学生の支援。
- 学生リーダーの育成。
- 学内外でのボランティア活動への支援。

学生の要望に対応した支援。

学生の要望を聞き取るための取り組みを行う。
- 学生生活調査で要望を把握し対応する。
- 意見箱の設置及び迅速な回答を目指す。
- 学生団体との意見交換を行う。

「学生支援委員会」はこれらの学生支援に関する適切性を検証し改善する。（学生支援委員会規程　第二条２項による）

2023年度　年間行事予定

4月5日（水）	4月	美術学部・大学院　入学式
4月10日（月）		前期授業開始
	5月	
	6月	
7月15日（土）・16日（日）	7月	オープンキャンパス×進学相談会
7月31日（月）～8月5日（土）	8月	集中講義・補講期間
8月5日（土）		前期授業終了
8月7日（月）		夏季休業開始
8月11日（金）～20日（日）		校舎閉鎖期間
9月1日（金）	9月	夏季休業終了
9月2日（土）		後期授業開始
	10月	
11月1日（水）	11月	創立記念日
11月1日（水）～7日（火）		芸術祭期間
11月3日（金）～5日（日）		芸術祭（本祭）
11月18日（土）・19日（日）		特別選抜Ａ
12月16日（土）・17日（日）	12月	特別選抜Ｂ
12月19日（火）～23日（土）		自主研究期間
12月25日（月）		冬季休業開始
1月8日（月）	1月	冬季休業終了
1月12日（金）～15日（月）		卒業・修了制作展Ａ
1月15日（月）～20日（土）		集中講義・補講・年度末試験
1月18日（木）・19日（金）		大学院博士後期選抜
1月20日（土）		後期授業終了
1月24日（水）・25日（木）		大学院博士前期（修士）選抜、研究生選考
1月30日（火）～2月19日（月）	2月	八王子キャンパス立入禁止
2月1日（木）		春季休業開始
2月1日（木）～19日（月）		美術学部入学試験期間
2月26日（月）～3月6日（水）		博士課程展
3月13日（水）～15日（金）	3月	卒業・修了制作展Ｂ
3月15日（金）		美術学部・大学院学位授与式
3月31日（日）		春季休業終了

※4月29日（土・祝）、9月18日（月・祝）、9月23日（土・祝）、10月9日（月・祝）、11月23日（木・祝）は授業実施日
※5月2日（火）、5月6日（土）は休業日

2023

1 JANUARY

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 FEBRUARY

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3 MARCH

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

4 APRIL

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5 MAY

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6 JUNE

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7 JULY

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8 AUGUST

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9 SEPTEMBER

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10 OCTOBER

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11 NOVEMBER

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12 DECEMBER

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2024

1 JANUARY

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2 FEBRUARY

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3 MARCH

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4 APRIL

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5 MAY

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6 JUNE

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7 JULY

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8 AUGUST

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9 SEPTEMBER

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10 OCTOBER

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11 NOVEMBER

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12 DECEMBER

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2025

1 JANUARY

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2 FEBRUARY

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3 MARCH

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

＊祝日及び祝日名は、法改正により変更になる場合があります。

Yearly Plan

2023/2024

4 April	5 May	6 June	7 July	8 August	9 September
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3 ●	3	3	3	3
4	4 ●	4	4	4	4
5	5 ●	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11 ●	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16
17	17	17	17 ●	17	17
18	18	18	18	18	18 ●
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23 ●
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29 ●	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30
◆	31	◆	31	31	◆

● National Holiday　昭和の日…4月29日　憲法記念日…5月3日　みどりの日…5月4日　こどもの日…5月5日　海の日…7月17日(2023)
山の日…8月11日　敬老の日…9月18日(2023)　秋分の日…9月23日(2023)

10 October	11 November	12 December	1 January	2 February	3 March
1	1	1	1 ●	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3 ●	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8 ●	8	8
9 ●	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11 ●	11
12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20 ●
21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22
23	23 ●	23	23	23 ●	23
24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	◆	30
31	◆	31	31	◆	31

スポーツの日…10月9日(2023)　文化の日…11月3日　勤労感謝の日…11月23日　元日…1月1日　成人の日…1月8日(2024)
建国記念の日…2月11日　天皇誕生日…2月23日　春分の日…3月20日(2024)

APRIL

4

2023/令和5

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
						1 オリエンテーション
2 1週	3 オリエンテーション	4 オリエンテーション	5 美術学部・大学院入学式	6 オリエンテーション	7 オリエンテーション	8 オリエンテーション
9 2週	10 前期授業開始	11	12	13	14	15
16 3週	17	18	19	20	21	22
23 4週	24	25	26	27	28	29 昭和の日 土曜平常授業 （授業調整日）
30						

3

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

5

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

5

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
	1	2 授業調整日 （休業日）	3 憲法記念日	4 みどりの日	5 こどもの日	6 授業調整日 （休業日）
7 5週	8	9	10	11	12	13
14 6週	15	16	17	18	19	20
21 7週	22	23	24	25	26	27
28 8週	29	30	31			

4

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

6

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

JUNE

6

2023/令和5

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
				1	2	3
4 9週	5	6	7	8	9	10
11 10週	12	13	14	15	16	17
18 11週	19	20	21	22	23	24
25 12週	26	27	28	29	30	

5

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

7

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

JULY

7

2023/令和5

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
						1
2 13週	3	4	5	6	7	8
9 14週	10	11	12	13	14	15 オープンキャンパス×進学相談会 上野毛の共通教育授業は休講
16 オープンキャンパス×進学相談会 15週	17 海の日	18	19	20	21	22
23 16週	24 平常授業 （または前期期末試験①）	25 平常授業 （または前期期末試験②）	26 平常授業 （または前期期末試験③）	27 **平常授業** **（または前期期末試験④）**	28 平常授業 （または前期期末試験⑤）	29 平常授業 （または前期期末試験⑥）
30 17週	31 集中講義・補講①					

6

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

8

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

AUGUST 8

2023/令和5

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
17週		1 集中講義・補講②	2 集中講義・補講③	3 集中講義・補講④	4 集中講義・補講⑤	5 集中講義・補講⑥ 前期授業終了
6	7 夏季休業開始 ～9月1日（金）	8	9	10	11 山の日	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27 校舎閉鎖期間終了	28	29	30	31	校舎閉鎖期間 ～8月20日（日）	

7

S	M	T	W	T	F	S
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

SEPTEMBER

2023/令和5

9

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
					1 夏季休業終了	2 後期授業開始
3 18週	4	5	6	7	8	9
10 19週	11	12	13	14	15	16
17 20週	18 敬老の日 月曜平常授業（授業調整日）	19	20 博士3年学位予備審査①	21 博士3年学位予備審査②	22	23 秋分の日 土曜平常授業（授業調整日）
24 21週	25	26	27	28	29	30

8

S	M	T	W	T	F	S
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

10

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

OCTOBER

10

2023/令和5

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
1 22週	2	3	4	5	6	7
8 23週	9 スポーツの日 月曜平常授業（授業調整日）	10	11	12	13	14
15 24週	16	17	18	19	20	21
22 25週	23	24	25	26	27	28
29 26週	30	31				

9

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

11

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

11

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
			1 芸術祭期間～11月7日(火) 芸術祭準備① 創立記念日	2 芸術祭準備②	3 文化の日 芸術祭①	4 芸術祭②
5 芸術祭③ 27週	6 芸術祭片付①	7 芸術祭片付②	8	9	10	11
12 28週	13	14	15	16	17	18 特別選抜A
19 特別選抜A 29週	20	21	22	23 勤労感謝の日 木曜平常授業(授業調整日)	24	25
26 30週	27	28	29	30		

10

S	M	T	W	T	F	S
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

12

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

DECEMBER

12

2023/令和5

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
					1	2
3 31週	4	5	6	7	8	9
10 32週	11	12	13	14	15	16 特別選抜B
17 特別選抜B 33週	18	19 自主研究期間①	20 自主研究期間②	21 自主研究期間③	22 自主研究期間④	23 自主研究期間⑤
24	25 冬季休業開始～1月8日（月）	26	27	28	29	30
31						

11

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

1

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

JANUARY

1

2024/令和6

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
	1 元日	2	3	4	5	6
7 34週	8 成人の日 冬季休業終了	9	10	11 博士3年学位審査①	12 博士3年学位審査② 卒業・修了制作展A①	13 卒業・修了制作展A②
14 卒業・修了制作展A③ 35週	15 卒業・修了制作展A④ 集中講義・補講・試験①	16 集中講義・補講・試験②	17 集中講義・補講・試験③	18 大学院博士後期選抜 集中講義・補講・試験④	19 大学院博士後期選抜 集中講義・補講・試験⑤	20 集中講義・補講・試験⑥ 後期授業終了
21	22	23	24 大学院博士前期(修士)選抜 研究生選考	25 大学院博士前期(修士)選抜 研究生選考	26	27
28	29	30 入試に伴う入構禁止期間 ～2月19日(月)	31			

12

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

FEBRUARY

2

2024/令和6

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
				1 美術学部入学試験期間 ～2月19日（月） 春季休業開始 ～3月31日（日）	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11 建国記念の日	12 振替休日	13	14	15	16	17
18	19 美術学部入学試験期間終了 入試に伴う入構禁止期間終了	20	21	22	23 天皇誕生日	24
25	26 博士課程展～3月6日（水）	27	28	29		

1

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

3

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

MARCH

3

2024/令和6

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
					1	2
3	4	5	6 博士課程展終了	7	8	9
10	11	12	13 卒業・修了制作展B①	14 卒業・修了制作展B②	15 美術学部・大学院学位授与式 卒業・修了制作展B③	16
17	18	19	20 春分の日	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31 春季休業終了						

2

S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

4

S	M	T	W	T	F	S
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

APRIL

4

2024/令和6

Sunday	Monday	Tuesday	Wednesday	Thursday	Friday	Saturday
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29 昭和の日	30				

3

S	M	T	W	T	F	S
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

5

S	M	T	W	T	F	S
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

学生生活について

●内容は変更することがあります。
大学ホームページや各施設からのお知らせ等
を併せてご確認ください。

もくじ

事務手続き等
- こんな時は …… 73
- 教育組織 …… 74
- 学内連絡先 …… 75
- 事務所案内（八王子キャンパス） …… 76
- 事務所案内（上野毛キャンパス） …… 78
- 学生証について …… 80
- 各種証明書 …… 82
- CampusSquare・Google Workspace for Educationについて … 83
- 住所・電話番号・氏名等の変更 …… 84
- 学費の納入 …… 85
- 欠席、転学科（転専攻） …… 86
- 賞罰、成績、進級、卒業 …… 87
- 休学・復学 …… 88
- 退学 …… 89

学生生活
- 大学からの伝達 …… 90
- 気象警報・交通機関ストライキにおける授業取り扱い … 91
- 大地震への対応について …… 92
- 学内への入構・退構時間について …… 93
- 通学について …… 94
- 構内のマナー …… 96
- 構内での禁止事項 …… 96
- 意見箱の活用 …… 97
- 学生呼び出し・個人情報の取り扱いについて …… 98
- 学割について …… 99
- 学内への掲示について …… 100
- 郵便物・宅配便について …… 100
- 盗難防止 …… 101
- 遺失物・拾得物 …… 101
- 食堂・売店・ATM等（八王子キャンパス） … 102
- 食堂・売店（上野毛キャンパス） …… 103
- 服装について …… 103
- 喫煙について …… 104
- 飲酒について …… 104
- ゴミについて …… 105
- アルバイトの紹介 …… 106
- アパート・部屋探しについて …… 107
- 学生保険について …… 108
- 任意保険のおすすめ …… 110
- 博物館・美術館キャンパスメンバーズ … 111
- 本学学生に特典のある施設 …… 112
- Adobe Creative Cloud無償利用 …… 112
- 海外渡航について …… 112
- 国際学生証（ISICカード） …… 114
- 大学生協 …… 114
- 国民年金について …… 115
- 薬物乱用防止について …… 116
- インターネット利用上の注意 …… 117
- ソーシャルメディア・ガイドライン … 118

各種相談
- 保健室 …… 119
- キャンパス近隣医療マップ　橋本駅周辺他 … 124
- キャンパス近隣医療マップ　八王子駅周辺 … 126
- キャンパス近隣医療マップ　上野毛キャンパス周辺 … 128
- 学生相談室 …… 130
- 障がいをもつことにより修学・学生生活が不自由・お困りな方へ … 131
- ハラスメントに関する相談 …… 132
- 犯罪被害から身を守るために …… 133
- こんなトラブルにご用心 …… 134
- 国際交流 …… 136
- 進路（就職） …… 138

奨学金
- 奨学金 …… 140
  - 学内奨学金 …… 140
  - 日本学生支援機構奨学金 …… 142
  - 国の高等教育修学支援新制度 …… 144
  - 民間奨学育英団体奨学金 …… 146
  - 地方公共団体奨学金 …… 147

課外活動
- 課外活動について …… 148
  - クラブ活動 …… 148
  - 芸術祭 …… 153
  - ボランティア、ノートテイク …… 153
  - 学生支援プログラム …… 153
  - 法律相談 …… 153

施設紹介
- 施設使用について …… 154
  - 講義室・実技室 …… 154
  - レクチャーホール …… 155
  - 多目的実習室 …… 155
  - ギャラリーホール・アートスタジオ … 156
  - ＴＡＵホール …… 157
  - グラウンド、テニスコート …… 158
  - 体育館 …… 158
- 多摩美術大学TUB …… 159
- メディアセンター …… 160
- 八王子図書館 …… 162
- 上野毛図書館 …… 163
- アートアーカイヴセンター、アートテーク … 164
- 芸術人類学研究所 …… 166
- 多摩美術大学美術館 …… 167
- 富士山麓セミナーハウス（純林苑） …… 168
- 奈良古美術セミナーハウス（飛鳥寮） … 169

参考資料
- 校歌 …… 171
- 沿革 …… 172
- 諸規則 …… 174

MAP
- 八王子キャンパスマップ …… 200
- 八王子各棟マップ …… 202
- 上野毛キャンパスマップ …… 220
- 上野毛各棟マップ …… 221

便利な連絡先 …… 230
時間割表 …… 232
大学所在地 …… 234

こんな時は

内容	Keyword	担当部署 八王子	担当部署 上野毛	参照ページ
学生証を紛失した	学生証再交付願	学生課	美術学部事務室	P.80
本人の住所・連絡先が変わった	CampusSquare	学生課	美術学部事務室	P.83
保証人（親など）の住所が変わった	誓約書記載事項変更届	教務課	美術学部事務室	P.84
学費が納入期限までに支払えない	延納願	学生課	美術学部事務室	P.85
学校感染症・忌引などによる欠席	公欠届	内容によって異なります		P.86
休講情報を知りたい	CampusSquare	教務課	美術学部事務室	P.90
荒天の際の休講の判断	気象警報	教務課	美術学部事務室	P.91
通学定期券が欲しい	—	駅・バスの定期券発売所		P.94
自転車で通学したい	駐輪場	学生課	美術学部事務室	P.95
オートバイで通学したい	駐輪場使用願	学生課	—	P.95
事情があって自動車を乗り入れたい	車輌入構願	学生課	美術学部事務室	P.95
ケガをしたので保険の手続きをしたい	学研災保険	学生課	美術学部事務室	P.108
国立美術館・博物館に割引で入館するには	キャンパスメンバーズ	—	—	P.111
心と体の健康相談をしたい	24H心と体の健康相談ホットライン	保健室・学生相談室		P.119 P.130
ちょっと迷ったり、悩んだりしたとき	—	学生相談室		P.130
ハラスメントの相談をしたい	ハラスメントホットライン	ハラスメント相談窓口		P.132
交換留学について知りたい	—	国際交流センター	美術学部事務室	P.136
進路・就職情報を知りたい	—	キャリアセンター		P.138
多摩美の奨学金・授業料減免は？	—	奨学課	美術学部事務室	P.140
貸与型の奨学金・給付型の奨学金等は？	日本学生支援機構奨学金	奨学課	美術学部事務室	P.142～145
家計が急変した時の支援は？	緊急支援制度・緊急応急採用	奨学課	美術学部事務室	P.140～145
クラブに入りたい	—	各クラブ		P.148
ボランティアに興味がある	—	学生課	美術学部事務室	P.153
部活動で大学施設を使いたい	施設使用申請書	学生課	美術学部事務室	P.154
休日に講義室・実技室を使いたい	八王子：休日施設予約システム 上野毛：構内・教室使用願/許可書	学生課	美術学部事務室	P.154
各体育施設を使いたい	—	学生課	—	P.158
メディアセンターを利用したい	—	メディアセンター各施設		P.160
セミナーハウスを利用したい	セミナーハウス利用申込書	学生課	美術学部事務室	P.168
授業・履修に関すること	—	教務課	美術学部事務室	直接
教職について	—	教務課	—	担当部署へ
学芸員について	—	教務課	美術学部事務室	P.76～P.79

教育組織

学部	学科	専攻・コース	コード番号
美術学部	絵画学科	日本画専攻	11
		油画専攻	12
		版画専攻	13
	彫刻学科		21
	工芸学科		25
	グラフィックデザイン学科		31
	生産デザイン学科	プロダクトデザイン専攻	36
		テキスタイルデザイン専攻	37
	環境デザイン学科		42
	情報デザイン学科	メディア芸術コース	46
		情報デザインコース	47
	芸術学科		51
	統合デザイン学科		61
	演劇舞踊デザイン学科	演劇舞踊コース	62
		劇場美術デザインコース	63

大学院		専攻	研究領域	コード番号
美術研究科	博士前期課程（修士課程）	絵画専攻	日本画	11
			油画	12
			版画	13
		彫刻専攻		21
		工芸専攻		24
		デザイン専攻	グラフィックデザイン	31
			プロダクトデザイン	36
			テキスタイルデザイン	37
			環境デザイン	42
			情報デザイン	46・47
			統合デザイン	61
		芸術学専攻		51
		演劇舞踊専攻	演劇舞踊	62
			劇場美術デザイン	63
	博士後期課程	美術専攻		60

学内連絡先

●電話による受付は、事務取り扱い時間と同様です。(P.76, P.78 事務所案内参照)
●研究室については、電話の受付時間が若干異なります。また、状況によっては電話にでることができない場合もあります。

事務所			電話番号
八王子キャンパス	代表電話		042-676-8611
	総務部	庶務課	042-676-8612
	財務部	経理課	042-679-5603
	教務部	教務課	042-679-5604
	国際交流センター		042-679-5605
	学生部	学生課	042-679-5606
		奨学課	042-679-5618
		学生相談室	042-679-5616
		保健室	042-679-5607
	キャリアセンター		042-679-5608
上野毛キャンパス	代表電話		03-3702-1141
	美術学部事務室	教務課、学生課	03-3702-9417
	学生部	学生相談室	03-6809-7181
		保健室	03-3702-1142
	キャリアセンター		03-3702-1364

研究室			電話番号
八王子キャンパス	リベラルアーツセンター事務室		042-679-5628
	絵画学科	日本画専攻	042-679-5619
		油画専攻	042-679-5620
		版画専攻	042-679-5621
	彫刻学科		042-679-5622
	工芸学科		042-679-5651
	グラフィックデザイン学科		042-679-5623
	生産デザイン学科	プロダクトデザイン専攻	042-679-5624
		テキスタイルデザイン専攻	042-679-5625
	環境デザイン学科		042-679-5626
	情報デザイン学科	メディア芸術コース	042-679-5634
		情報デザインコース	042-679-5630
	芸術学科		042-679-5627
上野毛キャンパス	統合デザイン学科		03-3702-1148
	演劇舞踊デザイン学科		03-3702-1186

事務所案内（八王子キャンパス）

事務取り扱い日

月曜～土曜

※通常授業期間以外の土曜・夏季休業期間・年末年始・入試期間等の校舎閉鎖期間は取り扱いしませんので、事前に確認してください。

事務取り扱い時間

９：００～１７：３０

※通常授業期間以外は9：00～17：00の取り扱いです（11：30～12：30は昼休みです）。

① 庶務課
大学の施設・備品管理をしています

- ストーブの灯油補給等
- その他、大学の施設等運営に関すること

② 経理課
大学のお金を扱っています

- 各種実習費の支払い
- 「証紙」の取り扱い
- 自動発行機で使う小銭の両替
- 学費の収納

③ 広報課
大学の広報を担当しています

- 広報媒体に関すること
- 学校見学に関すること
- シンボルマークの管理

④ 教務課
授業に関することを担当しています

- 授業の履修に関すること
- 試験に関すること
- 成績・進級・卒業に関すること
- 教職・学芸員の資格取得に関すること
- 各種証明書の発行

⑤ 入試課
入試に関することを担当しています

- 入試に関すること
- 各種募集要項の案内
- 転学科・転専攻に関すること

⑥ 国際交流センター
国際交流に関することを担当しています

- 海外留学に関すること
- 留学生に関すること
- 国際交流コーナーの運営

⑦ 学生課
学生生活のことなら何でも

- クラブ活動・課外活動
- 講義室・実技室利用
- 諸施設利用
- 遺失物・拾得物
- その他、困ったとき

奨学課

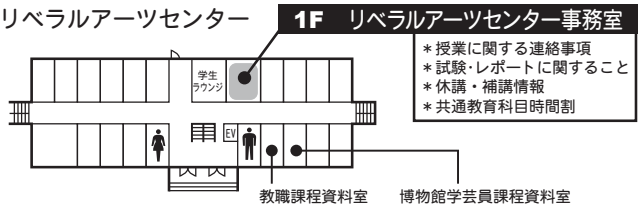
- 奨学金に関すること

⑧ キャリアセンター
進路・就職のことが気になったら…

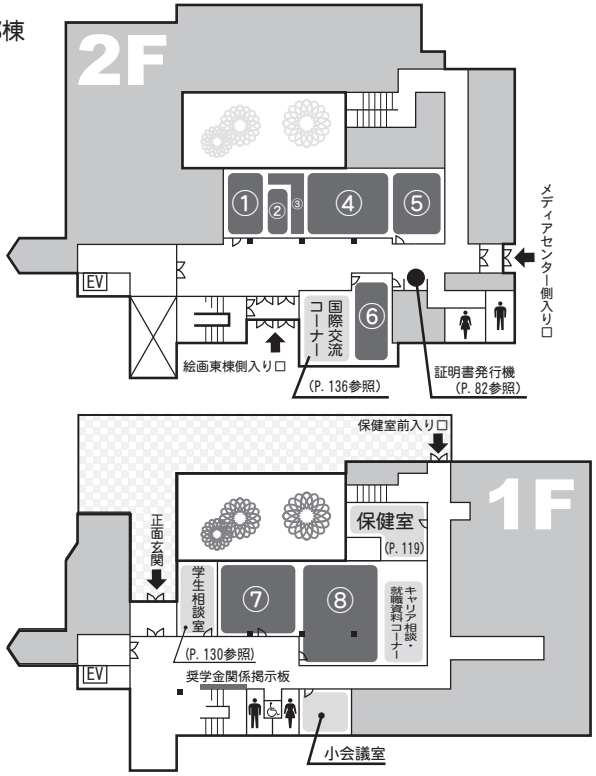
- 進路・就職に関する質問や相談
- 企業の資料・求人閲覧
- 先輩の進路・就職先などの資料閲覧
- 先輩のポートフォリオ閲覧
- 進路の登録・報告

※事務所・各研究室の電話番号はP. 75を参照してください。

●リベラルアーツセンター



●本部棟



事務所案内（上野毛キャンパス）

事務取り扱い日

月曜～土曜

※通常授業期間以外の土曜・夏季休業期間・年末年始等の校舎閉鎖期間は取り扱いしませんので、事前に確認してください。

事務取り扱い時間

９：００～１７：３０

※通常授業期間以外は9：00～17：00の取り扱いです（11：30～12：30は昼休みです）。

大学の施設・備品管理をしています

総務課

○学校法人の運営に関すること

大学のお金を扱っています

経理課

○財務に関すること
- ＊予算・決算、資金計画など

進路・就職のことが気になったら…

キャリアセンター

○進路・就職関係
- ＊進路・就職に関する質問や相談
- ＊企業の資料・求人閲覧
- ＊先輩の進路・就職先などの資料閲覧
- ＊先輩のポートフォリオ閲覧
- ＊進路の登録・報告

授業・学生生活・国際交流に関することを担当しています

美術学部 事務室

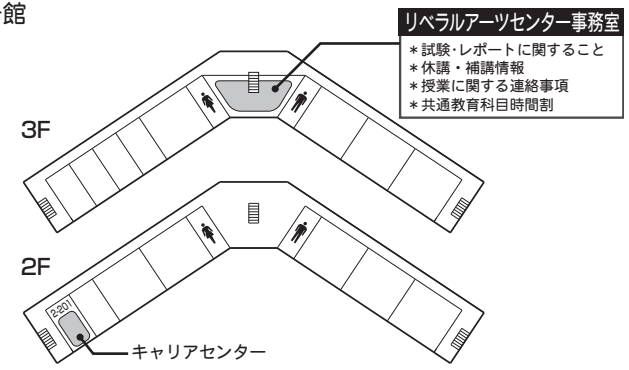
○各種証明書の発行
○教務関係
- ＊授業の履修に関すること
- ＊試験に関すること
- ＊成績・進級・卒業に関すること
- ＊学芸員の資格取得に関すること

○学生生活関係
- ＊学生証の交付、再交付
- ＊学割の発行
- ＊学生相談
- ＊「学費延納願」の受付
- ＊休学、退学の受付
- ＊転学科・転専攻に関すること
- ＊奨学金
- ＊講義室、演習室の使用申込
- ＊セミナーハウスの利用申込
- ＊遺失物、拾得物
- ＊ポスター掲示許可

○国際交流関係
- ＊交換留学に関すること
- ＊留学生に関すること

※事務室・各研究室の電話番号はP. 75を参照してください。

●２号館



●図書館



※総務課・経理課はp.228を、学生相談室については P. 130 をご覧ください。

学生証について

担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	学生課	美術学部事務室

学生証は、本学の学生であることを証明する重要なものです。人に貸与、譲渡してはいけません。また、紛失して他人に悪用されることがないように取り扱いには十分注意してください。

●提示が必要なとき

①試験を受けるとき
②各種証明書の申請、各種事務手続きをするとき
③図書館など学内の施設を利用するとき
④定期券を購入するとき
⑤学割を利用して乗車船するとき
⑥遺失物を受け取るとき
⑦本学教職員から請求されたとき

●有効期限

学生証は卒業時まで使用しますが、有効期限は裏面のシールで1年間となっています。裏面のシールは毎年、年度当初の指定期日内に更新してください。

●学生証の更新について

年度当初の研究室オリエンテーション時に新しい裏面のシールを配布します。

オリエンテーションの日程は、3月中旬に本学Webサイトへ掲載される「新年度に関するご案内」で、確認してください。

裏面シールは、あなたが大学に登録した住所を印字して交付しますので、住所、電話番号・携帯電話番号等を変更したら、学生ご自身でCampusSquareの「学生情報」を更新した後、すぐに担当部署へ申し出てください。

●再交付

学生証を紛失、盗難、破損、汚損した場合は、担当部署に再交付の申し出をしてください。

再交付手数料：　1,000円
再交付日　　：　原則として申請した翌日の正午以降

※汚損・破損等の場合は、現物の学生証と交換となります。
※紛失、盗難の場合は、悪用されることがないように必ず最寄りの警察に届け出てください。

●学生証の返還について

次のようなときは、学生証を大学へ返還してください。

①新たな学生証の交付を受けたとき
②紛失などで再交付を受けた後、前の学生証が見つかったとき
③退学・卒業したとき

●その他の注意事項

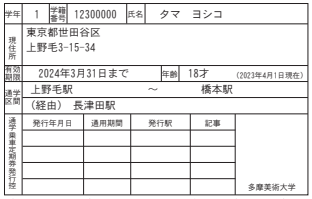
学生証にはICチップが内蔵されています。強い力を加えたり曲げたりすると、ICチップが破損する可能性があります。

読み取りができなくなった場合は、担当部署までご相談ください。

表面



裏面（シール）

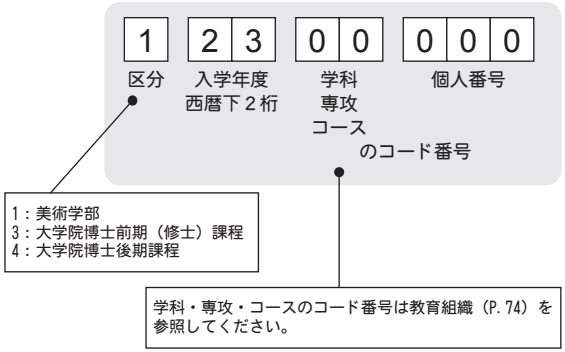


※新しいシールを貼る場合は、このシールをはがしてから貼ること（重ね貼り不可）

●学籍番号とは

入学と同時に、学生個々に個人番号が決められます。8桁の数字で構成されており、在学中に変更することはありません。

試験、レポート提出等あらゆる手続きに必要となりますので、間違いなく覚えてください。



各種証明書

●在学生が発行できる証明書

名称	申込先		手数料	備考	担当部署
	八王子	上野毛			
在学証明書☆	自動発行機	美術学部事務室	100円		【八王子】教務課 【上野毛】美術学部事務室
履修科目証明書			200円	履修登録確定後発行	
成績証明書☆				新入生除く	
卒業(修了)見込証明書☆			100円	最終学年のみ 履修登録確定後発行	
学芸員資格取得見込証明書					
教員免許状取得見込証明書					
健康診断証明書		美術学部事務室	200円	自動発行機にて即日交付できない場合あり	保健室
学割証 (学生旅客運賃割引証) 注:詳細はP.111参照		学割証発行機	無料	年間10枚	学生課・美術学部事務室

※上記☆印の証明書は、英文も発行可能です。
※卒業生・修了生・その他離籍者の証明書は教務部ウェブサイトを確認してください。
【証明書発行】http://www.tamabi.ac.jp/kyoumu/syoumeisyo/hakkou.html

●発行方法・交付日数
上記表の「申込先」により、発行方法と交付日数が異なります。

申込先	発行方法	交付日数
自動発行機	八王子キャンパス本部棟2階 国際交流センター隣に設置しています。 窓口取扱時間のみ利用することができます。 利用には学生証が必要です。	即日
美術学部事務室	上野毛キャンパス 美術学部事務室にて申請書を用意しています。 学生証を持参してください。 詳細は窓口でお問い合わせください。	翌日
学割証発行機	上野毛キャンパス 美術学部事務室内に設置しています。 窓口取扱時間のみ利用することができます。 利用には学生証が必要です。	即日

CampusSquareについて

CampusSquare は本学在学生向けの Web システムです。履修登録や学籍の参照だけでなく、日々の連絡もこのシステムを介して行われる場合がありますので、CampusSquare の掲示は必ず確認するようにしてください。

主な機能
- 履修登録
- 学籍情報の参照
- 学生住所・電話番号・メールアドレスの変更
- 時間割参照
- シラバス参照
- 成績参照
- 掲示(休講・授業連絡・事務連絡など)

Google Workspace for Education について

入学時に Google Workspace for Education のアカウントが付与されます。本学では、オンライン授業の受講ツールとして Google サービスの 1 つである classroom（クラスルーム）を使用しますので、事前にログインしアカウントを確認するようにしてください。

主な機能
- クラスルーム
- メール(学籍番号 @stdt.tamabi.ac.jp)
- ドライブ
- その他、Google の一般的なアプリケーションが使用できます。

CampusSquare・Google Workspace for Education
ログイン方法・マニュアルについて

情報推進課 (https://www.tamabi.ac.jp/ips/) のホームページに記載しています。
ユーザ名・初期パスワードは入学時に「初期パスワード通知書」を配布しお知らせします。

住所・電話番号・氏名等の変更

次の変更があった場合には、速やかに大学へ届け出てください。

担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	教務課	美術学部事務室

変更の内容		手続き方法
住所・電話番号が変わった	本人	① CampusSquareの「学生情報」の更新 ②「学生証裏面シール」の受け取り ※八王子キャンパスは学生課にて受けとれます
	保証人	「誓約書記載事項変更届」の提出
氏名など戸籍が変わった	本人	「誓約書記載事項変更届」の提出 ※変更後の保証人の個人事項証明書（戸籍抄本）1通を添付
	保証人	
保証人が変わった		

手続きを怠ると、大学からの重要な郵便物等が届かないといった不都合が生じることもありますので、速やかに手続きしてください。

学費の納入

●学費振込用紙の送付

進級判定後3月上旬に、保証人住所へ学費振込用紙（年間納入用・分納前期用・分納後期用）を送付します。分納の場合は、後期分振込用紙を紛失しないように注意してください。なお、万一振込用紙を紛失した場合は、納入期限内であれば、再発行しますので、経理課までご連絡ください。

●納入期限

年間納入の場合	4月10日まで
分納の場合	前期分　4月10日まで
	後期分　9月20日まで

●納入方法

本学所定の学費振込用紙を使用して、銀行窓口で振り込んでください。

なお、原則として上記方法での振込みをお願いしていますが、ＡＴＭ、ネットバンキングでも振り込み可能です。

ただし、その場合は次のことに注意してください。

・振込手数料は、振込人の負担になります。
・送付された振込用紙の「整理番号・学生氏名」を振込人名に入力してください。

●延　納

担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	学生課	美術学部事務室

・特別の理由があり、やむを得ず学費延納を希望する場合は、納入期限前までに「学費延納願」を担当部署に提出し、延納の許可を得てください。
・延納が許可される期間は、納入期限から2カ月以内です。
・学費振込用紙は納入期限にかかわらず、そのまま使用してください。

●滞　納

延納許可なしに学費を滞納すると、学内奨学制度（授業料減免制度含む）受給者は採用取消（給付金返還）、日本学生支援機構奨学金貸与者は振込保留となります。

また、学費等納入の督促を受けたにも関わらず指定期限までに手続きを行わなかった場合は、学則第23条2（5）、大学院学則第30条（5）により「除籍」となります。

欠　席

次の理由による欠席は「公欠」として取扱います。「公欠」の場合は、公欠届を提出することができます。

欠席理由	提出書類	公欠期間	手続き場所	
			八王子	上野毛
①学校感染症	公欠届・登校許可証明書または診断書※・時間割に欠席日を記入したもの	学校保健安全法施行規則の定める期間	保健室	保健室
②近親者の忌引き	公欠届・会葬礼状・時間割に欠席日を記入したもの	父母：連続7日間 祖父母・兄弟姉妹：連続3日間	教務課	美術学部事務室
③教育実習・介護等体験・博物館実習	ガイダンスで説明			
④大学が認める学外ゼミ研修等	書類提出不要			
⑤裁判員制度による裁判への参加	公欠届・裁判所が発行する証明書・時間割に欠席日を記入したもの	裁判所が指定する日数	教務課	美術学部事務室

※診断書は、加療期間が明記されたものに限ります。

・「公欠」については、授業回数および欠席回数から除外します。
・「公欠」事由終了の翌日から1週間以内に届出を行ってください。
・但し、平常授業最終日を過ぎたものは受け付けません（成績報告に間に合わないため）。
・上記以外の事由によるものは、「欠席」として取扱います。
・欠席期間が2週間以上に亘る長期欠席（休学に満たない2カ月未満の傷病等）についても、「欠席」となりますが、状況把握のために「長期欠席届」を提出してください。但し、「欠席」を考慮するかの判断は、担当教員により異なります。
・①学校感染症の手続きについては、本学Webサイトの「感染症にかかった時の取り扱いについて」をご覧ください。

転学科（転専攻）

① 転学科（転専攻）を希望する学生は転学科・転専攻試験を受験して、合格しなければなりません。※欠員状況により試験を行わない場合があります。
② 転学科・転専攻試験を受験する場合は決められた出願期間内に願書を提出してください。
※募集要項・願書は9月中旬より配布予定です。出願期間、出願資格、試験内容など募集要項で必ず確認してください。
③ 転学科・転専攻試験を受験するためには現所属学科の学科長から許可を得なければなりません。
④ 転学科（転専攻）の受入年次は原則として1、2年次への転入となります。各学科・専攻の受入年次は募集要項で確認してください。

《募集要項・願書の配布／提出先》八王子キャンパス：入試課　上野毛キャンパス：美術学部事務室

賞　罰

① 成績優秀、品行方正な学生は、適当な方法で表彰することがあります。
② 本学の諸規則に違反する等の行為があった学生は懲戒します。
③ 懲戒には、退学・停学・訓告があります。(学則第34条、大学院学則第37条)
⇒詳しくはP.193「多摩美術大学学生懲戒規程」を参照

成　績

前期科目は8月下旬、後期・通年科目は、2月下旬に成績発表を行います。CampusSquareにて成績表を確認できますので、各自で修得単位を確認してください。

進　級

① 当学年の実技もしくは専門科目の成績が不良な学生は、審議の上、原級にとどめます。
② 進級の判定を受けられない場合には、留年または退学となります。

履修、単位については、別冊の「履修案内」を熟読してください。

卒　業

① 4年以上在学し、所定の共通教育科目、専門学科科目から各学科・専攻の定める必修科目、選択科目の単位に加え、卒業制作または卒業論文、卒業研究に合格し、合計124単位以上修得することを卒業の要件とします。
なお、転学科、3年次編入学生については、認定科目、単位の関係上個別に対応します。
② 卒業の判定を受けられない場合には、留年または退学となります。
③ 卒業に際しては、学生証その他指示された物品を大学に返却しなければなりません。
※ 4学年で留年した場合、卒業要件を満たせば、次年度9月末日に卒業することが可能です。

Q＆A

Q：進級・卒業・修了できるかどうかは、どうやってわかるのですか？
A：3月上旬に本人・保証人連名の進級・卒業・修了結果通知を保証人宛に送付します。進級結果通知には、「成績表」「学費振込用紙」等を同封します。
保証人の住所等が変更した場合は、大学に必ず届け出てください。

休学・復学

病気その他やむを得ない理由で、2カ月以上出席できないときは、休学の手続きをしてください。次頁の申請手順を参照のうえ、担当部署へ相談してください。

① 次の場合は、原則として休学を申請できません。
- 年間授業期間の3分の2が過ぎている場合（10月中旬頃）
- 学費滞納者

② 休学期間・手続期日・学費について

休学期間			手続期日	学費
年間休学		4月1日～翌年3月31日	3月末日まで	年間授業料の4分の1
半期休学	前期	4月1日～9月30日（※）	3月末日まで	半期授業料の4分の1
	後期	10月1日～翌年3月31日	9月末日まで	

※前期休学に関しては、事前に担当部署へ相談してください。

◆手続期日を過ぎると当該学期分の学費は一切減免できません。
◆休学期間は年度ごとに1年以内の申請となります。（半期のみ休学した場合も通計1年度として算定されます。）
ただし、やむを得ない事由（傷病・留学等）がある場合は、診断書等を提出して引き続き１年間を限度に休学延長を認める場合があります。
◆休学は通計4年度（大学院生は通計2年度）までとなります。
◆休学期間は在学年限に算入しません。
◆休学期間中は学内の諸施設、セミナーハウスの使用はできません。

③ 外国人留学生が休学する場合
休学期間中は日本に留まることは認められません。母国へ帰国することになります。

④ 外国人留学生が兵役による休学をする場合
兵役のために休学する場合は、証明書の提出が必要になります。
なお、希望する場合には、事前に担当部署へ相談してください。

⑤ 復学手続きについて
復学日は休学期間終了日の翌日となります。手続き書類は、休学期間終了前に担当部署より保証人住所宛に文書で通知します。指定された期日までに書類を提出してください。

休学や退学について悩んでいる場合、所属学科の教員や教員相談員、
学生課や学生相談室などに相談してみてはいかがでしょうか・・・
手続きが遅れると学費減免ができませんので、早めに相談してください。

退　学

病気その他やむを得ない理由で退学を希望する場合は、退学の手続きをしてください。次の申請手順を参照のうえ、担当部署へ相談してください。

① 退学を願い出る場合は、基本的にそれまでの授業料等を完納してください。
② 退学を許可された場合は、退学日までに「学生証」、その他大学から貸与されている物品をすみやかに返却し、私物は持ち帰ってください。
③ 退学日は、前期末退学の場合は9月30日付、後期末退学の場合は3月31日付とします。

●次の事項に該当した場合は、教授会の審議を経て除籍となります。
通知は本人・保証人連名にて保証人住所宛に通知します。
- 在学年限が休学期間を除き8年をこえても卒業できない場合
（修士課程は5年、博士課程は6年、3年次編入学・再入学は
在学すべき年数の2倍に相当する年数）
- 定められた休学期間を経過した場合
- 定められた期間に復学または休学延長の願出がない場合
- 連続して2回進級できない場合（休学・転学科対象者は除く）
- 授業料を滞納した者が督促を受けてもなお納付しない場合

休学・退学申請手順
1．担当部署へ相談・連絡（手続きに関する説明）
2．（保証人承諾後）「休学・退学願交付申請書」を受取・記入
3．所属学科専任教員と面接（本人が所属研究室へ連絡） 面接日に「休学・退学願交付申請書」を持参し、教員へ署名依頼
4．面接後「休学・退学願交付申請書」を事務担当部署へ提出 「休学願」「退学願」本人記入・捺印（手続き時は認印を持参）
5．担当部署より保証人へ「休学願」「退学願」署名・捺印依頼（送付） 「休学願」「退学願」提出（返送）
6．教授会・大学院委員会にて許可後、保証人住所宛に許可書類を送付

休学・退学担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	学生課	美術学部事務室

大学からの伝達

大学では学生への連絡等は学内設置の掲示板ならびCampusSquareの掲示板により行っています。

内容によっては、緊急を要するもの、知らないで後日支障をきたすものもありますので、見逃すことのないように注意してください。

●掲示板の場所

八王子キャンパス
- 本部棟各部署前（教務課・学生課・ｷｬﾘｱｾﾝﾀｰ・保健室・庶務課・経理課）
- リベラルアーツセンター事務室前
- 各研究室前

上野毛キャンパス
- 美術学部事務室掲示板
- キャリアセンター
- 保健室
- リベラルアーツセンター事務室前
- 各研究室前

＊図書館については、大学図書館Webサイトをご覧ください。

1日1度は必ず掲示板を見るよう習慣づけてください。

●緊急連絡サイトについて

緊急連絡サイトは、本学から学生・教職員に緊急のお知らせを提示するための学内向けサイトです。携帯電話などからの閲覧も可能です。

URL http://tamabi.jp/urgent/

QRコード

●休講情報について

CampusSquareで見ることができます。

また、履修登録された科目についての休講情報、教室変更等の臨時連絡をCampusSquareに登録されたメールアドレスにて受け取ることができます。

気象警報及び交通機関のストライキにおける授業の取り扱い

●気象警報発表時における授業取り扱い

気象庁より、気象警報もしくは特別警報が発表された場合は、次のとおりとします。

＜対象となる気象警報＞

【警報】　「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれか

【特別警報】「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」のいずれか

＜対象地域＞　○八王子キャンパスの場合：「多摩南部地域」
○上野毛キャンパスの場合：「東京23区地域」

【午前の授業】	
午前6時現在、各キャンパスで定める対象地域が警報・特別警報下にある場合	1、2時限休講
午前6時までに解除された場合	平常どおり授業を実施
【午後の授業】	
午前11時現在、各キャンパスで定める対象地域が警報・特別警報下にある場合	3、4、5時限休講
午前6時から午前11時までに解除された場合	午後の授業を実施

○事前に警報等被害が予想される場合には、本学Webサイト及び緊急連絡サイトにてお知らせする予定です。

○気象状況に伴い学生を安全に帰宅させる必要があると認めた場合は、上記規定にかかわらず、一部または全ての授業を休講とする場合があります。

○気象状況に伴い交通機関が不通等により通学できない場合は、その交通機関利用者に限り、「公欠」扱いとしますので、後日所定の「公欠届」を八王子キャンパス：教務課、上野毛キャンパス：美術学部事務室に提出してください。運行ダイヤの乱れ等により遅刻した場合には、可能な限り「遅延証明」をもらい、直接授業担当教員に申し出てください。

●交通機関のストライキにおける授業の取り扱い

(1) 利用交通機関がストライキの場合には、他の交通機関を利用して通学してください。他の交通機関を利用しても通学することができない場合は、その交通機関利用者に限り「公欠」扱いとしますので、所定の「公欠届」を教務課に提出してください。その際の具体的な措置は「気象警報発表時における授業の取り扱い」に準じます。

(2) ストライキ解除後に通学する際に、運行ダイヤの乱れ等により遅刻した場合は、直接授業担当教員に申し出てください。

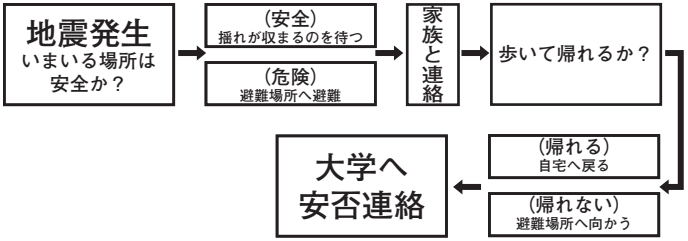
大地震への対応について

大学にいるときに大地震が発生した場合は、次の点に注意してください。

大きな揺れを感じたら	揺れが収まったら
・危険物から離れる ・落下物から頭と手足を守る ・出口を確保する ・揺れが収まるのを待つ	・冷静に、落ち着く ・周囲の状況を確認（危険物） ・負傷者の救護や初期消火への協力
避難するときの注意点	
・おはしも（おさない、はしらない、しゃべらない、もどらない）を守る ・火災等で煙が発生している時はタオルなどで口を覆う ・階段で移動する	
安全が確認されるまで大学や避難場所にとどまる	
・余震が落ち着き、帰宅手段の安全が確認されるまで無理に帰宅せず、原則として大学や避難場所にとどまる	

詳細は、多摩美術大学「大地震対応マニュアル」を参照してください。
※本学公式Webサイトで公開しています。
https://www.tamabi.ac.jp/emg/

多摩美術大学臨時公式Webサイト
本学の公式Webサイトが災害や停電等で閲覧できない場合は、臨時公式Webサイトに大学からのお知らせを掲載します。
https://sites.google.com/site/tamabiweb/



※日頃から所属研究室のアドレス・電話番号を登録しておきましょう。
https://www.tamabi.ac.jp/contacts.htm

学内への入構・退構時間について

学内での活動許可時間は、授業時の午前8時50分から午後9時です。原則として学生のみでの午後9時以降の活動はできません。午後9時までの退構を厳守してください。　2021年度より「南通用門」を開設しました。
なお、八王子キャンパスの各門の開閉については、次の通りです。

○＝開門　×＝閉門

八王子キャンパス		正門	東門（※2）	南通用門	北通用門
授業期間	月～土	○ 8:00～21:10		○ 8:00～18:30	○（※3） 8:00～18:30
授業期間	日・授業日ではない祝日	○（※1） 8:00～17:10		×	
長期休暇期間		○（※1） 8:00～17:10		×	
校舎閉鎖期間・年末年始		×			
入試・卒業制作展・芸術祭期間　その他		随時掲示			

※1　休業日の施設使用申請をして許可を受けた学生のみ、入退構できます。入構にあたっては、「学生証」が必携です。
※2　東門とは、自転車専用駐輪場に隣接した門のことです。
※3　北通用門は閉門後、キャンパス内からの退構のみ可能となります。

通学について

●公共の場でのマナー（通学時に気をつけたいこと）
・スマートフォン操作やイヤホンをしながらの自転車運転や歩行は危険!!
・「歩きたばこ」や「たばこのポイ捨て」は大変迷惑!!
・歩道を横に広がって歩くことや、大声で話しながら歩くことも迷惑!!
⇒地域コミュニティの構成員として、迷惑をかけないよう心掛けてください。

●公共交通機関を利用した通学

通学定期券の購入方法
・駅備え付けの申込用紙に記入し、学生証を添えて購入します。
・事前にインターネットで定期券の申込みをしておくと、窓口での購入がスムーズとなる路線もあります。

通学区間の注意
・学生証裏面に記載されている現住所の最寄り駅と大学最寄り駅を結ぶ最短区間でなければなりません。
・通学区間を変更する場合は、CampusSquareで登録変更後、担当部署にて学生証裏面シールを受領してください。

担当部署	八王子キャンパス：学生課	上野毛キャンパス：美術学部事務室

注意

通学定期券は、現住所と大学までの“通学”を目的とする場合のみ購入できます。他人への貸与や、通学区間を勝手に変更したり通学目的以外に使用することは不正乗車となり、増運賃等を請求されます。また、大学からも停学などの懲戒処分が科せられますので、不正使用は絶対にしないでください。

●自転車・オートバイ通学（上野毛キャンパスはオートバイ通学不可）

自転車・オートバイで通学する場合は、次の注意事項を守り、必ず所定の駐輪場に駐輪してください(駐輪場以外への乗入れは禁止しています)。

危険

スピード出しすぎ!!

自転車運転の際に、下り坂では、特に歩行者との接触事故が起こらないよう次のように気をつけること。道路交通法違反は厳しく処罰されます。
○自転車を引いて歩く。　○前方を注意し徐行する。　○左側を走行する。
○暗くなる前に早めにライトを点灯する。　○信号を守ること。

注意

自転車盗難を防ごう!!

学内の駐輪場においても、盗難を防ぐため次のように気をつけること。
○自転車にチェーンタイプの鍵をつけましょう。駐輪場に自転車止めの柵がある場合は、柵と自転車にチェーンを結び付けましょう。

自転車駐輪場の使用について	
使用目的	通学のため自転車を駐輪する。
使用対象施設	自転車駐輪場（八王子：キャンパスマップ参照／上野毛：別途告知）
使用申請方法	使用申請は不要
使用可能時間	授業日 8:00～21:10（閉鎖期間以外の休業日 8:00～17:10）
使用時の注意	通学途上および駐輪場での事故・盗難について、大学は一切責任を負わない。
禁止行為	・無用な乗り回し、分解整備、スピードの出しすぎ等近隣に迷惑になる行為 ・長期にわたる放置
使用禁止	上記の事項に違反するものは、使用を禁止する。

オートバイ駐輪場の使用について（八王子キャンパスのみ）	
使用目的	通学のためオートバイを駐輪する。
使用対象施設	オートバイ駐輪場（大学北通用門横）
使用申請方法	学生課に必ず使用申請をして許可ステッカーをもらい、オートバイにつける。
使用可能時間	授業日 8:00～21:10（閉鎖期間以外の休業日 8:00～17:10）
使用時の注意	通学途上および駐輪場での事故・盗難について、大学は一切責任を負わない。
禁止行為	・無用な乗り回し、分解整備、洗車、その他騒音等近隣に迷惑になる行為 ・長期にわたる放置
使用禁止	上記の事項に違反するものは、使用を禁止する。

●自動車通学（禁止）

自動車通学は禁止しています。また、大学外周道路は駐車禁止です。
ただし、作品、材料の運搬等やむを得ない理由がある場合は1日のみ特別に許可することがあります。

自動車の入構について	
入構目的	授業や研究のための作品やクラブ活動の道具類の搬入・搬出　※通学は禁止
申請窓口	八王子キャンパス：学生課／上野毛キャンパス：美術学部事務室
入構申請方法	・申請窓口に入構前日までに「車輌入構願」に記入して申請 ・申請時に自動車任意保険証のコピー、運転者の免許証を提示 ・レンタカーは、任意保険証のコピーは不要 不明な点は事前に担当部署へ確認してください。
入構可能時間	授業日 8:50～21:00（閉鎖期間以外の休業日 9:00～17:00）
入構時の注意	・許可証は守衛所で必ず提示すること　・構内は時速20㎞以内で走行すること ・入構途上および構内での事故について、大学は一切責任を負わない。
禁止行為	・上記目的以外での入構（不用品の持ち込み等）、目的地以外への構内の移動、1日を超える放置、騒音等近隣に迷惑になる行為。
入構禁止	上記の事項に違反するものは、その後の入構を禁止する。

構内のマナー

●構内では次のマナーを守ってお互い快適に過ごしましょう。

・植え込み等には入らないでください。
　草木は大切にしましょう。
・学生食堂の食器の後片付けを忘れずに。
　食器は持ち出さず、きちんと返却しましょう。
・建物内では携帯電話等をマナーモードにしましょう。
　通話は周りに迷惑にならない場所で。
・近隣の住宅の迷惑にならないよう、音を発する行為には特に注意してください。
・教室や制作場所を使用しないときは、電気を消しましょう。
　節電にご協力ください。

構内での禁止事項

●構内においては、次の事項は禁止とします。

・防火設備（防火扉・消火器等）の前に作品・私物を置くこと
　→【消防法違反】火災が発生した場合、人命に関わるため。
・制作における、所定の場所以外での火気の使用
・焚き火・カセットコンロ等の使用
・特定屋外喫煙場所以外での喫煙
・スケートボード等危険な遊具の使用
・設備・備品等の破損
・施設等への落書き
・塀・フェンス等を乗り越える行為
　（入退構は正門・東門・南通用門・北通用門を利用すること）
　※上野毛キャンパスにおいては南門・北門を利用すること
・廊下等で制作および作品の放置
・許可のないビラ・ポスター・マイク等による宣伝・勧誘活動
・政治活動・宗教布教活動
・許可のない飲酒
・その他大学が禁止する行為

意見箱の活用

本学では、一人ひとりの意見や提案を広く伺い、より充実した大学をつくるために「意見箱」を設けています。意見や提案のある学生は、「意見シート」に記入の上、「意見箱」に投函してください。皆さんの建設的な意見・提案をお待ちしていますので、活用してください。

「意見箱」の設置場所	八王子キャンパス： 本部棟1Ｆ学生課入口掲示板 上野毛キャンパス： 本館B1F食堂付近の掲示板
「意見シート」の設置場所	「意見箱」付近に設置（大学Webサイトからも、出力可能）
取り扱えないもの	○個人の成績評価に関すること ○他の団体や個人への誹謗中傷 ○無記名であるもの ○「意見」の具体性等が欠如している場合 等
回答方法と回答場所	原則掲示にて回答 但し対面回答も希望の場合には行います。 【掲示場所】「意見箱」と同じ掲示板

なお、学生の学籍番号・氏名等、個人が特定される情報は、一切公表されません。

学生呼び出し・個人情報の取り扱いについて

・学生個人への外部からの呼び出しや伝言は、緊急かつ重要事を除いて受けつけられません。家族や友人にもその旨周知させてください。
・学生・教職員の住所・電話番号等に関する問い合わせには一切応じられません。
・本学の職員を装って実家に電話をかけ、学生の携帯電話番号等を聞き出そうとしたケースがありました。不審な時は大学に問い合わせるようにしてください。

●「個人情報」の取り扱いは慎重に

携帯電話番号やメールアドレスといった個人を特定できる情報を「個人情報」と言います。具体的には、氏名・住所・生年月日・学籍番号なども含みます。紙に書いたものだけでなくパソコン上のデータも含まれます。これらの「個人情報」は、自分の情報も、他人の情報も、慎重に扱ってください。本人の同意を得ないで、他の人に教えてはいけません。

インターネットの普及により、いつ・どこで・誰があなたの情報を見ているかわかりません。掲示板への書き込みや、サイトへの「個人情報」の登録には、細心の注意を払ってください。

大学では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、みなさんの「個人情報」を適切に取り扱っています。不明な点は学生課まで問い合わせてください。

◆携帯電話番号も「個人情報」です◆

Q. 友人Aさんから、「あなたの友達のBさんの携帯電話の番号を教えて」と言われました。あなたなら、どうしますか？

1. AさんもBさんも自分の友人だし、携帯電話番号なので、すぐに教える。
2. BさんにはAさんに教えたことを後で伝えることにして、すぐに教える。
3. 「BさんからAさんに連絡してもらう」と伝え、Aさんの連絡先を聞いて、BさんからAさんに連絡してもらう。

A. 答えは「3」です。
1や2のように、Bさんの連絡先をBさんに無断で他人に教えてはいけません。

学割について

●学割証（学生旅客運賃割引証）

JRの鉄道・航路の片道区間が100kmを超えるとき、利用できます。
※修学上の目的に限ります。

割引率	２割（普通乗車券のみ）	
発行場所	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	本部棟2F　証明書自動発行機	美術学部事務室内　学割発行機
発行枚数	原則として　年間10枚	
有効期限	発行日から３カ月	
備考	学割証の発行時、及び乗車券購入時には学生証が必要です。	

普通乗車券1枚の購入につき、学割証1枚が必要です。
往復乗車券として購入する場合は、学割証は1枚で足ります。
※乗車券購入に関するお問い合わせ先は、JRみどりの窓口となります。
※夏季休業期間・年末年始・入試期間等、発行ができない期間があります。
期日は前もって掲示しますので、計画を立てて期間内に申し込んでください。

警告！！

学割証は、本人以外が使用すると不正使用になります。
罰金が課せられたり、場合によっては大学全体が発行停止処分を受けたりすることもあります。
貸し借りなどによる不正使用は絶対にしないでください。

●学生団体割引

JR区間において８名以上の学生と引率者（教職員１名以上）がいる場合、学生団体割引を申請することができます。

割引率	５割（引率者３割）
申込期限	出発日の14日前まで
申込書	駅、旅行会社に所定用紙有り

※申請時に大学の証明が必要になります。計画を立てて早めに申請してください。

学内への掲示について

学内行事・学生による展覧会の掲示をしたいときは許可が必要です。

担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	学生課	美術学部事務室
掲示できる内容	学内行事、本学学生が出展する個展・グループ展、 授業・課外活動等の催しなど（芸祭時のポスター除く）	
掲示できる期間	最長1カ月 ※通常授業期間以外は掲示できない場合があります。	
掲示できる場所	許可申請時に担当部署に確認してください。	
注意事項	・宗教や政治活動、個人的な告知に関する掲示は禁止です。 ・〈八王子キャンパス〉掲示場所は20カ所以内 ・〈上野毛キャンパス〉所定の掲示板とします。 ・掲示期間内にすみやかに取り外してください。 ・掲示物のサイズは原則としてハガキ～A4程度とします。 ・掲示規則（内容、サイズ、場所等）から外れる場合は必ず担当部署に事前にご相談ください。	

許可印のない掲示物については、廃棄します。

郵便物・宅配便について

①学生個人宛てのものについて

大学では受け取りませんので、必ず個人住所に送付するよう、家族・業者等によく周知させてください。

※Amazonの規約に基づいて、各キャンパス設置のアマゾンロッカーの利用が可能です。

②公認クラブ・サークル宛てのものについて

八王子キャンパスでは、学生課前に各クラブ・サークルの専用郵便ボックスを設置し、保管しています。大学からの事務連絡も入れていますので、クラブ・サークル関係者は定期的に確認してください。

盗難防止

●学内での盗難を防止するため、次の点に留意してください。
・貴重品は必ず携帯するようにし、絶対にバッグ等に入れたまま席を離れたりしないこと。
・ロッカーには必ず鍵をかけること。また自転車駐輪の際にも鍵をかけること。
なお、学内で盗難にあった場合は、すぐに担当部署へ届け出てください。

遺失物・拾得物

担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	学生課	美術学部事務室

●遺失物・拾得物
学内で物を紛失あるいは拾得した場合は、速やかに担当部署へ届け出てください。
・記名がある物は、電話やEメール等でご連絡します。
・貴重品以外で無記名のものは、〈八王子キャンパス〉は学生課前の拾得物保管ケースに、〈上野毛キャンパス〉は事務室前の拾得物保管ケースに陳列しています。
・拾得物の保管は3カ月です。落とし物をした場合は、すぐに担当部署に問い合わせてください。
・貴重品（現金、財布、電子機器類など）は、担当部署で1カ月保管後、所轄の警察署に移管します。

※携帯電話、キャッシュカード、クレジットカード等を落としたら、悪用を防ぐため、すぐ所定の機関や登録会社に届け出ましょう。
※学外で学生証を落とした場合は悪用を防ぐため、最寄りの警察署に届け出ましょう。

●学外での遺失物・拾得物対応
・一般交通機関（電車、バス等）で遺失・拾得した場合は、当該交通機関に速やかに届け出てください。たとえ、本学生の物と判断できる場合でも、交通機関（運転手、改札窓口等）に届けてください。道路等で遺失・拾得した場合は、最寄りの警察署に届け出てください。連絡先については、P.230をご覧ください。警視庁ではインターネットで落とし物情報を公表しています。

●拾得者の権利
・学内で財布や現金を拾得した場合は、24時間以内に担当部署に届け出ないと報労金や所有権の権利が消滅します。（道路で拾得した場合は、1週間以内です。）詳しくは、警視庁のWebサイトをご覧ください。

食堂・売店・ATM 等（八王子キャンパス）

八王子キャンパスには、3カ所の食堂と専門用品の店が委託業者により営業しています。

営業日は、日・祝日を除く授業期間中です。長期休暇期間中の営業日時については事前に掲示を行います。

	名称	場所	営業時間	その他
食堂	イイオ食堂	絵画東棟1階	平日：11:00～16:00 土曜：11:00～14:00	食堂はセルフサービスですので食器を各自で返却窓口まで持っていくこと 【ラストオーダー】 イイオ食堂：閉店20分前まで 東学食堂　：閉店30分前まで
	東学食堂	グリーンホール内	平日：11:00～18:00 土曜：11:00～14:00	
	Boulangerie Tougaku	情報デザイン棟 芸術学棟 隣	平日：10:00～18:00 土曜：10:00～14:00	パンの販売
売店	セブンイレブン	グリーンホール内	平日・土曜： 8:00～20:00	
	世界堂	世界堂	9:00～17:30 （日曜休業）	画材、デザイン用品、 文房具等の販売
	.TOO	情報デザイン棟 芸術学棟 隣	9:00～18:00 （土曜休業）	出力等の取り扱い
	竹尾ペーパーショップ	情報デザイン棟 芸術学棟 隣	10:00～18:00 （土曜休業）	ファインペーパー・インクジェットプリンタ用紙・ 和紙・画材の販売
ATM	ゆうちょ銀行	グリーンホール内	平日・土曜： 9:00～17:00	日曜・祝日と校舎閉鎖期間は使用できません 提携先の金融機関のカード利用可能
公衆電話	国際電話対応（100円硬貨使用）：レクチャーホール24-303横 （場所はキャンパスマップ参照のこと）			

食堂・売店（上野毛キャンパス）

上野毛キャンパスには、食堂と専門用品の店があり、委託業者により営業しています。

営業日は、日・祝日を除く授業期間中です。長期休暇期間中の営業時間については事前に掲示を行います。

	名称	場所	営業時間	その他
食堂	東学食堂	食堂	11：00～14：00 （土曜休業）	食堂はセルフサービスですので食器を各自で返却窓口まで持っていくこと 【ラストオーダー】 閉店20分前まで
売店	世界堂	Cube	8：30～13：30 14：30～17：00 （日曜休業）	画材、デザイン用品、 文房具等の販売

※平常授業期間中の平日昼にはパンの出張販売やキッチンカーの営業があります。

服装について

制作や作業をするときは事故防止のため、次の服装をしてください。

機械工具を使用する場合	
髪の毛の長い者	○束ねる ○帽子の中に入れる （巻き込み防止の為）
火気類を使用する場合	
衣類	×化繊類 ○厚手の綿繊維（火気に強いもの）
飛散物のある作業	
衣類	長袖で厚手のもの
その他	防護眼鏡・マスクの着用

※工作センターを利用する場合は、特に安全に気を配り、担当教職員の指導・ルールを守り、事故を起こさないよう努めてください。
（事故発生時対応フローチャート　P.121参照）

喫煙について

キャンパス内での喫煙は特定屋外喫煙場所に限ります。

2018年の健康増進法一部改正を受けて、学校や病院・保育園、行政機関等では2019年7月以降「原則敷地内禁煙」となりました。

本学では、法令に則った「望まない受動喫煙防止」の環境整備のために2019年7月以降、既存の灰皿の撤去を行うと同時に、特定屋外喫煙場所 を次のとおり設置しています。

学内では特定屋外喫煙場所以外、喫煙はできません。

また、加熱式たばこについても学内では特定屋外喫煙場所以外、喫煙はできません。

八王子キャンパス設置場所（２ヵ所）

○絵画北棟　東側駐車場

○テニスコート　南側屋外

上野毛キャンパス設置場所（１ヵ所）

○守衛所裏

＊20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。

飲酒について

構内での飲酒および酒類の持込みは原則禁止です。
構内での飲酒には、教職員の立会いおよび事前の願出が必要です。
詳細については、研究室にお問い合わせください。

お酒を一気に飲みほすと、急激な酔い、循環器障害、意識のうすれ、そして呼吸の麻痺がおきて生命の危険につながります。学外でお酒を飲む機会もあると思いますが、人生や健康を台無しにすることのないように、自分をきちんとコントロールすることが大切です。

お酒を飲むときの5カ条

- イッキ飲みは決してしない、させない
- 食べながらゆっくり飲む
- 飲める人でもほろ酔い段階で切り上げる
- 飲めない人にはすすめない
- 体調の悪い時、服薬中は飲まない

＊20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。

ゴミについて

○2023年4月現在

次のとおり4種類のゴミ箱を設置しています。

燃えるゴミ・燃えないゴミ・かん・びん・ペットボトル

●制作時に出るゴミについて

陶・石膏・ガラス・金属・石・プラスチック等、制作時に出たゴミは産業廃棄物として専門業者による回収、処理を行います。研究室の指示に従ってください。

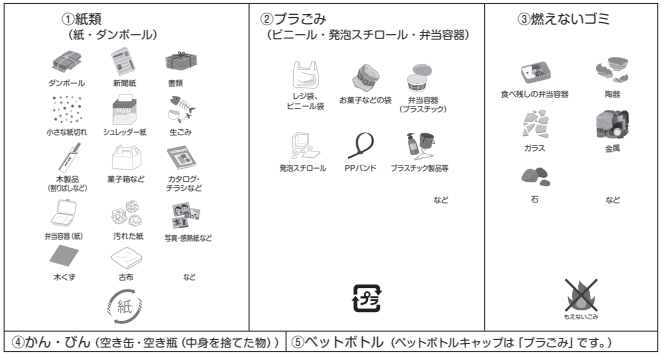
●学生クラブ棟のゴミの出し方

学生クラブ棟前にゴミ箱を設置しています。生ゴミ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機その他の粗大ゴミは捨てないこと。

ゴミはルールとマナーを守って出しましょう！

○2023年9月より実施

構内には5種類の分別ゴミ箱を設置しています。



※ゴミ回収は「事業者ゴミ」と「一般家庭ゴミ」に分類されます。

大学は「事業者」のため、「一般家庭ゴミ」の分別と異なりますので、ご注意ください。

●制作時に出るゴミについて

陶・石膏・ガラス・金属・石・プラスチック等、制作時に出たゴミは産業廃棄物として専門業者による回収、処理を行います。研究室の指示に従ってください。

●学生クラブ棟のゴミの出し方

学生クラブ棟前にゴミ箱を設置しています。生ゴミ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機その他の粗大ゴミは捨てないこと。

アルバイトの紹介

必要に応じてアルバイトをすることは、社会勉強のひとつになることもありますが、学業や健康に支障がないようにしてください。特に1年生は、大学生活に慣れるまで、アルバイトは極力避けたほうがよいでしょう。

●大学でのアルバイト紹介について

アルバイト求人の募集につきましては、株式会社　学生情報センター提供の学生アルバイト情報ネットワーク（バイトネット）に加盟し、Webサービスを行っています。ホームページにアクセス可能な環境であれば学内外を問わず、どこからでも、求人検索等が手軽にできます。

また､学生アルバイト情報ネットワーク（バイトネット）掲載の求人に関しては、ブラックバイトと呼ばれる求人を取り扱わないよう、厳しい審査や条件を設けておりますので、一般的な求人サイトよりも安全性が高いものとなっています。

【登録手順】

※大学から付与されたGoogle Workspace for Educationのアカウントで登録してください。

学生アルバイト情報ネットワーク（バイトネット）の多摩美術大学専用サイトよりアクセス・登録

URL：https://baitonet.jp/tamabi

“仕事内容が違っていた”“賃金未払い”“セクハラを受けた”などのトラブルが発生したら、学生アルバイト情報ネットワーク事務局に相談してください。

学生アルバイト情報ネットワーク事務局
Tel: 03-5325-0283（東京）

注意

インターネットを通じた“高収入アルバイト募集”などの誘いの情報には十分に注意しましょう!!　社会的に問題となっており、トラブルの温床であるといえます。
“そんなおいしい話は世の中にはない”と思ってください。

アパート・部屋探しについて

よりよい住居を確保することは、充実した大学生活を送る上での第一条件です。アパートを探す場合は次のことに注意して、快適な学生生活を送ってください。

●不動産業者について

大学では、次の不動産会社に業務委託しています。お部屋探しの際は参考にしてください。

八王子キャンパス
○ 京王不動産（株）橋本営業所　Tel 042-773-0611
○（株）オリバー365アパマンショップ橋本店　Tel 042-779-1515

上野毛キャンパス
○ センチュリー21（株）アイディール・プラス　Tel 03-5707-5441
○（株）エヌアセット　Tel 044-873-7188

本学の学生であればどちらの不動産会社も本学学生特典として<仲介手数料が2割引もしくは3割引、自社管理物件の場合5割引>となります。

参考となるWebサイト
東京都住宅政策本部　https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/
（「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」を閲覧・ダウンロードできます）

●学生寮について

1. 女子学生寮「多摩美オリーブ館」（八王子キャンパスに隣接する大学直営寮）2021年4月新築オープン。詳細は、「学生寮ではじめる多摩美ライフ2021」（パンフレット）並びに本学ホームページ（https://www.tamabi.ac.jp/campus/life/dormitory.htm）をご覧ください。

2. 男女学生寮「ディアコニア橋本」（多摩美術大学学生優先）
・住所：神奈川県相模原市緑区橋本6-6-10
・交通：JR横浜駅／京王相模原線「橋本駅」北口より徒歩約5分
・建物：鉄筋コンクリート造6階建／全137室
・寮母常駐
・1ヵ月にかかる費用：寮費59,000円～61,500円、他に初期費用がかかります。部屋数に限りがありますが、入寮希望の方は管理会社へご連絡ください。

○(株）共立メンテナンス(https://www.gakuseikaikan.com/wp/school/tamabihachiouzi)
Tel 0120-88-1030／Fax 03-5295-5906

●外国人留学生の方へ（住居の保証人・緊急連絡先について）

大学では連帯保証人を引き受けられません。不動産会社へ相談し、保証会社を利用してください。また保証会社利用の際「緊急連絡先」等の記入を求められる場合があります。「緊急連絡先」を見つけられない場合については、国際交流センターで保証会社を紹介しますので問い合わせてください。

学生保険について

担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	学生課	美術学部事務室

●学生教育研究災害傷害保険（通称：学研災）：入学時に全員一括加入

この保険は、本学に在籍する学生が、本学の教育研究活動中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害【ケガ（熱中症を含む）】を被った場合に適用されます。

詳細については、入学時に配布している「学生教育研究災害傷害保険のしおり」をご覧ください。

(1) ケガをしてから保険金を受領するまで

①事故発生	保険会社に通知しますので、担当部署へ速やかに申し出てください。※
②治療	後日領収書が必要になります。通院日を記録し、診察券（入院した場合は入院分の領収書も）も保管しておいてください。
③治療完了	担当部署へ申し出てください。請求書類を作成します。
④保険金受領	指定した口座に保険金が振り込まれます。

※事故発生から30日以内に報告しないと保険金が支払われない場合があります。

(2) 保険金が支払われる事故の範囲

保険金支払いの対象となる事故の範囲	保険金支払いの対象となる通院（治療）日数
①正課中 ②学校行事中	1日以上
③通学中 ④学校施設等相互間の移動中 ⑤学校施設内（課外活動を除く）	4日以上
⑥学校施設内外での課外活動	14日以上

①正課中

講義、実験・実習、演習、実技による授業を受けている間

②学校行事中

教育活動の一環として大学が主催する行事に参加している間
（入学式、オリエンテーション、芸術祭、学位授与式など）

③通学中

授業、学校行事、課外活動等への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、住居と学校施設等との間を往復する間

④学校施設相互間の移動中

授業、学校行事、課外活動等への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、大学の施設、または授業・学校行事・課外活動等の行われる場所の相互間を移動している間
（ゼミ旅行で大学からセミナーハウスへ移動する場合など）

⑤学校施設内

①②課外活動以外で学校施設内にいる間

⑥学校施設内外での課外活動

大学の認めた学内学生団体が学校施設外で活動を行っている間
（登山、モータースポーツ等、活動・競技内容によっては対象とならない）

(3) 支払われる医療保険金額

実際に負担した治療費を問わず、完治するまでに要した通院（治療）日数に応じて次の金額が支払われます。

通院日数	保険金額
1～3日	3,000円
4～6日	6,000円
7～13日	15,000円
14～29日	30,000円
30～269日	50,000円～200,000円
270日～	300,000円

入院した場合は、上記とは別に1日につき4,000円（事故の範囲問わず1日から）支払われます。

●学研災付帯賠償責任保険：任意加入

この保険は、本学に在籍する学生が、正課中、学校行事中、ボランティア、クラブ等での課外活動中、およびその活動を行うための往復中で、学生の被る対人・対物【賠償責任事故】に適用されます。

本学では学生教育研究災害傷害保険と違い、入学時に一括加入していないため、希望者は自ら加入手続きを行う必要があります。

(1) 保険の種類と保険料

	Aコース (通称：学研賠)	Bコース (通称：インターン賠)
対象となる活動	・正課中 ・学校行事中 ・Bコースの対象となる活動	・インターンシップ ・教育実習・介護等体験活動 ・ボランティアクラブにおけるボランティア活動
保険料（1年間）	340 円	210 円
保険期間	申込日の翌日からその年度の3月31日まで	

(2) 事故が起きたら‥‥

保険会社へ連絡してください。

東京海上日動火災保険株式会社　学校保険コーナー

TEL:0120-868-066

伝達事項

・氏名、年齢、在籍する大学名	・事故発生日、時刻
・事故発生場所	・被害者の氏名、年齢
・事故の原因	・被害（傷害、損壊）の程度

任意保険のおすすめ

学研災保険では補償されない、自宅等の日常生活でのケガや外出先でのケガ、学内外を問わず【病気】等で通院・入院をした場合など学生生活全般をサポートする保険です。

手続きは大学窓口ではなく、次の保険担当窓口となります。補償内容は、それぞれ特色がありますので、詳細は、保険担当窓口へお問い合わせください。

○　学研災付帯学生生活総合保険

問い合わせ先	取扱代理店ＲＭステーション：TEL 0120-785-125

○　大学生協総合共済

問い合わせ先	生活協同組合東京インターカレッジコープ：TEL 0120-16-9431

博物館・美術館キャンパスメンバーズ

本学は「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」および「独立行政法人国立美術館キャンパスメンバーズ」の会員校です。平常（常設）展を無料で、企画展を割引料金で観覧できます。

【　対象者　】　本学学生および教職員（教職員は条件付の場合あり）

【　特　典　】　平常（常設）展：無料観覧

特別（企画）展：

〈東京国立博物館キャンパスメンバーズ〉 割引される場合も有

（詳細は各館 Web サイト等を要確認）

〈(独)国立美術館キャンパスメンバーズ〉 団体観覧料金で観覧可

対象施設	場所		利用方法
東京国立博物館	東京・上野	本館（日本ギャラリー） 東洋館（アジアギャラリー） 平成館1階（日本の考古） 法隆寺宝物館（法隆寺献納宝物）	正門観覧券売場にて、キャンパスメンバーズ会員の学生であることを申し出て学生証を提示
国立西洋美術館	東京・上野		学生証を提示
東京国立近代美術館	東京・竹橋	本館・工芸館・フィルムセンター展示室を含む	
国立新美術館	東京・六本木	常設展はなし。企画展の割引観覧が可能	
国立映画アーカイブ	東京・京橋	※作品上映にも適用されます。	
京都国立近代美術館	京都・左京区		
国立国際美術館	大阪・中之島		

本学は2018年度より「国立科学博物館 大学パートナーシップ」に入会しました。常設展の無料入館と特別展の630円引きで観覧できます。

国立科学博物館　大学パートナーシップ			
対象施設	場所・詳細		利用方法
国立科学博物館	東京・上野	企画展は無料、特別展は630円引き	学生証を提示
附属自然教育園	東京・白金台		
筑波実験植物園	茨城・つくば		

本学は2019年6月より「東京都歴史文化財団パートナーシップ」に入会しました。常設展や映像展などを無料で鑑賞する等ができます。（学生証を提示のこと）

東京都庭園美術館（目黒）	東京都写真美術館（恵比寿）
東京都江戸東京博物館（両国）	東京都現代美術館（清澄白河）
東京都江戸東京たてもの園（小金井）	東京都美術館（上野）

他、財団のホームページにてご確認ください。

http://www.rekibun.or.jp/about/project/partnership/benefits/

本学学生に特典のある施設

対象施設	場所	特典	利用方法
ポーラ美術館	神奈川・箱根町	同行者5名まで通常入館料より割引	学生証を提示

※今後特典のある施設が増えた場合は、大学Webサイト等でお知らせします。

Adobe Creative Cloud 無償利用

本学はアドビ株式会社とCreative Cloud（クリエイティブクラウド）利用に係る包括契約を締結しており、在学生は学生オプション（エンタープライズ版）として、個人所有のパソコン（1台に限る）へインストールしてAdobe Photoshop、Illustrator、InDesign、Premiere Proなどのクリエイティブツールを無償で利用することができます。詳しくは次のページをご覧ください。

◆Adobe Creative Cloud無償利用について
https://www2.tamabi.ac.jp/mc/adobe_cc/

海外渡航について

海外の美術館で直接作品を鑑賞することや短期留学など、異文化を肌で感じることは貴重な体験となることでしょう。

しかし、テロや感染症など世界各地で様々な危険が生じています。常に「自分の身は自分で守る」意識を持ち「自己責任」の心構えをもって情報収集や安全対策に努めてください。

●情報収集

≪参考≫　外務省Webサイト　http://www.mofa.go.jp/mofaj/
外務省海外安全Webサイト　http://www.anzen.mofa.go.jp/
厚生労働省検疫所Webサイト　http://www.forth.go.jp/

渡航予定先の最新の情報を入手し、不測の事態に巻き込まれないよう十分注意してください。

外務省による最新の危険情報だけでなく、滞在中は現地の大使館・領事館等の最新情報にも注意を払うようにしてください。

●たびレジ・在留届

外務省からの指示により、滞在予定などを渡航前にネット登録（http://www.ezairyu.mofa.go.jp）する必要があります。

［3カ月未満の滞在］　外務省海外旅行登録「たびレジ」

旅行期間中、緊急事態発生など安全にかかわる情報がメールなどの方法により情報提供されます。また海外で大規模な事故や災害などが発生した場合、必要な支援がスムーズに受けられます。

［3カ月以上の滞在］「在留届」

在留届は旅券法により海外に3カ月以上滞在する場合、提出が義務付けられています。日本での住民登録の有無に関係なく、届け出することが可能です。

●保険について

海外渡航・滞在中の事故や病気に備え、自身で海外旅行保険の準備をしてください。クレジットカードなどに付帯している簡易な保険では補償内容が不十分な場合があります。

※高額な海外での治療費や移送費

例えば、アメリカでは症状によっては入院費が1日で100万円以上かかるケースもあります。また、日本から親族が現地に出向き、本人を日本まで移送する場合も、2千万円以上かかることもあります。（「治療・救援者費用」といいます）事前に保険内容を確認し、自身に必要な保険へ加入するようにしてください。

また、歯科疾病の治療費用は、保険の対象外となることが多いので、よく確認してください。

●出発前の連絡

出発前に必ず「旅行日程」「宿泊先」「旅行中の連絡手段」等を日本国内の家族や友人に伝えてから出発するようにしてください。

また、休学して留学する場合は、「留学・海外出張届」を国際交流センターへ提出する必要があります。

海外で事件や災害等が発生した場合は、速やかに安否情報を家族及び大学に連絡してください。

［連絡先］　国際交流センター　E-mail：intl-ex@tamabi.ac.jp　Tel：042-679-5605

●外国人留学生の方へ

外国人留学生に関わる在留期間の更新方法や一時的に日本を離れる場合などの各種手続きについては、国際交流センター Webサイトおよび、出入国在留管理庁Webサイト（http://www.moj.go.jp/isa/index.html）で確認してください。

出発前に必ず、『海外渡航届』を国際交流センターまたは上野毛キャンパス美術学部事務室に提出してください。もしくは、「氏名」「学籍番号」「目的」「期間」「渡航先での住所」「連絡先（電話・E-mailアドレス）」を国際交流センター（intl-ex@tamabi.ac.jp）宛に連絡してください。

国際学生証（ISICカード）

国際学生証（International Student Identity Card）は、ユネスコが利用を推奨している世界共通の学生証で、日本の学生証に代り世界各国で通用します。

本学内では発行できません。発行はすべてオンライン上の手続きになります。詳しくは以下のサイトを確認してください。

国際学生証（ISIC）　https://isicjapan.jp/

大学生協

本学には大学生協がありません。

運転免許や旅行、資格試験申込など大学生協の利用を希望する場合は、「東京インターカレッジコープ」に加入することで各大学生協と同じサービスが受けられます。

●「東京インターカレッジコープ」とは

キャンパス内に生協の店舗がない学校の学生・教職員が個人で加入する大学生協です。インターネット及び店舗で営業しています。

◇東京インターカレッジコープ　Webサイト　https://tic.coop/

店舗　〒166-0012　東京都杉並区和田3-30-22　大学生協杉並会館内
営業時間[月～金]11：00～16：00　※土日祝・夏季・年末年始は休業

国民年金について

国民年金は、老後の生活保障や病気・ケガで障害が残ったときの保障を行うことを目的とした制度であり、日本国内に居住している 20 歳以上 60 歳未満の方は保険料を納めることが法律で義務づけられています。学生も 20 歳以上であれば加入しなければなりません。※外国人留学生も対象です。

経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合は、納付猶予制度を申請しましょう。

●学生納付特例制度

大学等に在学中は「学生納付特例制度」の申請により、保険料の納付が猶予されます。

年金を受け取るために必要な期間に算入され（老齢基礎年金額には反映されません）、病気やケガで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

申請書提出先	住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口（郵送申請可）
猶予(承認)期間	４月～翌年３月の 12 カ月(卒業まで毎年申請する必要があります)

●追納に関する注意

「学生納付特例制度」で承認を受けた期間の保険料は、期間終了後、10 年以内に追納が可能です。

承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。経済的に余裕がある場合は、猶予制度を利用せずに納付した方がお得です。

●年金保険料について

1 年間の保険料	月額）16,520 円 × 12 カ月 ＝ 198,240 円（2023 年度の場合）

保険料の納入方法（まとめて前払い・口座振替等）によって、保険料が割引になる場合があります。詳細は「日本年金機構」の web サイトを確認してください。

●参考 Web サイト

日本年金機構 Web サイト　https://www.nenkin.go.jp
学生のための知っておきたい年金のはなし
https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/kanyu/20150401.html
全国の相談・手続き窓口
https://www.nenkin.go.jp/section/soudan

年金は老後だけのものではありません。
病気やケガで障害が残った時にも受け取れます。

薬物乱用防止について

こんな噂を聞いたことありませんか…？

「大麻はタバコより害が少ない」？

NO!

大麻も薬物です。気軽に大麻を使用し、その後より強い刺激を求めて他の薬物を使用して、薬物依存につながる危険性があります。

「一回ぐらいドラッグを使っても平気」？

NO!

一回だけの使用でも呼吸困難や震えがおき、死に至る場合もあります。その時死に至らなくても、依存状態となり社会生活を崩壊させる程、心も身体も侵されてしまいます。

「ドラッグでやせられるし、おしゃれ」？

NO!

ダイエットやストレス発散などは薬による一時的な作用に過ぎません。その先には、身も心もボロボロな恐ろしい状態が待っています。例えば覚醒剤は「エス」「スピード」といった別名で呼び、危険性を隠そうとしていることもあります。名前が変わっても危険性は変わりません。

NO!

危険ドラッグについて

『お香』『アロマ』『バスソルト』『ハーブ』等、目的を偽装し、店舗を持たないデリバリーなどでも販売されており、パッケージや本体の色や形も様々（粉末・液体・乾燥植物など）で、「合法」や「安全」と偽って販売されています（危険ドラッグは取り締まりの対象で、「合法」と称しても違法です）。

使用による幻聴、幻覚、妄想、錯乱、意識障害など、様々な健康被害が報告されており、一回の使用でやめられなくなったり、（どのような成分が含まれているかわからず）中には大麻、覚醒剤よりも危険な物質が入っているため、急性中毒で死亡した例もあります。

使用した状態で車両を運転して人身事故を起こしたり、意識障害を起こして他人を傷つけた事例も起きています。

絶対に使用したり、所持したりしないでください。

ダメ！絶対！

買わない！使わない！かかわらない！

麻薬・覚せい剤・違法薬物の所持は重大な犯罪です！
「一度だけ」という軽い気持ちが、大切な家族や友人との関係悪化や崩壊、死を招くことすらあります。
「誘いを断る」「薬物乱用をやめるように説得する」「相談する」勇気を持ちましょう！
違法薬物の乱用・所持・譲渡・栽培などの犯罪行為にも加担しないよう十分注意！

薬物乱用防止相談窓口 検索

インターネット利用上の注意

次から次へ新たな騙しの手口が出現し、インターネットやメール関連のトラブルは増えるばかりです。被害者にならないためにも基本的な対応を理解し、マナーやルールを守って利用してください。

【基本的注意事項】

①知らないアドレスからのメールは開かない。
②怪しいページは見に行かない。
③パスワードはこまめに変更する。
④誹謗中傷や猥褻な画像・文章は載せない。
⑤個人が特定できる情報は載せない。

●ワンクリックで料金請求

広告メールに記載されているアダルトや商品購入サイトなどへアクセスして、何らかの項目をクリックしたとたん、いきなり「入会ありがとうございます」「あなたの識別番号○○○○を登録させていただきました」「入会手続き完了しました」などと表示され、料金を請求された。

⇒《アドバイス》

・IPアドレス、携帯電話会社名などから個人情報は伝わらないので、過度の不安に陥らないこと
・興味本位で気軽にアクセスはしないこと
・意図せずアクセスして料金請求されても絶対に支払わない。

●フィッシング詐欺

銀行やクレジット会社などを装って「重要なお知らせ」などの表現でメール送信され、カード番号や暗証番号などの個人情報を騙し取られ不正利用された。

⇒《対　応》

個人情報の入力を促すメールには注意する。
銀行やクレジット会社などに「電話」で確認する。

●ＳＮＳ（Social Networking Service）利用上の注意

Twitter、Instagram、LINEなどのＳＮＳは気軽に自分の言葉を発信できるのが魅力だが、発言した内容には責任が発生するので次の点に十分留意する。

⇒《注意ポイント》

個人情報を安易に閲覧できるタイプの利用は避ける。
プライバシーを暴露したり、他人・団体を侮辱するような発言はしない。
匿名であっても内容から特定できる場合があることを意識する。

【相談先を探すには】

インターネット上の違法・有害情報の対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口　違法・有害情報 相談センター　ihaho.jp

ソーシャルメディア・ガイドライン

このガイドラインは、多摩美術大学の学生・教職員を対象に、ソーシャルメディアに関わるための基本マナーについて定めています。ソーシャルメディアの利用を通じた自由闊達な議論、社会参加については、意義のあることと認めるところです。学生、教育機関の教職員としての品位を貶めたり、本学の名誉を毀損し利益を損ねることが起こらないように注意してください。

●ソーシャルメディアとは

ソーシャルメディアとは、ブログ、Twitter、Facebook、SNS、Wiki、電子掲示板など、ユーザーが情報を発信して形成するメディアのことを言います。ただし、このガイドラインで定めるソーシャルメディアとは、技術革新に伴い新たに生み出された同種のメディアを含みます。

●ソーシャルメディア利用に対する本学の考え方

ソーシャルメディアの利用については、本学の学生・教職員であることを明記するかどうかは、個人の判断に委ねます。ただし、本学や本学に関連した事柄について発言・投稿する（容易に類推可能なイニシャル、伏せ字の使用などもこれにあたります）際には、本学の学生・教職員であることを明らかにしてください。

身元を明らかにしてソーシャルメディアを利用する際は、本学の学生・教職員である自覚を持ち、学生、教育機関に勤務する教職員としての品位を保ち、本学の名誉を汚さない良識ある発言・投稿を心がけてください。

●発言・投稿における注意

身元を明らかにして発言・投稿を行う際、次のことを熟知し守ってください。

・ソーシャルメディアの利用については、学則・就業規則等の学内規則や法令等を遵守し、各サービスの利用規約を良く読み、内容を理解した上で利用してください。
・あなたが発言・投稿した内容は、あなたが個人的に責任を持たなくてはいけません。発言・投稿内容は、あなたが削除しても、インターネット上では完全に削除できないことがあります。思慮深い発言・投稿を行ってください。
・発言・投稿は、広く一般の方の目に触れることがあります。学生、教育機関の教職員として、資質を問われかねないような軽率な、または立場を弁えない発言・投稿は控えてください。
・発言・投稿内容は、あなた個人のもので、本学の意見を表すものではないことを、明記してください。また、伝聞や推測に基づく不確かな情報は発言・投稿しないように心がけてください。
・本学および本学に関わる者の個人情報、機密情報、占有情報等の提供は禁じます（あなたが、損害賠償請求の責を負います）。
・本学のロゴマークを無断で使用することは禁止します。
・著作権、肖像権等の法令を遵守してください。
・研究者が、専門知識に関わる発言・投稿をする際には、社会からの信頼と尊敬を損なわない振る舞いに努めてください。
・特定の個人・団体への誹謗中傷、差別的な内容、猥褻な内容の発言・投稿、本学に対する不利益行為は禁じます。
・政治、宗教など異論が出る、扇動的になりがちな話題は、冷静な発言・投稿に努めてください。
・喧嘩をしかけるような発言・投稿は控えてください。あなたの発言・投稿に誤りがあれば速やかに訂正してください。ただし、過去のあなたの発言・投稿を断りなく変更することは控えてください。
・本学の学生、教職員であることを明らかにせず利用しているソーシャルメディアへの本学Webサイトからのリンクは禁じます（間接的なリンク含む）。

保健室

充実した学校生活を送るためには、心身の健康を自己管理できることが大切です。保健室では、健康相談や応急措置、近隣医療機関情報（P.124 ～ P.128医療機関マップ参照）の提供、学校医による健康相談日を設けています。いつでも気軽に利用してください。研究室にも簡単な外傷用救急箱があります。

〈八王子キャンパス〉

場　　所　：本部棟1階
開室時間　：月曜～金曜　9:00～20:50（授業期間外は17:00まで）
　　土曜　　9:00～18:00（授業期間のみ）
　　昼休み　13:00～14:00
校医健康相談：基本毎月2回（予約優先）
　　詳細は掲示にてお知らせします。

〈上野毛キャンパス〉

場　　所　：図書館1F
開室時間　：月曜～金曜　9:00～20:50（授業期間外は17:00まで）
　　土曜　　9:00～18:00（授業期間のみ）
　　昼休み　13:00～14:00
校医健康相談：基本毎月第2金曜日15:30～17:00
　　第4月曜日15:30～16:30
　　日時変更がありましたら、詳細は掲示にてお知らせします。

●定期健康診断（4月）

学生は、毎年4月に全学年で行われる学校保健安全法に基づいた定期健康診断を受ける義務があります。心身の健康を自身で守るためにも、定期健康診断を必ず受けましょう。また、定期健康診断の結果によっては、再検査や医療機関での診察が必要な場合があります。その場合は速やかに医療機関を受診しましょう。

なお、未受診者は、1カ月以内に各自外部医療機関で健康診断を受け、結果を保健室へ提出してください。（約5千円～ 1万円前後の自己負担金が発生します。予めご承知おきください。）

●健康診断証明書

就職活動や教育実習、介護等体験時には、胸部レントゲンを含む全ての健診項目の結果が反映された健康診断証明書が必要です。また、健康診断の結果において、再検査や医師の診察が必要と判断された学生、未受診の学生については証明書の発行ができない場合があります。

●感染力の強い感染症予防について

麻疹（はしか）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、百日咳などの感染症についてはワクチン接種等の予防に努めてください。

麻疹（はしか）予防措置
　これまで麻疹にかかったことがなくワクチンも未接種の方、麻疹ワクチンを1回しか受けていない方（接種後10年以上経過）は、感染の危険があります。麻疹を確実に予防するためには合計2回のワクチン接種が必要です。最寄りの医療機関に相談の上ワクチン接種し、記録は大切に保管しましょう。

●感染症にかかった時の取り扱いについて

学校保健安全法施行規則第18条・第19条に伴い「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、「出校停止」となります。出校停止期間においては医師の指示に従って療養してください。

新型コロナウイルス・インフルエンザ・麻しん（はしか）・風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・結核等の感染症にかかった時には、保健室へ電話連絡をしてください。

〈八王子キャンパス〉
保健室：042-679-5607

〈上野毛キャンパス〉
保健室：03-3702-1142

詳しくは、本学Webサイトの「感染症にかかった時の取り扱いについて」をご覧ください。

●ＡＥＤ（自動体外式除細動器）

AEDとは、心臓の状態を判断し、必要時、心臓に電気ショックを与えて心臓の動きをより正常に近い状態に戻す医療機器です。

倒れて意識のない人を発見したら、119番通報と共にＡＥＤを用意しましょう。

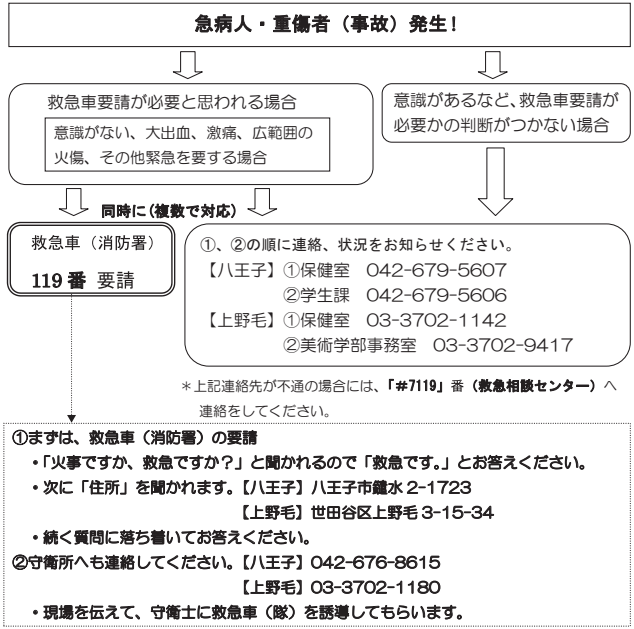
救急車が到着するまでに、ＡＥＤ・胸骨圧迫などの心肺蘇生法を行うことで、より救命率が上昇します。

〈ＡＥＤの使い方〉
①フタを開ける。
　本学のAEDはフタを開けると自動的に電源が入り、音声で手順を教えてくれます。
②パドル（電極パッド）を貼る。
　心電図解析し、電気ショックが必要かどうか機械が判断します。
③音声案内に従い、通電ボタンを押す。
　自信をもって救命にあたることができるよう、学内や外部の講習会には積極的に参加しましょう。

〈八王子キャンパス〉7カ所設置（P. 200参照）
・保健室（内）・工作センター（事務室前）・絵画北棟1F
・リベラルアーツセンター 1F（学生ラウンジ前）・正門（守衛所）・東門（守衛所）
・レクチャーホール2F（Aホール前）

〈上野毛キャンパス〉2カ所設置（P. 220参照）
・保健室前（図書館1F）・演劇舞踊スタジオ1F

●学内急病人・重傷者（事故）発生時対応フローチャート



【休日等の場合】後日、保健室へ報告してください。

●＃7119について

急な病気やケガをした場合に、「救急車を呼んだほうがいいのかな？」「今すぐ病院に行ったほうがいいのかな？」など迷った際の相談窓口として、「東京消防庁救急相談センター」＃7119を利用しましょう。(24時間年中無休)

救急車を本当に必要とする人のために、救急車の適正利用を考えましょう。

●遠隔地被保険者証（健康保険証）

家族と離れて生活する学生は、事故や病気に備えて、必ず「遠隔地被保険者証」または「健康保険証個人カード」の交付を受けましょう。

手続きは、保証人の加入健康保険の交付機関に申請してください。

受診時、健康保険証を携帯していないと全額負担になります（通常3割負担）。必要時に利用できるよう、学生証と一緒に携帯しましょう。

●多摩美24H心と体の健康相談・ホットライン

○電話健康相談サービス

☎0120－469－020（24時間年中無休）

・医師･保健師･看護師等の相談スタッフが、健康･医療･メンタルヘルス・育児･介護等に関する相談に応じます。
・夜間･休日に受診できる医療機関を案内します。
・専門病院･リハビリ病院等の情報の提供をします。
・介護などシルバー情報の提供をします。

○チャットボット健康相談

https://app.chatplus.jp/chat/visitor/3159fab2_48?t=btn&bw=480

・スマホやPCなどでご利用いただけます。
・専用URLを開き、相談内容を選択または検索すると、自動的に回答が返ってきます。
・チャットボットで解決しない場合、電話相談することもできます。

●一人暮らしの方は

体温計・風邪薬・鎮痛剤・湿布・絆創膏などを常備しましょう。

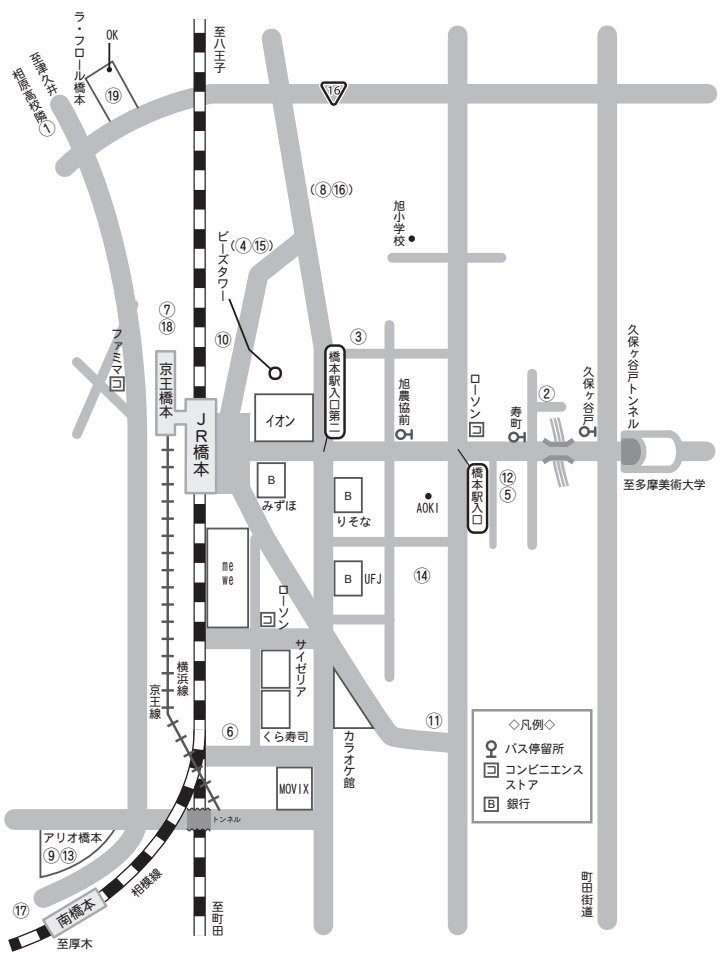
※鎮痛剤や常用薬・絆創膏は携帯し、自分で使用する薬は自分で用意しましょう。他人との薬の貸し借りは、副作用が起こる危険性がありますのでやめましょう。

●応急手当

切り傷 すり傷(擦過傷)	・止血：出血部位に清潔なガーゼやハンカチを当て直接圧迫し、止血する（血液を絞りだしたり、傷の近くをしばったりしない）。 ・洗浄：傷口を水道水で、汚れや異物が無くなるまで洗い流す。 ・保護：傷口は、ラップやキズパワーパッド等で保護する（傷を乾燥させない）。 ・出血が続く・傷が深い・熱感がある・動物に咬まれた傷等の場合は医療機関を受診する。
打撲・捻挫	・患部は無理に動かさず安静にし、氷水等で冷やす。 ・腫れを抑える為に包帯等で圧迫固定し、患部を高くする。 ・痛みが強い・腫れが酷い・内出血がある場合は骨折が疑われるため、固定し冷やしながら整形外科を受診する。
やけど	・速やかに流水等で患部を十分に冷やす（冷やすのを止めても痛みが生じないまでが目安）。 ・水泡ができてしまった場合は、破れないようにガーゼや清潔な布で覆う。 ・水泡が破れた・強い痛み・触った感覚がない・患部が広範囲の場合は皮膚科や外科を受診する。
化学薬品による やけど	・薬品を水道水で十分洗い流す（20～30分ほど）。 ・冷やしながら皮膚科または救急病院を受診する。 ・薬品の種類（名前）をメモしていくこと。
薬品が目に 入った時	・直ちに薬品が入った方の目を下にし、水道水等で静かに20分以上洗い流した後、眼科または救急病院を受診する。 ・薬品の種類（名前）をメモしていくこと。

※小さなケガや傷の場合、消毒や薬よりも水道水で細菌をきれいに洗い流すことが大事です。

キャンパス近隣医療マップ　橋本駅周辺　他



総合病院	①相模原協同病院	042-761-6020
外科系	②山瀬整形外科	042-773-7300
	③森井整形外科	042-771-9008
内科系	④鈴木内科循環器科	042-771-2201
	⑤中川内科胃腸科クリニック	042-775-6610
	⑥しなだ呼吸器循環器クリニック	042-700-3322
	⑦矢田内科小児科医院	042-772-1310
	⑧はまくぼクリニック（内・外）	042-770-1811
	⑨みずじゅんクリニック（内・皮）	042-812-5949
耳鼻咽喉科	⑩橋本タワー耳鼻咽喉科	042-779-3387
	⑪浅生耳鼻咽喉科	042-770-0727
眼科	⑫さくら眼科クリニック	042-774-3009
	⑬たかはし眼科	042-703-0205
皮膚科	⑭小山医院皮膚科	042-772-2239
	⑮にかい皮膚科	042-772-3964
	⑯なでしこクリニック（皮・形成）	0800-800-1733
婦人科	⑰華梨レディースクリニック	042-700-3305
	⑱長谷川レディースクリニック	042-700-5680
脳・神経	⑲脳と神経のクリニック橋本	042-703-0070

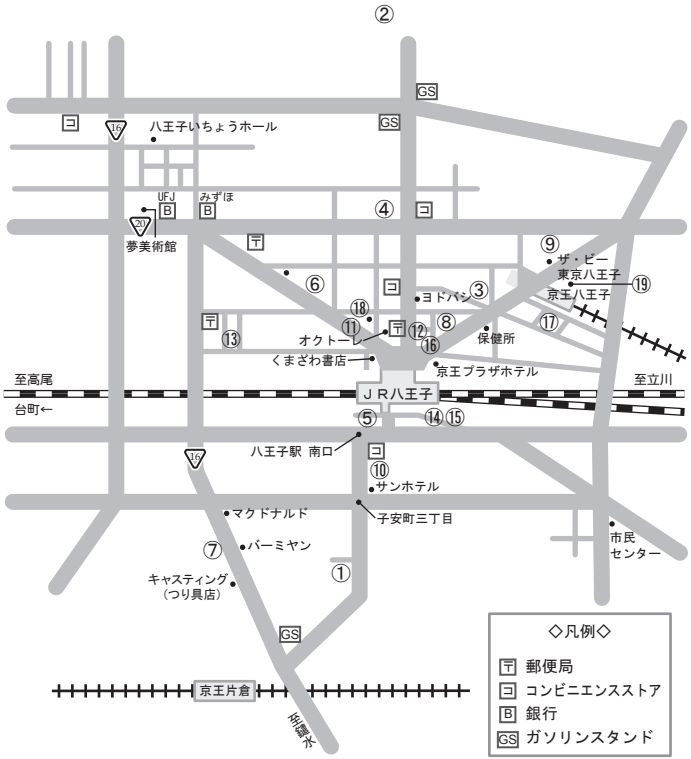
●救急案内　相模原救急医療情報センター**（相模原市住民のみ）** 042-756-9000
（次頁も参照）
平日：午後5時～午前9時　　土曜：午後1時～翌日午前9時
休日：午前9時～翌日午前9時

※医療機関を受診する場合、電話で診療時間、休診日等を確認し、保険証（遠隔地被保険証）を持参してください。

●休日急患歯科診療所　042-756-1501

受診した場合は保健室までお知らせください。

キャンパス近隣医療マップ　八王子駅周辺



●救急案内　24時間対応

救急相談センター	＃7119
多摩地区	042-521-2323
東京23区	03-3212-2323
東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	03-5272-0303

※医療機関を受診する場合、電話で診療時間、休診日等を確認し、保険証（遠隔地被保険証）を持参してください。

総合病院	①清智会記念病院	042-624-5111
	②右田病院	042-622-5155
	③仁和会総合病院	042-644-3711
整形外科	④まつば整形外科	042-631-0888
脳外科 他	⑤北原ライフサポートクリニック	042-655-6665
内科・外科・皮膚科		
	⑥八王子クリニック本院	042-643-3717
消化器	⑦八王子消化器病院	042-626-5111
	⑧おなかクリニック	042-644-1127
耳鼻咽喉科	⑨大島耳鼻咽喉科クリニック	042-642-8012
	⑩うい耳鼻咽喉科	042-649-3341
	⑪八王子北口耳鼻科・皮ふ科	042-642-2505
眼科	⑫山口眼科クリニック	042-631-5510
	⑬倉田眼科医院	042-622-1440
内科・皮膚科	⑭八王子南口駅前クリニック	042-648-8588
歯科	⑮デンタルオフィス心	042-649-9336
神経科・心療内科		
	⑯ひらかわクリニック	042-642-8793
	⑰ストレスケアクリニックイムス八王子	042-645-9000
婦人科	⑱青空(そら)レディースクリニック	042-649-8305
	⑲エヌ・エスクリニック	042-648-5455

＊夜間救急　午後8時～11時（電話で場所を確認してください）
夜間救急診療所（台町）042-625-9910

●その他の八王子市内病院

中濱クリニック（鑓水）	042-676-1234
御殿山クリニック（鑓水）	042-677-1500
野猿峠脳神経外科（下柚木）	042-674-1515
東京医科大学八王子医療センター（館町）	042-665-5611
東海大学八王子病院（石川町）	042-639-1111
みなみ野循環器病院	042-637-8101

キャンパス近隣医療マップ　上野毛キャンパス周辺

上野毛キャンパス周辺には医療機関が数多くあります。通いやすい医療機関を各自見つけておくことをお勧めします。
大学近隣の医療機関についてはリンク先の地図をご確認ください。

上野毛キャンパス近隣医療機関（地図） https://x.gd/IrZOW

医療機関を受診する際は、電話で診療時間、休診日等を確認し、保険証（遠隔地被保険証）を持参してください。

●救急案内
救急相談センター　東京都　#7119　または　03-3212-2323（東京23区）
川崎市　044-739-1919

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」 03-5272-0303
https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/

学生相談室

学生相談室では、大学生活を送る中で出会うさまざまな問題について皆さんと共に考え、学生生活がより充実したものとなるよう、援助しています。

何か困っている時、誰に相談すればよいか分からない時など、どのようなことでも気軽に相談してください。心理カウンセラー・医師・教職員が相談に応じています。詳しくは、新年度のオリエンテーションで配布する学生相談室のしおりをご参照ください。必要に応じて、学内他部署・学外諸機関を紹介することもできます。

たとえば・・・

○専攻や学業について悩んでいる　○友人・恋人・家族とうまくいかない
○なんとなくやる気が出ない、不安で落ち着かない、イライラを強く感じる
○疲れる、眠れない、心身の健康に心配がある　○体と心に違和感がある
○将来のことで悩んでいる（進路・就職・休学・退学など）
○自己理解を深めたい　○その他、学生生活全般

相談室を利用していることや、相談の内容は、本人の同意なしに他の人に伝えることはありませんので、安心して来室してください。

●利用方法

・学生相談室Webサイト（https://www.tamabi.ac.jp/campus/life/counseling.htm）の相談申込フォーム、電話、来室など、希望する方法で予約してください。

○学生相談室 Webサイト QRコード

○相談申込 フォーム QRコード

・相談は、原則として学生相談室内にて対面で行いますが、状況に応じてオンライン・電話での相談も可能です。

	八王子学生相談室	上野毛学生相談室
場　所	八王子キャンパス 本部棟１Ｆ（学生課となり）	現在移転中。場所についてはお問い合せください。
受付時間	月～金＝9：30～16：30　（授業期間外は掲示参照）	
電話番号	042-679-5616（直通）	03-6809-7181（直通）
メールアドレス	soudan@tamabi.ac.jp（予約連絡専用）	soudan-k@tamabi.ac.jp（予約連絡専用）
相談時間	月～金＝ 9:30～17:30（臨床心理士） 木＝15：00～17：00（精神科医）	月～金＝ 9:30～17:30（臨床心理士） 木＝16：30～18：00（精神科医）
閉室日	土、日、祝日（授業調整日は開室）、年末年始、夏季休暇期間・入構禁止期間（期間中の開室は別途案内）	

●その他

・室内には、休憩ができるオープンスペースがあり、閲覧（貸出）図書もあります。
・各種グループワークも開催しますので、気軽に参加してください。

障がいをもつことにより修学・学生生活が不自由・お困りな方へ

障がいをもつことなどにより、学生生活や修学上様々な不自由や困りごとをかかえている場合について、支援を希望する場合には、窓口にご相談ください。学内の関係機関と連携しながら、支援を検討していきます。

○視覚の不自由な方
○聴覚・言語の不自由な方
○肢体不自由な方
○発達障がいに該当する方
○その他慢性的な内部疾患　など

●相談窓口（予約制）

	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
場所	学生課（本部棟１Ｆ）	美術学部事務室（図書館2F）
窓口	042-679-5606（八王子キャンパス学生課）〈両キャンパス共通〉	
E-mail	shien@tamabi.ac.jp（予約専用）	
時間	9：00～17：00（月～金　＊休業日を除く）	

●相談手順

1、相談の日時を電話・E-mailのいずれかでご予約いただきます。
2、必要に応じて申請書や診断書等の必要書類をご記入・ご提出いただきます。
3、ご予約いただいた相談日に担当者が内容をお伺いします。
4、関係部署とともに支援内容について話し合い、支援案を作成します。
5、支援案について学内機関で協議・検討し、支援内容を決定します（一部の定型支援については、検討を待たずに支援を実施します）。
6、担当者が授業担当教員や関係部署と連絡調整を行い、支援を実施します。
7、支援開始後、必要に応じて面談などを行い、実施状況の確認をします。

●その他

本学では「多摩美術大学　障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、修学上の配慮を必要とする障がいのある学生に対して支援を行っています。詳細については本学Webサイトをご覧ください。
（http://www.tamabi.ac.jp/campus/life/disability.htm）

ハラスメントに関する相談

●ハラスメント防止宣言

多摩美術大学は、高度な学理技能を教授研究し、国際社会に対応する幅広い教養を身につけた人格の形成を目的とする機関として、いかなるハラスメントも容認しません。

●ハラスメント防止委員会

本学の教職員からなる委員会で、ハラスメントに関する相談・調査・調停・仲裁を行うことを目的としています。委員には、守秘義務が課せられており、相談者の了承を得ずに相談内容を部外に漏らすことはありません。安心して相談してください。（詳細はP.190参照）

●相談窓口

①学内窓口		メール
・学生課 ・美術学部事務室 ・学生相談室 ・各研究室　など	学内の教職員が相談にあたります。 自分が話しやすい窓口に相談してください。	【八王子キャンパス】 harass-hachioji@tamabi.ac.jp 【上野毛キャンパス】 harass-kaminoge@tamabi.ac.jp
②学外窓口		利用案内
多摩美ハラスメント・ホットライン セクハラ・アカハラ通報サービス	外部の専任カウンセラーが電話およびWebで対応します。 「学内の教職員ではなく専門家に相談したい」 「学内の関係者には知られたくない」 「気軽に相談したい」 などの場合を想定し契約しているホットラインです。安心してご利用ください。	【TEL】0120-469-026 月・水・金・土・日：10:00～21:00 火・木：10:00～22:00 （祝日と12/31～1/3を除く） 【WEB】https://t-pec.jp/websoudan/ 〈ユーザー名〉tamabi1935 〈パスワード〉tamabi
③その他の相談窓口	電話番号	受付時間等
東京都総務局人権部	03-5388-2588	月～金　9：00～17：00
東京都人権プラザ	一般相談 03-6722-0124、03-6722-0125	月～金　9：30～17：30 （祝日・年末年始を除く）
	法律相談 〈面接相談〉03-6722-0124（予約制） 〈電話相談〉03-6722-0126（予約不要）	〈面接相談〉 火 13：00～16：00 （毎月第4火曜日、祝日・年末年始を除く） 〈電話相談〉 毎月第4火曜日 13：00～16：00 （祝日・年末年始を除く）
東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455	年末年始を除く毎日　9：00～21：00
東京都 女性相談センター 多摩支所	042-522-4232	電話相談　月～金　9：00～16：00 来所相談　042-522-4232へ予約後来所（祝日・年末年始を除く）
女性の人権 ホットライン	0570-070-810（ナビダイヤル）	常設相談所　月～金（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

◎詳細はhttp://www.tamabi.ac.jp/soumu/harass/index.htmをご覧ください。
なお、大学Webサイトの「学生生活」→「ハラスメント防止について」からリンクしています。

●大学倫理・ホットライン
学外の通報窓口を設けています。

大学倫理・ホットライン		利用案内
多摩美術大学 コンプライアンス 通報サービス	大学内のあらゆる不正・不法行為に関して実名でも匿名でも利用できる学外の窓口です。 （研究費や論文盗用など研究にかかわる不正／法令違反／大学規則違反など）〈秘密厳守〉	①メール：tau@kskltp.com（24時間受付） ②TEL：03-6661-0361（平日9：30～17：30） ※利用にあたっては「多摩美術大学コンプライアンス通報」と記載して（電話の場合は名乗って）ください。中本・佐藤法律会計事務所「多摩美術大学コンプライアンス通報」係

犯罪被害から身を守るために

①夜道の一人歩きはしない
一人の時は、自転車や路線バス、タクシーを利用しましょう。
特に、八王子キャンパス～橋本間を徒歩で通学する場合は、複数で歩くようにしましょう。

②ヘッドホン使用やスマホのながら歩きは気をつけましょう
周囲への注意が散漫になり、犯罪に巻き込まれる恐れがあります。警察からも狙われやすいという報告がきています。

③防犯ブザーを携帯しましょう
犯罪被害にあったとき、とっさに大声を出すのは難しいものです。携帯用「防犯ブザー」等を持ち歩き、危険を感じたらすぐに取り出し、周囲に異変を伝えましょう。（ブザーの電池切れにも注意！）。

④一人暮らしの人は特に気をつけましょう
帰宅時は周囲を確認してから、鍵をあけましょう。
また、来訪者があった時は、しっかり相手を確認してください。
夜間はベランダや窓の鍵も忘れず施錠しましょう。２階以上の部屋でも、しっかり鍵をかけてください。外出する前には、玄関だけでなくベランダ・窓の鍵も確認しましょう。鍵は、二重ロックにしておくと、より安心です。

いますぐ！　事件・事故など緊急時の通報は…　１１０番

たとえば…
徒歩で帰宅する途中、後ろから誰かにつけられているようだ。
アパートのカギが開いていて、いつもと様子が違う…

１１０番通報のポイント

①あわてず正確に
何が・どこで・いつ？　犯人の特徴・服装・逃走方向は？
いま、どうなっているか？
…などを聞かれますので、落ち着いて答えてください。

②現在地をよく確認する
携帯電話等から通報する場合は、隣県の１１０番につながることがあります。
目標物（ガソリンスタンド、コンビニ等）や住所表示を確認してください。

じっくり　悩みごと・心配ごとなどの相談は…　＃９１１０
または　０３-３５０１-０１１０
警視庁総合相談センター（平日８：３０～１７：１５）

こんなトラブルにご用心

＜大学構内における無許可勧誘＞
学内で「国際交流」や「ミニコンサート」と称して飲食物を振舞い、実際の勧誘目的を隠して連絡先を交換します。
その後、しつこく連絡があり学外での活動に参加するようせまります。実態は新興宗教団体への勧誘ですので、むやみに連絡先を教えないようにしましょう。

⇒アドバイス：学内で不審な活動を見かけたら速やかに学生課・美術学部事務室または研究室に連絡してください。

＜マルチ・マルチまがい商法＞
「マルチ商法」とは、商品やサービスを自分が購入するだけでなく、販売する組織に加入し、他の人を勧誘すると利益を得られるという仕組みの商法（連鎖販売取引）です。「マルチまがい商法」とは、法律の規制を逃れるため、最初は商品やサービスの契約だけをさせて、その後「誰か紹介すれば儲かる仕組みだ」と明かす悪質な手口です。

⇒アドバイス：SNSで知り合った人、友人、先輩から誘われても気軽に契約しないこと。理解できない、不信感を抱いた場合には、はっきりと断りましょう。「必ず儲かる」、「簡単に稼げる」ことはありえません。借金までして契約しないこと。

＜アポイントメントセールス＞
突然、電話やSNSなどで「選ばれた」「いい話がある」など、実際の販売目的を隠して呼び出します。待ち合わせの事務所や喫茶店に行くと、何時間も勧誘して強引に契約をせまり、商品やサービスを高く売りつけます。

⇒アドバイス：おいしい話はまず疑う、呼び出されても決して出向かないこと。

＜自己啓発セミナー・資格商法の勧誘＞
街角やSNSで「就職に役立ちます。受講しませんか」と声をかけられ、言葉巧みに別の場所に案内され、契約を勧められます。
「お金がない」と言うと学生ローン会社を紹介されます。
その後、次々と高額な講座を受講させられ、最後に強制的に友人等の勧誘がプログラムされている場合があります。

⇒アドバイス：「いいです」「結構です」といったYesともNoとも取れる言い方はせず、「いりません」「興味ありません」とはっきり断ること。

＜キャッチセールス＞
販売目的を隠し、街頭で「ちょっと簡単なアンケートに答えてもらえませんか」などと声をかけて事務所や近くの喫茶店に誘い、長い時間勧誘して強引に商品、サービスを売りつけようとします。

⇒アドバイス：むやみに「アンケート」に応じない、はっきりと断ること。
※特に“場所をかえて”と言われたら絶対についていかないこと！

●クーリング・オフ制度
消費者が一方的に契約を解除できる制度です。
ただし、クーリング・オフの対象となる商品、サービスや販売方法は定められています。（通信販売には、クーリング・オフの制度はありません。）
注文する前に返品対応についての規程をよく確認しましょう。
消費生活トラブルで困ったら、最寄りの消費生活センターで相談できます。
消費者ホットライン　　TEL：188番（いやや！）よりアナウンスに従って操作

①主な取引内容とクーリング・オフ期間（契約書面受取日を含める）

訪問販売・店舗外取引・キャッチセールス	８日間
電話勧誘販売・アポイントメントセールス	８日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	２０日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室）	８日間
業務提供誘引販売（在宅ワーク・内職、モニター商法）	２０日間

②通知方法
・クーリングオフは、はがきまたは電子メールにて発信が必要です。
・クレジット契約をしているときは、クレジット会社にも書面を送りましょう。
・はがきや送信したメールは、コピーまたは出力して保管しておいてください。
・詳しくは「東京くらしWEB」内「クーリングオフ」を参考にしてください。
（https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/k_c_off/　または上記QRコードより）

●クーリング・オフによる「申込み撤回」「契約解除」の記入例

（販売事業者あて）

通　知　書

株式会社
代表取締役××　様

契約年月日　○年○月○日
商品名　○○○
契約金額　○○○円
販売会社　○○株式会社　△△営業所
担当者名

上記日付の契約は解除します。
支払った代金○○円を返金し、商品を
引き取ってください。

○○年○○月○○日
（自分の）住所　東京都○○市○○町
氏名

（クレジット会社あて）

通　知　書

クレジット会社　御中

契約年月日　○年○月○日
商品名　○○○
契約金額　○○○円
販売会社　○○株式会社　△△営業所
担当者名

上記日付の契約は解除します。

○○年○○月○○日
（自分の）住所　東京都○○市○○町
氏名

●最新情報の確認
東京くらしWEB（くらしに関わる東京都の情報サイト）https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp

国際交流

本学では多くの外国人留学生が学んでいるだけでなく、協定校への学生派遣など様々な国際交流活動に取り組んでいます。

●海外教育機関との交流

交流協定を結んでいる海外教育機関は以下の通りです。(2022年12月現在)

大学名	国・地域	協定締結時期	交換留学
シラパコーン大学	タイ	1982.04	○
清華大学美術学院	中国	1991.11	
弘益大学校	韓国	1996.06	○
東亜大学校	韓国	1996.07	
アアルト大学	フィンランド	2000.04	○
中央美術学院	中国	2005.10	○
アートセンター・カレッジ・オブ・デザイン	アメリカ	2005.11	右頁参照
ベルリン芸術大学	ドイツ	2008.11	○
国立台北芸術大学	台湾	2012.04	○
ヘリット・リートフェルト・アカデミー	オランダ	2012.06	○
国立台湾芸術大学	台湾	2012.10	○
ナショナル・インスティテュート・オブ・デザイン	インド	2012.11	
ロイヤル・カレッジ・オブ・アート	イギリス	2012.12	○
ソウル大学校	韓国	2013.03	○
梨花女子大学校	韓国	2013.04	
オスロ国立芸術大学	ノルウェー	2013.10	○
グラスゴー美術学校	イギリス	2013.12	○
ヨーテボリ大学	スウェーデン	2014.12	○
シンシナティ大学	アメリカ	2015.08	○
国立高等装飾美術学校	フランス	2016.06	○
ロンドン芸術大学 チェルシー・カレッジ・オブ・アーツ	イギリス	2016.06	○
ロードアイランド・スクール・オブ・デザイン	アメリカ	2016.12	○
ローザンヌ美術大学	スイス	2018.11	○
ウィーン応用美術大学	オーストリア	2018.11	○

●交換留学制度について

・協定校のうち、上記表の「交換留学」欄に○のついてある教育機関との交換留学制度を設けています。ただし、対象分野・学年に制限があります。
・留学体験者を招き、報告会を行います。
・募集の詳細は、国際交流センターのWebサイトや掲示板でお知らせしますので、確認してください。
(詳細はP.188参照)

●アートセンター・カレッジ・オブ・デザインとの交流について

両校の学生が様々な問題をテーマに取り組む国際協働教育プロジェクト“Pacific Rim”を2006年度から実施しています。プロジェクトの詳細は、国際交流センターのWebサイトや掲示板でお知らせしますので、最新情報を確認してください。

●国際交流コーナーについて

外国人留学生と日本人学生が自由に集い、外国語でコミュニケーションを図ることを目的としたコーナーです。国際交流センター職員による留学相談や語学学習コーチングを受けることもできます。また、様々な書籍のレンタルも無料で行っています。国際交流コーナーを有効活用し、在学中に大きくレベルアップする学生がたくさんいますので、ぜひ一度遊びに来てください(海外の名門大学院に進学する学生もいます)。

場　　所：八王子キャンパス本部棟２Ｆ
開室時間：月曜～土曜　　9：00～17：30
※通常授業期間以外の土曜、夏季休業期間、年末年始、入試期間等の校舎閉鎖期間は閉室いたします。

●詳細については、国際交流センターのWebサイトをご覧ください。
(https://www.tamabi.ac.jp/kyoumu/exchange/)

進路（就職）

キャリアセンターでは、進路・就職全般の支援をおこなっています。

●キャリアセンターがおこなう支援について

① 進路相談や面接練習等の個別相談	② 進路に関連する資料の閲覧	③ 各種進路支援イベントへの参加
就職に限らず作家、進学等を含む多様な進路への支援を行っています。就職面接の練習として、模擬面接を受けることもできます。	資料室では進路に関するさまざまな資料や先輩のポートフォリオが閲覧できます。予約は不要ですので、キャリアセンター開室時間内にお越しください。	1年を通してさまざまな学内イベントを開催。開催情報は、キャリアセンター掲示板やタマキャリ等で随時告知しています。

○進路・就職について聞いてみたい・・・学部１・２年生

進路・就職全般の考え方や今後の取り組み方について、進路就職ガイダンスや個別相談を通じて、みなさんの疑問や質問にお答えしています。

○進路・就職を本格的に考える・・・学部３・４年生、院１・２年生

学部3年生・院1年生以降は、進路・就職に関するガイダンスを複数回開催します。また、企業の人事担当者や卒業生を招いた企業説明会・各種就職講座を通じて、みなさんが進路選択や就職活動をスムーズに進められるように支援しています。

個別相談・書類添削・模擬面接はタマキャリの予約にて、その他ちょっとした質問や簡単な相談は窓口でも受け付けていますので、気軽にご利用ください。

●多摩美術大学キャリアサポートシステムを活用しよう（以下略：タマキャリ）

タマキャリは、キャリアセンターが運用する進路活動支援のためのポータルサイトです。さっそくアクセスしてみましょう。

https://uc-student.jp/tamabi/

ログインID　：学籍番号　　初期パスワード　：生年月日（西暦での8桁）

例：2000年5月3日の場合「20000503」

※初回ログイン時に学生情報登録と利用規約への同意が求められます。
（学生情報は大学に登録されている皆さんの学籍情報から、一部が既に登録されています。）

【タマキャリでできること】

- 各種書類ダウンロード（多摩美術大学指定履歴書／インターンシップ参加届／採用試験報告書／内定届／自己分析シート／業界研究シートなど）
- 求人情報の閲覧・エントリー
- インターンシップ募集情報の閲覧・エントリー
- 就職活動体験談／採用試験報告書の閲覧
- 対面相談、オンライン相談の申込
- 学内イベント、学内企業説明会の申込
- 就職活動記録の登録
- 進路決定届の提出
- アーティスト支援情報の閲覧
- 学芸員・教員就職に関する情報の閲覧

●キャリアセンターの開室時間について

次の時間に開室しています。キャリア相談の受付時間についてはタマキャリで確認してください。

八王子キャンパス キャリアセンター開室時間	（授業期間中）	月 ～ 土（授業調整日を除く）	9：00～17：30
		日・祝	閉室
	（授業期間外）	月 ～ 金	9：00～17：00
		土・日・祝	閉室

上野毛キャンパス キャリアセンター開室時間	（授業期間中）	月 ～ 金	9：00～17：30
		土・日・祝（授業調整日を除く）	閉室
	（授業期間外）	月 ～ 金	9：00～17：00
		土・日・祝	閉室

※その他開室時間に変更がある際は、キャリアセンター twitter でお知らせします。

●その他の注意事項

1. 個別相談では、就職以外の進路（進学・留学・作家活動・表現者としての活動など）を選択する学生の相談にも対応しています。
2. 進路が決まったら、必ずキャリアセンターに報告してください。特に企業・学校等へ就職が決定した場合はタマキャリ「進路決定届」へ登録の上、キャリアセンターに来室し、「内定届」「採用試験報告書」を必ず記入・提出してください。正確な進路把握、内定後のトラブル防止にご協力をお願いします。

●休学中のキャリアセンター利用について

休学中は、以下のキャリアセンターが行うイベント・支援は利用できません。

- 学内企業説明会
- 企業実習へのエントリー
- 就職講座、進路ガイダンス
- OB・OG の紹介
- 企業による作品選考会、アドバイス会
- 内定者報告会
- 就職に関する模擬試験（TOEIC、SPI、一般常識等）

※休学中に職員による個別の進路・就職相談を希望する場合は、キャリアセンターへお問合せください。

奨学金

募集については、各キャンパスの奨学金関係掲示板や、大学ホームページ等でお知らせします。

各種奨学生が学籍異動をする場合は担当部署へ申し出てください。

●学内奨学金

本学独自の奨学金・授業料減免制度です。(2022 年度時点)

	名称	支給／減免額	採用人数(年)	支給期間／回数
給付型奨学金	創立80周年記念奨学金	30万円	約30名	1年間
	学業成績優秀者奨学金	20万円	約230名	1年間
	特別優秀顕彰奨学金	10万円	約30名	1年間
	博士後期課程研究活動奨励奨学金	40万円	約20名	1年間
	ワークスタディ奨学金	20万円	約40名	1年間 ※半期毎に給付
	交換留学生奨学金	20万円	20名程度	1回
	大学院学修奨励制度 研究発表活動奨励金	10万円	約280名	1年間
	多摩美術大学校友会奨学金	20万円	20名	1年間
授業料減免	緊急支援制度 (激甚災害については別途対応)	年間授業料の半額減免 (後期申請者は半期授業料の半額減免)	20名を限度	在学中 1回のみ
	兄弟姉妹 授業料減免制度	それぞれ年間授業料の20%減免	約50名	1年間
	博士前期課程 授業料減免制度	年間授業料の 20%減免	約40名	2年間 (条件を満たした場合)
	私費外国人留学生 授業料減免制度	年間授業料の 20%を上限として減免	定員なし (予算上限あり)	1年間

※本学奨学金・授業料減免制度は毎年見直されるため、卒業時まで同内容で実施されることを保障されるものではありません。

補足：JASSO ＝日本学生支援機構

出願できるもの	申込時期	担当部署
前年度学内成績最優秀者 (入学年度、博士後期課程は除く)	9月に 説明会を実施	奨学課 ・ 美術学部 事務室
前年度学内成績優秀者 (入学年度、博士後期課程は除く)		
学内外活動等で顕著な実績をあげた者 (入学年度、博士後期課程は除く)		
本学の定める条件に合致している場合、申請により全員に給付 (在学延長者、国費留学生は除く)		
経済的に修学困難な学生でJASSO等の貸与型奨学金を貸与中、または給付型奨学金を受給中もしくは申請中であり、授業の空き時間や休業期間に計画的に一定時間以上作業に従事できる者 (博士後期課程は除く)	4月に 説明会を実施	
本学から海外協定校へ交換留学する者 (学部1年生は除く)	交換留学 決定時	国際交流 センター
本学の定める条件に合致している場合、申請により全員に給付	年度当初のオリエンテーションで説明	教務課
制作、研究活動に熱心で経済的助成を望む者	6月までに掲示	校友会
・主たる家計支持者の死亡や後遺障がいによる失職等 ・主たる家計支持者の家屋等が災害に遭い甚大な被害を受けた場合 いずれの場合もJASSO等の奨学金を貸与中もしくは申請中であること (新入生は後期より申請可能、在学延長者、国費留学生は除く)	随時	奨学課 ・ 美術学部 事務室
本学の正規課程に同時に兄弟姉妹が在籍する場合 (一方が休学・留年した場合および在学延長者は除く)	6月に 説明会を実施	
・JASSO奨学金予約採用者 ・大学院進学後前期中にJASSO奨学金の貸与を受けることとなった者 いずれの場合も世帯収入等による審査あり (休学・留年した場合は除く)	6月に 説明会を実施	奨学課 ・ 美術学部 事務室
在留資格「留学」で以下の基準を満たす者[その他基準あり] ・仕送り120,000円以下[月額] ・1カ月の家賃が62,000円以下[八王子キャンパスの学生]／72,000円以下[上野毛キャンパスの学生]　※同居の場合は別途基準あり ・2年次以上の者については、前年度学内成績平均が2.3以上 (博士後期課程は除く)	4月下旬に 本学webサイトに 掲載	国際交流 センター

※国の高等教育修学支援新制度と本学減免制度の重複適用はできません。

●日本学生支援機構貸与奨学金

日本学生支援機構貸与奨学金は、優れた学生であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与がなされるもので、卒業後返還することになります。詳しくは毎年4月に募集を行いますので、貸与を希望する場合は必ず大学からのお知らせ（大学ホームページのお知らせを含む）を確認してください。

貸与の詳細については、日本学生支援機構のwebサイトを参照してください。

【日本学生支援機構】https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/index.html

種類	採用種類		募集時期	貸与始期	貸与終期
学部 第一種 （無利子）	定期採用	1年次	4月	4月	卒業予定年月
		2年次以上			
	緊急採用	全学年	随時	入学月を限度に 1年以内の事由発生月以降	申込み年度末
第二種 （有利子） 利率上限 年3%	定期採用	全学年	4月	4月～9月の間で 希望する月	卒業予定年月
	応急採用	全学年	随時	4月～翌年3月の 間で希望する月	
大学院※ 第一種 （無利子）	定期採用	全学年	4月	4月	修了予定年月
	緊急採用	全学年	随時	入学月を限度に 1年以内の事由発生月以降	申込み年度末
第二種 （有利子） 利率上限 年3%	定期採用	全学年	4月	4月～9月の間で 希望する月	修了予定年月
	応急採用	全学年	随時	4月～翌年3月の 間で希望する月	

※博士前期課程（修士課程）についての内容です。
博士後期課程については奨学課に問い合わせてください。

学部・大学院共通 入学時特別増額貸与	2023年度に１学年へ入学した人については、毎月の貸与月額の他に、４月の基本月額に10万・20万・30万・40万・50万のいずれかを増額して貸与を受けることもできます。（有利子・月額金利0.2%上乗せ）詳細は担当部署に問い合せてください。

日本学生支援機構奨学金 担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	奨学課	美術学部事務室

学力基準	貸与月額
高等学校等の成績平均が3.5以上または高等学校卒業程度認定試験合格者でこれに準ずると認められるもの	2022年度入学者の貸与月額 20,000円・30,000円・40,000円 または 自宅通学　54,000円(※) 自宅外通学　50,000円・64,000円(※) (※) 機構の定めた基準あり
大学の成績が所属学科の上位1/3以内	
生計維持者が失業・破産・事故・病気・死亡または震災・火災・風水害等の災害等により緊急に奨学金が必要となった場合（事由発生より1年以内・学力基準は出身学校または大学における成績が平均水準以上のもの）	
次のいずれかに該当すると認められるもの ①出身学校または大学における成績が平均水準以上のもの ②特定の分野において特に優れた資質能力を有するもの ③学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められるもの ④高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずるもの	20,000円 ～ 120,000円 （一万円単位） のいずれかより選択
生計維持者が失業・破産・事故・病気・死亡または震災・火災・風水害等の災害等により緊急に奨学金が必要となった場合（事由発生より1年以内）	
大学ならびに大学院における成績が特に優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められるもの	50,000円 88,000円 のいずれかより選択
生計維持者が失業・破産・事故・病気・死亡または震災・火災・風水害等の災害等により緊急に奨学金が必要となった場合（事由発生より1年以内・学力基準は大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められるもの）	
次のいずれかに該当すると認められるもの ①大学ならびに大学院における成績が優れ、将来、研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を備えて活動することができると認められるもの ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められるもの	50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円 のいずれかより選択
生計維持者が失業・破産・事故・病気・死亡または震災・火災・風水害等の災害等により緊急に奨学金が必要となった場合（事由発生より1年以内・学力基準は大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められるもの）	

○国の高等教育修学支援新制度について＜学部生のみ＞

本学は、国の高等教育修学支援新制度（給付奨学金・授業料等減免）の対象校です。

この制度や支援の詳細については、日本学生支援機構や文部科学省のwebサイトを参照してください。

［日本学生支援機構］https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html
［文部科学省］https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

申込・手続窓口部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	奨学課	美術学部事務室

・日本学生支援機構　給付奨学金

種類	採用種類	募集時期	給付始期	給付終期
給付	定期採用（春）	4月	4月	卒業予定年月 ※採用後、毎年（家計急変採用は3ヶ月毎に）ある支援区分の見直しにより支給月額が変更される、または支給停止になることがあります ※採用後、在学中の学業成績（適格認定における基準）により支給が打ち切られること等があります
	定期採用（秋・二次）	9月	10月	
	家計急変採用	随時 ・事由発生から原則3ヶ月以内に申込み ・事由発生日から原則4ヶ月目以降から支給	随時	

支給月額	区分	私立大学	
		自宅通学	自宅外通学
	第Ⅰ区分	38,300円（42,500円）	75,800円
	第Ⅱ区分	25,600円（28,400円）	50,600円
	第Ⅲ区分	12,800円（14,200円）	25,300円

・（　）内は、生活保護を受けている生計維持者と同居している方及び児童養護施設等から通学する方の金額です。
・自宅外通学とは、生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態をいいます（自宅外通学の要件を満たしていること及び証明書類の提出が必要）。
・給付奨学金と併せて第一種奨学金（貸与）を利用する場合、給付奨学金を受給している期間中に同時に受けることができる第一種奨学金の貸与月額は調整されます。

●日本学生支援機構 給付奨学金

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することがないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

●授業料等減免

大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、上記奨学金とともに授業料等減免も同時に受けることができます。ただし、給付奨学金の申込みを行った上で、別途、授業料等減免の申込・手続きが必要です。

支給対象者の要件 次の（1）～（3）すべてに該当する方が対象		
（1）学業成績等に係る基準	（2）家計（収入・資産）に係る基準	（3）その他の要件
［入学後1年を経過していない人］ （①～③いずれかに該当） ①高等学校等の評定平均値3.5以上 ②高等学校卒業程度認定試験の合格者 ③学修意欲を学修計画書により確認できること ［入学後1年以上を経過した人］ （①②いずれかに該当） ①GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、学修意欲を学修計画書により確認できること ※この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績により支給対象外になることがあります	本人と生計維持者が①②いずれにも該当 ①収入基準に該当すること ・【別表】参照 ・本人および生計維持者のマイナンバーを日本学生支援機構に提出する必要があります ②本人と生計維持者2人の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること	①②いずれにも該当 ①大学等への入学時期等 ②在留資格等
◆家計急変の事由 生計維持者の一方（または両方）が死亡、事故または病気により半年以上就労が困難、失職（非自発的失業の場合に限る）、震災・火災・風水害等に被災し、収入減少を伴う家計急変となり緊急支援を必要とする場合 ※別途、家計急変事由発生後の収入を証明する書類の他、事由毎の証明書類の提出が必要です		

【別表】 詳細は日本学生支援機構Webサイトを参照（「進学資金シミュレーター」をご利用ください）

収入基準		
	［第Ⅰ区分］	本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること
	［第Ⅱ区分］	本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること
	［第Ⅲ区分］	本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※2　支給額算定基準＝課税標準額×6%－（調整控除額＋調整額）

●民間奨学育英団体奨学金

企業・財団によっては、独自の奨学金を実施している場合があります。

奨学金に関する連絡は各キャンパス奨学金関係掲示板（場所はP.77,P.79参照）でお知らせしますので、民間奨学育英団体からの奨学金を希望する学生は、出願条件等を確認の上、出願してください。

次の奨学金以外にも、大学に募集があり次第、掲示してお知らせしています。

作品・研究論文が主な選考対象となる奨学金（2022年度実績）

名称	年額	期間	対象・出願条件（専攻・学年等）
国際瀧冨士美術賞	30万円	1年間	専攻：絵画 彫刻 工芸 デザイン 建築 学年：学部4年生
守谷育英会絵画専攻学生用奨学金	〔月額〕12万円	1年間	専攻：絵画 学種：学部4年生・大学院2年生
日本文化藝術奨学金	大学院 50万円	1年間	専攻：絵画 彫刻 工芸 デザイン 建築等 学種：大学院生（次年度在籍者）
いであ環境・文化財団奨学金	20万円	1年間	専攻：絵画 彫刻 工芸 デザイン 建築等 学年：学部2年以上
佐藤国際文化育英財団	〔月額〕3万円	2年間	専攻：絵画（研究室推薦） 学種：学部3・4年生・大学院生
神山財団奨学金	大学院 20万円	2年間	専攻：絵画 学年：大学院1年生

※上記奨学金は、すべて給付（返還不要）のものです。

学業成績・家計収入等が主な選考対象となる奨学金（2022年度実績）

名称	月額	期間	給/貸	対象・出願条件
山田長満奨学会	12万円	1年間	給付	学部生・大学院生
及村文化財団奨学金	5万円	（＊）	給付	学部1年生

※「期間」欄の（＊）は、「卒業（修了）までの最短修業期間」

民間・地方公共団体奨学金担当部署	八王子キャンパス	上野毛キャンパス
	学生課	美術学部事務室

出願条件に特別な内容が含まれる奨学金（2022年度実績）

名称	月額	対象・出願条件
交通遺児育英会	学部生　4万、5万、6万円 （内どちらも給付2万円）から選択 大学院　5万、8万、10万円 （内どちらも給付2万円）から選択	保護者が道路における交通事故で死亡・著しい後遺障害で働けない者
あしなが育英会	学部生　7万円 8万円 （内どちらも給付3万円） 大学院生 （学部奨学生だった新入学生）12万円 （内給付4万円）	保護者が病気・自殺・交通事故を除く災害で死亡・著しい後遺障害で働けない者

※上記奨学金は、すべて無利子貸与（卒業後返還）のものであり、貸与期間は「卒業（修了）までの最短修業期間」となっています。

●地方公共団体奨学金

都道府県市町村の自治体が独自に実施している奨学金です。

募集通知が大学に届いたものは随時掲示しますが、その地域での広報でおこなっているものが多いため、各自で直接出身都道府県・市町村の教育委員会等へ問い合わせてください。出願資格は基本的に父母が居住している自治体に限られます。

校友会とは

本学卒業生によって組織されており、会員数は約4.5万人です。大学創立60周年にあたる1995年に発足しました。①会員相互の親睦　②母校多摩美術大学の発展　③芸術文化の振興　をテーマに、「チャリティビエンナーレ」※の実施、会員と在学生のグループへの助成である「グループ活動助成金」、在学生向け「校友会奨学金」、「ガーデン同窓会」の開催、正会員カードや卒業生間のキャリア交流に活用できる「会員マイページ」の提供等の活動をしています。運営は、正会員の「終身会費」で賄われています（在学生は入学時に支払っています）。在学生は「準会員」であり、卒業後に「正会員」となります。

※隔年で開催する小作品の展覧会です。在学生3年生以上と卒業生が出品できます。

◇校友会に関するお問い合わせ◇

多摩美術大学校友会事務局　（八王子キャンパス内）

住所：192-0394 東京都八王子市鑓水 2-1723

電話：042-676-0802（直通）

FAX ：042-676-0827

URL ：https://www.tamabi-alt.com

E-mail ：alt@tamabi.ac.jp

課外活動について

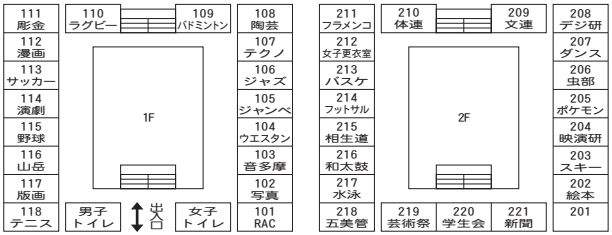
●クラブ活動

公認クラブ団体は現在、次のとおりです。
体育系クラブは「体育連合会」、文化系クラブは「文化連合会」に所属します。

体育系クラブ	部屋番号	文化系クラブ	部屋番号
硬式テニス部	118	ジャズ研究会	106
サッカー部	113	ジャンベ民族楽器部	105
山岳部	116	新聞部	221
水泳部	217	ダンス部	207
スキー部	203	虫部	206
相生道部	215	彫金部	111
バスケットボール部	213	テクノ研究会	107
バドミントン部	109	デジタル研究部	208
フットサル部	214	東京五美術大学管弦楽団	218
野球部	115	陶芸部	108
ラグビー部	110	版画部	117
Road Attack Club	101	フラメンコ部	211
卓球部	−	ポケモン大好きクラ部	205
文化系クラブ	部屋番号	漫画部	112
WESTERN	104	広告研究会	−
音多摩	103	和太鼓研究会	216
映像演出研究会	204	オカルト研究会	−
絵本創作研究会	202		
演劇部	114		
写真部	102		

「部屋番号」は学生クラブ棟にある部屋の番号です。

学生クラブ棟見取り図



学生クラブ棟の使用について	
使用期間	4月～翌3月末の1年間
使用可能時間	授業日　9：00～21：00　[音響を伴う行為は、放課後 ～ 19：30] (休業日　9：00～17：00)　※入試などの立入禁止期間等は使用できません。
使用申請方法	原則公認クラブ団体を対象に、毎年学生会執行部および文体連にて割り当て、学生課へ申請してください。
使用時の注意	・管理は学生会執行部および文体連の自主管理とする。 ただし、大学側が使用状況・設備点検等をする場合は、これを拒否できない。 ・可能時間外の使用は厳禁とする。やむを得ない事情のため、時間外使用が必要な場合は事前に、学生課まで相談すること。 ・飲酒、喫煙、焚火、落書などの行為は、厳禁とする。 ・部室内に学外団体支部や事務所などを設けてはならない。 ・使用者は、常に部室・共有部を整理整頓すること。 ・クラブ棟内広場の使用は、学生課に申し出て、許可を受けること。 ・設備の破損箇所を発見した場合はただちに学生課へ報告すること。 故意に付属設備等を破損・亡失した場合は、当該学生が弁償しなければならない。
使用禁止	上記の事項に違反した場合は、部室の使用を禁止する。

多摩美術大学
クラブ・サークル活動に関する取り決め
（2018年4月1日改定）

総則

【目的】
本文書は、多摩美術大学（以下、本学）のクラブ・サークル活動の健全な活動・発展を助成し、円滑な運営を図ることを目的とする。

課外活動の総括事務は、学生部学生課が行う。

クラブ・サークル団体

【団体設立】
クラブ・サークル団体（以下：「団体」）を設立する際は、次に掲げる要件を満たしていることが必要となる。
1、活動内容・目的が明確であること
2、特定の政治・宗教活動を目的としていないこと
3、本学の全学生を組織の対象としていること
4、常時活動するものであること
5、原則として5名以上の構成員を有すること

団体の設立を申請する場合は、次の書類を学生課に提出しなければならない。
(1) クラブ・サークル団体届
(2) 部員名簿
(3) 活動方針及び活動計画について
(4) その他大学が求める書類

団体を継続する場合は、毎年4月末日迄に、次の書類を学生課に提出しなければならない。
(1) クラブ・サークル団体届
(2) 部員名簿
(3) 活動報告及び活動計画について
(4) その他大学が求める書類

【運営方法】
各団体は、学生代表者を選出、学生代表者の任期は原則1年とし、その団体の責任者として当該団体の運営、所属学生の統括・指導をするものとする。
その他役員の役職名、職務等については、それぞれの団体において定める。

【部員名簿の管理】
所属する部員について入退部者が生じた場合、随時、部員名簿の更新を学生課に届出すること。

【休部】
上記継続の手続きがない場合は休部とし、休部が満2年を超えた場合は、解散とみなす。

【解散】
団体を解散した場合は、解散報告を速やかに学生課に行うこと。

【取消し】
団体の活動が、継続しがたいと認められる事由があるときは、団体としての届出を取り消すことができる。

【活動届】
団体として、活動を行う際、以下の届出を事前に学生課に提出しなければならない。
届出なく、活動中及び移動中に怪我を負った場合、学生全員が加入している傷害保険、「学研災」の請求対象として認められない。
・合宿を行う場合…「合宿届」
・試合などの、活動を行う場合…「試合・活動届」

学生会及び文化体育連合

登録された団体については、公認団体・未公認団体に分類し、学生会及び文化体育連合会に加入する。

学生会及び文化体育連合会は、各団体の活動に際しての相談や審議を行い、公平なる対応のもと、大学との連絡、協議を行う。

施設使用

別途定められる「施設使用について」の通りとし、使用に際しては、「施設使用規定・規則」及び「使用時の注意」を守ること。

【クラブ棟】
学生クラブ棟部室の割り当ては、大学に届出された団体を対象に学生会及び文化体育連合会が行い、学生部長の承認を受けなければならない。使用に際しては別途定める「学生クラブ棟使用規則」に従うものとする。
使用状況については、大学及び文化体育連合会で、定期的に点検を行う。

次に該当した場合は、部室の使用を禁止する。

・使用可能時間を守らない場合
・飲酒・喫煙や焚火行為を行った場合
・その他、使用状況に問題があり、大学及び文化体育連合会が改善を求めても従わない場合
・クラブ・サークル団体として【取消し】となった場合

【掲示板】
クラブ・サークル団体は、部員募集や催し物告知等において、構内の所定掲示板を利用できる。
利用方法については次の通り
・掲示板を利用する際は、掲示物を持参のうえ、「掲示許可願」を学生課に届出る。
・掲示期間は、1カ月間とする。
・掲示できるサイズは原則A4サイズまでとし、所定の掲示板へ貼る。
・掲示板以外の、建物壁面、ガラス窓、トイレ内等への掲示は禁止とする。

公認団体

【目的】
多摩美術大学が公認する団体であり、本学の課外活動の発展及び加入する学生の自主性や協調性などの人間的成長を育むことを目的として存在し、同時に本学の体育及び文化活動の発展に帰する。

≪公認団体については、次の事項を義務付けるものとする≫
1、活動内容・目的が明確であり、本学の公認団体としてふさわしいこと
2、同様の活動をしている団体が公認団体として存在しないこと
3、最低3年間10名以上の構成員で組織されていること
4、原則として、本学教職員を顧問に置くこと
5、代表者・副代表者・会計を置き、組織として構成されていること
6、年間において、活動実績、活動計画、会計等の報告がなされていること
7、活動報告及び活動計画について、公認団体として妥当であると認められること
8、文体連会議への出席、大学の行事・講習会への参加がなされていること

【昇格】
設立後3年を経過した団体は、公認団体として加入申請をすることができる。次の書類を学生課に提出し、承認を受けた場合は公認団体として昇格する。

(1) 公認クラブ・サークル団体申請書

【継続】
公認団体を継続する場合は、次の書類を、毎年4月末日迄に学生課に提出しなければならない。
(1) クラブ・サークル団体届
(2) 部員名簿
(3) 活動報告及び活動計画について
(4) 収支決算報告書

【降格】
上記公認団体としての義務付けされた事項に満たない場合は、その団体に1年の猶予期間を与え、1年後もなお要件を満たさない場合は、未公認団体に降格する。

【援助金】
毎年5月1日現在において、存在し、かつ、その年度に活動することが認められる公認団体に対しては、援助金を交付する。
援助金については、別途定める「課外活動援助金について」の通りとする。

●芸術祭
学生による芸術祭実行委員会が中心となり、展示や模擬店、フリーマーケットやステージなどを企画・運営します。芸術祭期間中は、学外からも多くの方が来場します。

●ボランティア
学生課では、様々なボランティアの募集を行っています。
学生課前「ボランティア情報」の掲示板を見てください。
〈窓口となっているボランティア〉
○大学近隣町内会・小学校・福祉施設など

●ノートテイク
「ノートテイク」とは聴覚に障がいのある本学学生と一緒に２人１組で授業に出席し、先生や同級生の発言をパソコンや紙に書き取って伝える通訳方法です。「字を書くスピードがあがる」「集中力があがる」「話の要点をつかむ力がつく」「他学科・他学年の授業が受けられ楽しい」「いろんな学科の人と知り合える」「誰かの役にたてる、助けられる」といった利点を経験者の先輩方は挙げています。初めはみんな初心者。一緒に練習・活動して、学生生活を充実させませんか？
ノートテイク練習会・報告会を行っています。日程については Campus Square 等でお知らせしています。

◇参考◇　ノートテイクの様子



●学生支援プログラム
よりよい学生生活のサポートができるよう、学生課・学生相談室では様々なプログラムを用意しています。募集時期になりましたら、Campus Square等でお知らせしています。
〈過年度実績〉
○SNS 講座　○AED 講習会　○上級救命講習会　○防犯講習会
○美大生のための著作権講座　○アートセラピーワークショップ

●法律相談
法律上の問題（作品制作にかかわる著作権の問題、SNS上でのトラブルなど）について、本学が依頼する弁護士に無料で相談することができます。
詳細は掲示板（学生課・美術学部事務室）・大学ホームページでお知らせします。
問い合わせ窓口：学生課（gakusei@tamabi.ac.jp）

施設使用について

大学の諸施設は、常に清潔を保つように心がけてください。

なお、構内は、年２回夏・春休みに大掃除を行いますので、アトリエ以外には作品等を置かないでください。特に春休みにおいては年度がわりのため、ロッカーの上および廊下にある作品、私物等は全て処分しますので、毎年1月末日迄には各自必ず持ち帰ってください。（ロッカー使用の際には、必ず鍵をつけること。）

また、休業日（夏・冬・春休み）の教室使用については、別途掲示等で連絡します。

講義室・実技室

施設について	講義室…八王子キャンパス：リベラルアーツセンターを指します。 上野毛キャンパス：P. 221～の「キャンパスマップ」をご確認ください。 実技室…各研究室が管理する教室などのことを指します。
使用時間	特別な場合を除き、次のとおりとなっています。 【授業日】講義室：12:00～13:10 / 16:30～21:00 実技室：8:50～21:00 【休　日】いずれも9:00～17:00
使用方法	●講義室 講義室を空き時間に使用する場合は、事前に八王子キャンパス：学生課／上野毛キャンパス：美術学部事務室に願い出てください。 ※無許可での使用は禁止します。 ●実技室 各研究室の指示に従い、許可を受けてください。 〈休日施設使用の申請方法について〉 八王子キャンパス 手順1：「休日施設予約システム」https://forms.gle/pBv2R9sEHcukj7289にアクセス ※大学から付与されたGoogle Workspace for Educationのアカウントで登録してください。 手順2：使用日と使用場所を選択し予約する。 ※使用できる実技室については、所属研究室に問い合わせてください。 手順3：当日学生証を持参し、正門守衛所に申し出てください。 上野毛キャンパス 「構内・教室使用願/許可書」を記入し、研究室の印を受けた上で、美術学部事務室にて「構内・教室使用許可書」の交付を受けてください。 〈予約締切〉 使用日の前月１日から前日15：00迄 ※前日が休日の場合は前々日15：00迄 〈予約取消〉 窓口開室時間内に、窓口に申し出てください。

レクチャーホール（八王子キャンパス）

施設紹介	レクチャーホールは、特定学科に属していない全学共用の施設です。使用は大学行事・授業を最優先としますが、ホールの特性を活かした企画について、公認クラブ・サークル団体においても使用できます。 ●Aホール　250インチワイドスクリーンを備えた視聴覚ホール 収容人数：300名 ●Bホール　150インチワイドスクリーンを備えた視聴覚ホール 収容人数：200名 ●Cホール　150インチワイドスクリーンを備えた小ホール 収容人数：100名 ●301教室　視聴覚教室 収容人数：100名 設備・機材等詳細については、教務部のWebサイト（http://www.tamabi.ac.jp/kyoumu/）を参照してください。
使用方法	使用希望日の１カ月前までに学生課へ申し出てください。 （公認クラブ団体の場合）

多目的実習室（八王子キャンパス）

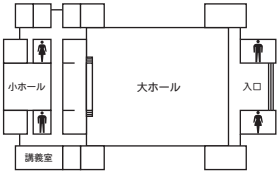
施設紹介	アートテーク３階にあります。アートやデザインの基礎である石膏デッサン実習や、展示のためのスペースとして利用されています。
使用可能日	「自由デッサンウィーク」開催日 ※前期・後期の各授業期間中に2週間程度（開催期間の詳細は、決定次第告知します）
使用時間	自由デッサンウィークの10：00～18：00
使用方法	自由デッサンウィークの予約期間（別途詳細は連絡）内に受付部署に使用申請書を提出し、使用前に許可書を受け取る。
受付部署	大学院研究室
使用時の注意	・許可証は必ずイーゼルにつけること。 ・イーゼル・椅子はデッサン室・デッサンスペース備えつけのものを使用し、移動しないこと。不足の場合は受付部署に相談すること。 ・石膏その他の備品の扱いには注意し、石膏像等が破損していた場合は、すぐに受付部署に届けること。

ギャラリーホール・アートスタジオ（八王子キャンパス）

施設紹介	ギャラリーは、大学または各学科の研究教育成果を披露することが主な目的となっています。 また、学生にあたっても上記の企画展が行われていない時には、大学の審査確認の上、使用することができます。 【各ギャラリー問い合わせ先】 絵画北棟：日本画・版画 絵画東棟：油画 彫刻棟：彫刻 工芸棟：工芸 デザイン棟：グラフィック・プロダクト・環境 テキスタイル棟：テキスタイル 情報デザイン・芸術学棟、アートスタジオ：情報・芸術
使用方法	予定日の1カ月前までに、上記研究室へ使用願を提出してください。

※上記施設は、八王子キャンパスの学生が利用対象です。

ＴＡＵホール（八王子キャンパス）

施設紹介	TAUホールには、大ホールと小ホールがあります。 ●大ホール 入学式、学位授与式等の大学行事を主に多目的に使用できるホールです。使用については、大学行事・授業を最優先とします。 面積：約825㎡（約36.5×22.5m） ●小ホール 課外活動による発表の場として使用できます。 面積：約100㎡（約10×10m）  
使用時間	授業日　放課後～21：00
大ホール	
使用方法	・クラブ活動で使用する際は、曜日毎にシフト制となります。使用を希望するクラブ団体は、文体連会議にて調整を行い、学生課へ申請してください。 ・上記以外の場合は、学生課へご相談ください。
使用時の注意	・使用終了後は十分に清掃し使用前の状態に戻すこと。 ・土足での使用は厳禁とする。 ・施設内の造作は一切禁止する。 ・使用詳細については、P.197の「TAUホールの使用について」を参照すること。 ・休日：使用不可
小ホール	
使用方法	・クラブ活動で使用する際は、曜日毎にシフト制となります。使用を希望するクラブ団体は、文体連会議にて調整を行い、学生課へ申請してください。 ・上記以外の場合は、学生課へご相談ください。 ・休日：使用不可
使用時の注意	・音響を伴う行為は放課後から19：30までの使用とする。 但し、講義室で授業を行う場合は授業優先として音響を伴う行為は禁止とする。 ・施設内の造作は一切禁止する。 ・使用詳細については、P.198の「TAU小ホールの使用について」を参照すること。

グラウンド（八王子キャンパス）	
施設紹介	ネットフェンスに囲まれ、サッカー、ラグビー、野球等が行えます。 体育実技を優先として、クラブ活動などでも使用できます。 面積：約9,700㎡ 使用については、「体育施設使用について」を参照してください。
テニスコート（八王子キャンパス）	
施設紹介	クレーコートが4面あります。体育実技、クラブ・サークルが主に使用しますが、一般学生の使用もできます。 使用については、「体育施設使用について」を参照してください。
使用時の注意	・必ずテニスシューズを履くこと。（一般学生は、テニス用具を持参すること。） ・コート場での飲食、喫煙は禁止する。 ・使用後はブラシ等で整備すること。 ・天候が不順で地面が使用できない状態にある時には、使用を中止する場合がある。
体育施設使用について（グラウンド・テニスコート）	
使用時間	授業日　放課後～20：00　（休業日　9：00～17：00） ※学校行事・授業を最優先とし、入試期間中は使用不可。 ※テニスコートの一般学生の使用は、授業日の火曜・木曜日のDコートのみとします。
使用方法	・クラブ活動で使用する際は、曜日毎にシフト制となります。使用を希望するクラブ団体は、文体連会議にて調整を行い、学生課へ申請してください。 ・上記以外の場合は、学生課へご相談ください。
使用時の注意	・使用後は、必ず清掃、整備を行うこと。 ・施設の破損箇所を発見した場合は、ただちに学生課へ報告すること。故意に付属設備等を破損・亡失した場合は、当該学生が弁償しなければならない。
使用禁止	上記の事項に違反した場合は、使用を禁止する。

多摩美術大学 TUB	
施設紹介	多摩美術大学 TUB（Tama Art University Bureau）は“まじわる・うみだす・ひらく”をコンセプトに、オープンイノベーションによる価値の創出や、子どもから社会人まで幅広い層に向けたデザインやアートのプログラムの提供、学生作品の展示・発信などを通して、デザインとアートの持つ創造性と美意識を社会とつなぐ場です。催事の予定等詳細はウェブサイトをご覧ください。
開所時間	11:00～18:00（日・祝 休） ※展示等により開所曜日が変わることがあります。
所在地・連絡先	〒107-6205 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー 5F（東京ミッドタウン・デザインハブ内） TEL：03-6721-1665 E-MAIL：tub-info@tamabi.ac.jp WEB：https://tub.tamabi.ac.jp/

メディアセンター

施設紹介	メディアセンターは、学科組織やカリキュラムにとらわれず使用することのできる全学共用の施設です。作品をつくる手助けとなる多様な施設や機材の提供とともに、技術的なサポートを行っています。 【八王子キャンパス】 ●写真センター（メディアセンター B1F） 写真関連授業への対応、撮影スタジオ及びプリント施設の個人利用、撮影機材の貸出等とともに各種講習会を開催し、写真制作における技術支援を行っています。 ・写真撮影スタジオ（白ホリゾント、小品撮影台、複写台）、カラー・モノクロ暗室、インクジェットプリント、フィルムスキャン ●映像センター（メディアセンター 3F） 映像制作における技術サポートの他、機材貸出、スタジオの運営管理をしています。 ・映像スタジオ（映像編集）、撮影スタジオ（合成用グリーンバック等） ※次の施設は、研究室単位での使用のみ ・3DCG スタジオ、メディアホール ●情報センター（メディアセンター 4F） 本学のネットワーク環境を整備し、学内各部のネットワークによる情報化を支援しています。 ● studio fabCAVE［スタジオ ファブケイブ］（メディアセンター 2F） 簡易な 3D プリンターなどによる制作を体験できるデジタル・ファブリケーション施設です。熱溶解積層（FDM）方式と光造形（DLP）方式の機器があります。 ●工作センター（別棟／工作センター 1F、第 2 工作センター 1F） 合成材、樹脂、金属、木材、塗装の工作機械を安全に管理し、制作における技術支援の他、工作機械の安全操作講習会を行っています。 ※授業使用、課題制作に限ります。個人使用はできません。 ●CMTEL［シムテル］素材研究室（メディアセンター 2F） CMTEL とは、Color（色彩）、Material（材料）、Trend（傾向）を Experiment（実験）して、Exploration（調査）することにより、学生自身が制作物の材料や考え方、アイデアの糸口を見つけるための Laboratory（研究室）です。CMTEL には様々な素材や資料が展示・収蔵しており、自由に閲覧することができます。また、館内でデジタル工作機械の貸出も行っており、学生は学科を問わず利用できます。施設内の展示品に関する問い合わせ、素材・制作方法に関する相談も随時受け付けています。その他、ワークショップ等のイベントも定期的に開催しています。

メディアセンター

施設紹介	●その他八王子キャンパス内施設 ・コンピュータスタジオ（メディアセンター 3F）：PC を 80 台設置しており、授業がない時間帯は自由に使用することができます。 ・メディアウォール（メディアセンター 2F）：メディアの歴史資料展示 【上野毛キャンパス】 ●上野毛スタジオ（3 号館） 上野毛キャンパス内共有施設の他、撮影機材の貸し出し、各種講習会を行っています。 ・映像スタジオ（映像、上演、展示等に利用できる多目的スタジオ） ※研究室単位での使用のみ、個人使用はできません。 ・写真スタジオ、撮影スタジオ、録音スタジオ ※授業優先、授業日以外は事前申請により個人使用が可能です。 ●工作センター（1 号館 B1F） ・工作機械を安全に管理し、制作における技術支援の他、工作機械の安全操作講習会を行っています。 ※授業使用、課題制作に限ります。個人使用はできません。
利用方法	それぞれの施設ごとに利用のしかたが異なります。利用する場合には事前に講習が必要であったり、授業での利用のみに限られる場合があります。詳細は Web サイト（https://www.tamabi.ac.jp/mc/）より各施設のホームページを参照してください。
開館(室)時間	それぞれの施設ごとに利用できる時間が異なります。
連絡先	メディアセンターの Web サイトよりご確認ください。 URL: https://www.tamabi.ac.jp/mc/contact.htm
その他	お知らせやニュースなど最新の情報は、メディアセンターの Web サイト（https://www.tamabi.ac.jp/mc/）を参照してください。

八王子図書館

施設紹介	美術・デザイン・建築の分野を中心に図書約 21 万 5 千冊、雑誌約 2500 タイトルの所蔵があります。1 階には雑誌最新号の閲覧ができる雑誌エリア、映像資料の視聴ができる映像エリア、貸出返却カウンターなどがあります。2 階には美術書を中心とした開架エリア、展覧会カタログや雑誌のバックナンバーなどを収めている閉架書庫、各種データベースが利用できるコーナー、レファレンスカウンターなどがあります。1 階のアーケードギャラリーは企画展示や公開授業などに利用されます。AV ブースでは上映会の他にグループでの映像資料鑑賞ができます。ラボラトリーは少人数の授業や閲覧スペースとして利用が可能です。
利用案内	入館および貸出には学生証が必要です。 貸出冊数・期間　学　部　生・・・10 冊　2 週間 大学院生(修士)・・・20 冊　3 週間 大学院生(博士)・・・30 冊　1 か月 (貸出冊数は八王子・上野毛分合計です) 利用については図書館 Web サイトをご覧ください。資料の検索は OPAC(館内端末や個人 PC・スマホなど利用)で行うことができます。所在等でわからないことがありましたら、お気軽に館員にお尋ねください。
サービス	レファレンス　：調べものについてのサポート・他図書館の資料やコピーの取り寄せ・紹介状の発行など その他　：図書の予約・購入希望図書の受付・上野毛図書館所蔵の図書や映像資料の取り寄せ・新着資料の案内など Web サイト　：図書館の最新情報・利用案内・検索・各種申し込みなど
開館時間	月～金 ： 9：00～20：00 土曜日及び短縮開館 ： 9：00 ～ 17：00 開館日 ： 平常授業日。補講期間、長期休暇中については図書館 Web サイトをご覧ください。
連絡先	TEL ： 042-676-8611(代) E-mail ： tosho-h@tamabi.ac.jp URL ： http://library.tamabi.ac.jp
注意事項	※新型コロナウィルスの影響により、開館時間および貸出については変更となる可能性があります ①他人の入館証（学生証など）での入館は厳禁です　②館内では館内表示を守ってください　③資料は大切に扱ってください（汚損・紛失した場合には原則として弁償していただきます）　④貴重品は各自で管理してください　⑤他の利用者の迷惑になる行為はやめてください

上野毛図書館

施設紹介	蔵書数は図書約 8 万冊、雑誌約 700 タイトルを数え、美術・デザイン・演劇の分野を中心とした資料構成です。1 階に館内閲覧・学習に利用できる閲覧室・当日の新聞・展覧会の情報、新着資料紹介コーナー、視聴覚資料の利用のための AV ブースがあります。開架書庫が 1 階と 2 階にあり、資料を手にとって自由に見ることができます。スペースの関係で開架に出せない図書、雑誌のバックナンバーは閉架書庫にあります。
利用案内	入館および貸出時に学生証が必要です。 貸出冊数・期間　学　部　生・・・10 冊　2 週間 大学院生(修士)・・・20 冊　3 週間 大学院生(博士)・・・30 冊　1 か月 (貸出冊数は八王子・上野毛分合計です) 利用については図書館 Web サイトをご覧ください。資料の検索は OPAC(館内端末や個人 PC・スマホなど利用)で行うことができます。所在等でわからないことがありましたら、お気軽に館員にお尋ねください。
サービス	レファレンス　：調べものについてのサポート・他図書館の資料やコピーの取り寄せ・紹介状の発行など その他　：図書の予約・購入希望図書の受付・八王子図書館所蔵の図書や映像資料の取り寄せ・新着資料の案内など Web サイト　：図書館の最新情報・利用案内・検索・各種申し込みなど
開館時間	月～金 ： 9：00～20：00 土曜日及び短縮開館 ： 9：00～17：00 開館日 ： 平常授業日。補講期間、長期休暇中については図書館 Web サイトをご覧ください。
連絡先	TEL：03-3702-1141(代) E-mail: tosho-k@tamabi.ac.jp URL: http://library.tamabi.ac.jp
注意事項	※新型コロナウィルスの影響により、開館時間および貸出については変更となる可能性があります ①他人の入館証（学生証など）を使用しての入館は厳禁です　②資料は大切に扱ってください（汚損・紛失した場合には原則として弁償していただきます）　③館内での私語雑談、携帯電話の通話等音の出る行為は禁止します　④貴重品は各自で管理してください

アートアーカイヴセンター（AAC）

施設紹介	●アートアーカイヴセンター（Art Archives Center, AAC）について アートテーク 4、5 階にある AAC は、本学が長年蓄積してきた芸術資源を統括的に保存・管理・活用していく研究教育拠点として、2018 年 4 月に設立されました。収蔵資料は大野美代子アーカイヴ、加山又造アーカイヴ、瀧口修造文庫、三上晴子アーカイヴ、もの派アーカイヴ、和田誠アーカイヴ、DNP ポスターコレクションほか約 20 の資料体を所蔵。 ● AAC の活動 AAC は大きく 2 つのアーカイヴ事業を通して、創作教育と研究の相互作用を生みだそうとしています。 1　アーカイヴの公開 本学所蔵資料のアーカイヴを整理し、ウェブサイトや資料閲覧サービスなどを通じて広く公開することに努め、学内外の学生・教育関係者・研究者の教育研究サポートを行います。 2　アーカイヴの研究成果の公開・交流・展示 研究・調査の成果は、シンポジウム、ウェブサイト、アートアーカイヴィングの研究誌『軌跡』で公開、発信を行います。また、AAC の資料を用いた研究団体による展覧会のサポートも行います。 アートアーカイヴセンター所長　光田由里　（大学院美術研究科教授） 米山建壱　（アートアーカイヴセンター事務室長）
学生のみなさんへ	AAC の所蔵資料は、閲覧希望日の 2 週間前までにメールで連絡。お気軽にご相談ください。 閲覧日時：毎週火曜日・木曜日　13 時 30 分～ 16 時 30 分（2・8 月、年末年始を除く） また、シンポジウムや研究会などを開催していますので、詳細は下記の AAC ウェブサイトや SNS でご確認ください。
連絡先	E-mail：aac@tamabi.ac.jp ウェブサイト：https://aac.tamabi.ac.jp/ Instagram：tamabi_aac Twitter：@tamabi_aac 所在地：アートテーク 4F

アートテーク

施設紹介	アートテーク（Art-Theque）とは アートテークは造語で「アートを収めた箱」という意味の造語で、展示、実習、講演、研究、収蔵など、さまざまな可能性をもつ空間が組み合わさっています。 ギャラリー（1、2 階） 1、2 階のギャラリーでは、平面、立体、映像、インスタレーションなどの展示・発信が行われています。学生だけでなく一般来館者の観賞にも開かれたアートやデザインと人の出会いの場所となっています。展覧会の開催日程や開場時間については本学ウェブサイトをご確認ください。 大学院博士課程（3 階） 3 階には大学院博士後期課程の研究室、大学院室、講義室等を設けています。また、研究室に隣接した多目的実習室は、アートやデザインの基礎である石膏デッサン実習や、展示のためのスペースとして利用されています。 ※多目的実習室については、P. 155 を参照してください。 アートアーカイヴセンター（4、5 階） 4 階と 5 階は、本学収蔵の貴重な資料を保存・管理・公開するアートアーカイヴセンターの収蔵庫や事務室があります。

芸術人類学研究所（IAA）

施設紹介

●芸術人類学研究所(Institute for Art Anthropology:IAA)について
研究所では、これまで芸術学、歴史学、文化人類学、考古学などの研究で明らかになった人類の諸活動を、初めて総合的芸術研究の中で正面から対象化し「芸術学×人類学＝ Art Anthropology」として研究しています。私たちは「芸術&デザイン（Art & Design)」「人文科学（Humanities)」「自然科学（Science)」の3領域を結びつけ、わが国と世界の民族・文化集団の芸術の生成と展開を、先史からみつめ探究することを目的としています。

●IAAの活動
IAAには6つの研究部門があり、広く社会と関わりながら、次の3つにあたる創造的交流をおこなっています。

1.《学内外交流》
①多摩美術大学内の諸学科、美術館、図書館、ゼミナール、課外活動を通した在学生、卒業生、「タマビ」をめざす受験生たちとの交流
②他大学や他の研究機関との相互交流、連携活動

2.《地域交流》
知識と実践をつなぐことを目的とした、地域コミュニティや学校、企業との連携プログラムの推進

3.《国際交流》
①海外の大学、美術館、博物館、研究機関、企業との共同研究・展示プロジェクトの推進
②学内外の各種メディアを通じた、諸活動の成果発信

所員：港千尋　（情報デザイン学科教授）
安藤礼二　（芸術学科教授）
椹木野衣　（リベラルアーツセンター教授）
金子遊　（芸術学科准教授）
佐藤直樹　（グラフィックデザイン学科教授）
金沢百枝　（芸術学科教授）



学生のみなさんへ

IAAでは誰もが自由に参加できるシンポジウム、研究会、ワークショップ、上映会などを開催しています。所蔵書籍や資料も閲覧可能です。詳細は下記のIAAウェブサイトやツイッターでご確認ください。

連絡先

TEL　：042-679-5697（研究所直通）
FAX　：042-679-5698
E-mail：iaa_info @ tamabi.ac.jp
Webサイト：https://www.tamabi.ac.jp/iaa/
Twitter：@IAA_Tamabi
所在地：メディアセンター 4F



多摩美術大学美術館

施設紹介

現在、移設準備中のため閉館中。

開室時間

（事務室窓口）
開室時間：博物館実習時間により異なります。
休 室 日：毎週日曜日および長期休暇期間。

連絡先

URL　：https://museum.tamabi.ac.jp/
E-mail：museum@tamabi.ac.jp　　twitter：@tamabi_museum
事務室所在地：東京都町田市小山ヶ丘6-4-8

富士山麓セミナーハウス（純林苑）

施設紹介	富士山麓セミナーハウスの周囲は国立公園特別指定地区となっています。特に周辺のハリモミ純林は世界に類をみない貴重な森林です。
所在地	山梨県南都留郡山中湖村山中1213 TEL：0555-62-1569
交通	●富士急行「富士山駅」より富士急行バスにて約 15 ～ 20 分の以下の「バス停」より徒歩 ●JR「御殿場駅」または「御殿場プレミアム・アウトレット」より富士急行バスにて約 45 ～ 50 分。次の「バス停」より徒歩 「花の都公園入口」下車徒歩 25 分　　「内野」下車徒歩 15 分＊ 「花の都公園」下車徒歩 8 分＊ ＊時間帯により停車しない場合あり。 ※行き先については曜日や時期により複数あり。詳しくはバス会社に問い合わせてください。
収容人員	80名
利用時間	到着：午後2時～5時　　朝食：午前8時～9時 夕食：午後6時～8時　　出発：午前11時30分まで 入浴：午後6時～10時　　昼食：正午～午後1時 門限：午後9時
料金	利用料：1,000円 食事　：朝食 500円 ／ 昼食 500円 ／ 夕食 1,000円 合計　：1,000円～3,000円（3食付） ※食事の有無・組合せは選択可
申込方法	利用予定日の1週間前（申込先休業日を除く）までに料金を納入し手続きを完了してください。 申込先：【学　生】八王子…学生課／上野毛…美術学部事務室 【卒業生】校友会
その他	詳細については、P.195・196の「多摩美術大学セミナーハウス利用規定」を参照してください。 大学Webサイトから予約状況を確認できます。（学内のみアクセス可） http://www.tamabi.ac.jp/index_j.htm （多摩美術大学について→キャンパスと施設→セミナーハウス）

奈良古美術セミナーハウス（飛鳥寮）

施設紹介	奈良、京都のわが国古美術の鑑賞ならびに研究の便宜をはかるため設けられています。
所在地	奈良県奈良市窪之庄町117 TEL：0742-62-0472
交通	●JR・近鉄「奈良駅」より奈良交通バス 天理駅または窪之庄行⇒「窪之庄」下車徒歩3分 下山行⇒「下山」下車徒歩10分 （窪之庄の1つ前のバス停です） ●JR「帯解駅」より徒歩15分
収容人員	37名
利用時間	到着：午後2時～5時　　朝食：午前8時～9時 夕食：午後6時～8時　　出発：午前11時30分まで 門限：午後9時　　※昼食なし
料金	利用料：1,000円 食事　：朝食 500円 ／ 昼食 なし ／ 夕食 1,000円 合計　：1,000円～2,500円（2食付） ※食事の有無・組合せは選択可
申込方法	利用予定日の1週間前（申込先休業日を除く）までに料金を納入し手続きを完了してください。 申込先：【学　生】八王子…学生課／上野毛…美術学部事務室 【卒業生】校友会
その他	詳細については、P.195・196の「多摩美術大学セミナーハウス利用規定」を参照してください。 大学Webサイトから予約状況を確認できます。（学内のみアクセス可） http://www.tamabi.ac.jp/index_j.htm （多摩美術大学について→キャンパスと施設→セミナーハウス）

参考資料

目次

校歌	171
沿革	172
多摩美術大学学則（抄）	174
多摩美術大学大学院学則（抄）	182
多摩美術大学交換留学に関する規程	188
多摩美術大学ハラスメント防止規程	190
多摩美術大学学生懲戒規程	193

施設使用規定・規則

・多摩美術大学セミナーハウス利用規定	195
・TAUホールの使用について	197
・TAU小ホールの使用について	198

多摩美術大学

校歌



1 清らかに、多摩川の流れ
はるかに富士の　姿をうつし
森陰に吹く　自由の風
のびゆく　若葉の
希望をこめて
我ら美しい　未来をえがく
ああ、我らの多摩美大

2 ほがらかに　肩を並べて
若い心に、明るいほこり
文化の野に咲く　平和の花
たゆまず　くじけず
理想を胸に
我ら新しい　社会をいろどる
ああ、我らの多摩美大

多摩美術大学校歌に寄せて

元多摩芸術学園学園長　松葉　良

多摩美術大学校歌は多摩美術大学が２５周年を迎えた時、元理事長故村田晴彦先生の発案により当時学園の佐々木事務部長が事務的な労を取り作られたものです。

作詩はその当時の現代詩人協会の会長でありＮＨＫの監査室に居られた黒田三郎氏にお願いし作曲は私にということで決定したのです。また黒田三郎氏と共に多摩美大の付近と二子玉川を歩き回ったことも懐かしく思いだされます。

作曲は長調と短調の２曲を完成し、その当時の美大の学生諸君に歌唱して戴き、録音にとり、それを上野毛の校庭に流し、全学の学生のアンケートを取り長調の作品に決定致しました。

そして２５周年の式典では、その当時のデザイン科の学生で後に学園で教えておられた石黒正範氏が四声コーラスの指揮をとり盛大に初演致しました。

またその当時美大のマンドリン合奏団は、その当時美大の油科の学生で後に学園の絵画科を指導された渡辺允康氏が指揮をして常に演奏されていたようです。

しかしその後学園紛争の時代、美大並びに学園に保存してあった原譜は全て失われてしまいました。それ以後歌われることは殆どなくなってしまたのです。

現在原曲の楽譜に岡本仁氏が手を入れたものがコーラス部に残されていることを知りました。

最近再び歌われるようになり始めたことは作曲者にとって非常に喜ばしいことと存じます。

沿革

1935年（昭10） 多摩帝国美術学校（日本画科・西洋画科・彫刻科・図案科）を東京都世田谷区上野毛に創設する。校長・杉浦非水。
1936年（昭11） 女子部を設置する。
1944年（昭19） 校舎が海軍技術研究所に接収され休校となる。
1945年（昭20） 第二次世界大戦の空襲により校舎の大半を焼失する。
1946年（昭21） 溝ノ口工場（元軍需工場）を借り入れ、授業を再開する。
1947年（昭22） 多摩造形芸術専門学校（美術部・建築部・工芸部）となる。
理事長・杉浦非水、校長・井上忻治。
1950年（昭25） 多摩美術短期大学（絵画科・彫刻科・造形図案科）を設置し、上野毛での授業を再開。学長・井上忻治。
1953年（昭28） 多摩美術大学（絵画科・彫刻科・図案科）設置。学長・井上忻治。
初年度入学者 135 名。
1954年（昭29） 多摩芸術学園（映画科・演劇科）を併設する。逸見梅栄が学園長に就任。
1958年（昭33） 講堂が完成。以降1966年までに本館・1号館・図書館・セミナーハウス・2号館が完成する。
1960年（昭35） 上野毛現本館完成。八王子校地の購入が始まる。
1961年（昭36） 村田晴彦が理事長に就任。
1963年（昭38） 図案科をデザイン科と改称する。
1964年（昭39） 大学院美術研究科（修士）を設置する。
1965年（昭40） 杉浦非水名誉理事長没、大学葬。八王子校地に運動場完成。
1968年（昭43） 石田英一郎が学長に就任。総合美術大学構想を発表。
1969年（昭44） 芸術学科・建築科の設置が認可される。学園紛争により全学封鎖。
八王子校地に学生寮・本館が完成する。
1970年（昭45） 真下信一が学長に就任。
1971年（昭46） 美術学部の八王子キャンパス移転を開始する。建築科を開講する。
1972年（昭47） 八王子キャンパスに学生会館、体育館が完成。以降1974年までに実習校舎11棟・図書館・美術参考資料館などが完成する。
1974年（昭49） 美術学部の八王子キャンパス移転が完了する。
1975年（昭50） 内藤頼博が理事長に就任。
1979年（昭54） 内藤頼博が学長に就任。
1981年（昭56） 芸術学科を開講する。八王子キャンパスに絵画東棟が完成。
1982年（昭57） 附属美術参考資料館が博物館相当施設の指定を受ける。
1987年（昭62） 後藤猟士が学長に就任。
1989年（平1） 上野毛キャンパスに美術学部二部（絵画学科・デザイン学科・芸術学科）を設置。上野毛 3 号館完成。
1991年（平3） 藤谷宣人が理事長に就任。
1992年（平4） 美術学部絵画科に版画専攻を開設する。多摩芸術学園閉校。
1994年（平6） 八王子校地を拡張し、八王子キャンパスの建設整備に着手する。

1995年（平7） 新しいシンボルマークを制定する。校友会設立。大学院を昼夜開講制とする。
創立 60 周年記念事業が行われる。
1997年（平9） 絵画北棟・学生クラブ棟が完成する。
1998年（平10） 美術学部に情報デザイン学科を設置する。改組転換により、工芸学科・生産デザイン学科・環境デザイン学科設置。同じくグラフィックデザイン学科・絵画学科･彫刻学科へ改称。大学院美術研究科修士課程に芸術学専攻を設置。デザイン棟・彫刻棟・工芸棟が完成する。美術学部オープンキャンパス実施（以降毎年開催）。
1999年（平11） 辻惟雄が学長に就任。TAU ホール・グリーンホール・テキスタイル棟完成。造形表現学部（造形学科・デザイン学科・映像演劇学科）を上野毛キャンパスに設置。美術学部二部の募集を停止する。
2000年（平12） 多摩美術大学美術館を多摩センターにオープン。メディアセンター完成。
2001年（平13） 大学院美術研究科に博士後期課程美術専攻を設置する。
2002年（平14） 大学院美術研究科博士前期課程（修士）に工芸専攻を設置する。
2003年（平15） 高橋史郎が学長に就任。
2004年（平16） レクチャーホール・本部棟が完成する。
2005年（平17） 創立 70 周年記念事業としてホームカミングデイ 2005 が行われる。
2006年（平18） 芸術人類学研究所設置。
2007年（平19） 清田義英が学長に就任。新図書館・情報デザイン棟・芸術学棟・第 2 工作センターが完成する。
2010年（平22） 3331Arts Chiyoda にアキバタマビ 21 を設置する。
2011年（平23） 五十嵐威暢が学長に就任。
2012年（平24） 大学院美術研究科博士前期課程（修士）芸術学専攻に身体表現研究領域を設置。
2014年（平26） 美術学部に統合デザイン学科・演劇舞踊デザイン学科を設置する。上野毛キャンパスに演劇舞踊スタジオが完成する。造形表現学部（夜間）の募集を停止する。
2015年（平27） 建畠哲が学長に就任。創立 80 周年記念事業が行われる。アートテークが完成する。奈良古美術セミナーハウスの建て替え工事が完成する。
2016年（平28） 富士山麓セミナーハウスの建て替え工事が完成する。
2018年（平30） 大学院美術研究科博士前期課程（修士）に演劇舞踊専攻を設置する。
2019年（令1） 青柳正規が理事長に就任。
2020年（令2） 大学直営女子学生寮「多摩美オリーブ館」が完成する。
2021年（令3） 東京ミッドタウン・デザインハブ内に多摩美術大学
TUB(Tama Art University Bureau) を設置する。

諸規則

多摩美術大学学則（抄）

第１章　総　則

（目的）
第１条　本学は、広く造形芸術全般について高度な学理技能を教授研究し、あわせて国際社会に対応する幅広い教養を身につけた人格の形成を図り、現代社会に貢献する優れた芸術家、デザイナー並びに教育者研究者等を養成することを目的とする。
（自己点検・評価）
第１条の２　本学は、その教育・創作・研究水準の向上を図り、本学の目的及び文化的・社会的使命を達成するため、教育・創作・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて改善・充実を図るものとする。
２　前項の自己点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。
（教育組織）
第２条　本学に、美術学部及び大学院を置く。
２　大学院については、別に定める規則のほか本学則によるものとする。
第３条　美術学部に次の１０学科を置く。
絵画学科
彫刻学科
グラフィックデザイン学科
情報デザイン学科
環境デザイン学科
生産デザイン学科
工芸学科
芸術学科
統合デザイン学科
演劇舞踊デザイン学科
２　美術学部に教養教育を教授研究するために、リベラルアーツセンターを置く。
３　リベラルアーツセンターについては、別に定める規則のほか本学則によるものとする。
（学部及び学科等の目的）
第３条の２　美術学部は、芸術の持つ専門性と総合性を理解して、多様化し複雑化する現代社会のなかで、芸術に立脚し、能動的に未来を切り拓くことのできる人材を養成することを目的とする。
第３条の３　各学科の目的は、次のとおりとする。
一　絵画学科は､絵画表現の歴史に学びながらも批判的に表現に向き合うことで、新しい価値を創出し独自の世界を切り拓くことのできる人材を養成することを目的とする。
二　彫刻学科は、主体的で能動的な彫刻表現の自立性と可能性、時代に翻弄されない立体表現を模索することで、歴史に学びかつ同時代的な表現を可能とする人材を養成することを目的とする。
三　グラフィックデザイン学科は、ビジュアルコミュニケーションを行う基本的な能力、時代の変化に柔軟に対応できる能力を身につけ、デザインを通して、さまざまな課題への提案を行うことのできる人材を養成することを目的とする。
四　情報デザイン学科は、アート･デザインとテクノロジーを学び、情報･メディアの分野において、未知の表現領域を先導し、新しい価値と文化を生み出すことのできるクリエイターを養成することを目的とする。
五　環境デザイン学科は、インテリアデザイン・建築デザイン・ランドスケープデザインそれぞれの領域の専門性、関連性と役割を理解し、各領域の関係性、関連性を活かせるよう広い視野に立ってデザインができるデザイナーや建築家を養成することを目的とする。
六　生産デザイン学科は、新しいものづくりの環境に適応した専門知識と横断的な思考力を身につけ、独創的なアイデアを実行できる世界に通用するプロダクトデザイナー・テキスタイルデザイナーやアーティストを養成することを目的とする。
七　工芸学科は、陶・ガラス・金属の素材への理解と作る力を身につけ、技術と理論の双方から工芸を探求し、能動的・継続的に自らの成果を世界に向けて問いかけられる人材を養成することを目的とする。
八　芸術学科は､自らの手と頭を用いて「つくる」「考える」「伝える」力を身につけ、アートを世界に発信することのできる人材を養成することを目的とする。
九　統合デザイン学科は、従来の領域ごとに区分されているデザイン全体を横断的に学ぶことで、美学をベースとし、調和のとれた社会を築くことのできる人材を養成することを目的とする。
十　演劇舞踊デザイン学科は､総合芸術である舞台芸術を構築する力を身につけ、舞台芸術の未来を支える独創性あふれる身体表現者、演出家、劇作家、振付家、並びに創意豊かな演出空間を創造及び具体化する、デザイナーや製作者、技術者を養成することを目的とする。
第３条の４　リベラルアーツセンターは、専門学科との連携を図り、専門技能・知識を世界につなげることのできる教養を身に付け、総合性を備えた人材を養成することを目的とする。
（学生定員）
第４条　学生定員は、次のとおりとする

美術学部	入学定員	収容定員
絵画学科	１９５名	７８０名
彫刻学科	３０名	１２０名
グラフィックデザイン学科	１８４名	７３６名
情報デザイン学科	１２２名	４８８名
環境デザイン学科	８０名	３２０名
生産デザイン学科	１０４名	４１６名
工芸学科	６０名	２４０名
芸術学科	４０名	１６０名
統合デザイン学科	１２０名	４８０名
演劇舞踊デザイン学科	８０名	３２０名
計	１，０１５名	４，０６０名

第２章　教育課程、履修方法及び課程修了認定

（授業科目及び単位）
第５条　本学に、次の授業科目を置く。
基礎教育科目
専門教育科目
教職に関する専門科目
博物館に関する専門科目
２　授業科目に必修科目、選択科目の別をもうける。
３　前項の各科目は、学科、専攻ごとに定める。
４　教育課程は、別表Ⅰによる。
第５条の２　教育上、有益と認められるときは、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で授業科目を行うことができる。
２　前項の授業を実施する授業科目については、教授会の審議を経て学長が定め、あらかじめ学生に通知するものとする。
３　本条で定める授業科目については、第 17 条で定める卒業要件単位に 60 単位を超えない範囲で参入することができる。
第６条　学生は、毎学年度又は毎学期始めにおいて所属学科の課程に基づき履修しようとする授業科目を申請して許可を受けなければならない。

2　学生が所属学科以外の授業科目を履修しようとするときは、毎学年度又は毎学期始めに履修しようとする授業科目を申請して許可を受けなければならない。
3　授業科目に係る試験その他の大学が定める適切な方法による学修成果の評価（以下「試験等」という。）は、本条第１項及び第２項の規定により申請し許可された授業科目について行う。
4　授業科目の成績は評価によりＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５種とし、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格、Ｄを不合格とする。
5　試験等に合格したものには、その授業科目所定の単位を与える。
各授業科目に対する単位数は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。
一　講義を中心とする授業については、15 時間に相当する授業時間をもって１単位とする。
二　演習を中心とする授業については、30 時間に相当する授業時間をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15 時間に相当する授業時間をもって１単位とする。
三　実験、実習及び実技を中心とする授業については、30 時間に相当する授業時間をもって１単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45 時間に相当する授業時間をもって１単位とする。
6　前項の規定にかかわらず、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
7　１年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。
8　学生は、試験等の成績に関し単位履修表に合格の証明を受けなければならない。
9　合格した授業科目については、願いにより証明書を交付する。

（他大学等の単位認定等）

第６条の２　本学入学前に大学、専門職大学、短期大学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修について、教授会の審議を経て本学において修得した単位として認定することができる。
2　学生が本学在籍中に本学の定めるところにより、国内外の他大学、専門職大学、短期大学において修得した単位又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修について、教授会の審議を経て本学において修得した単位として認定することができる。
3　本条第１項及び第２項により、認定又は修得する単位数は、合わせて 60 単位を超えない範囲とする。

第６条の３　（削　除）

第３章　入学、卒業

（入学資格及び許可）

第７条　本学の入学時期は、毎年４月とする。

第８条　本学に入学を許可する者は、次の各号の一に該当しかつ本学所定の入学試験に合格した者とする。
一　高等学校を卒業した者
二　通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
三　通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
四　外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
五　文部科学大臣の指定した者
六　高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
七　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
八　その他本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
2　入学試験については、別に定める。

第９条　次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入を許可することがある。
一　大学を卒業した者又は退学した者
二　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、又は国立養護教員養成所を卒業した者
三　学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 92 条の３に定める従前の規定による高等学校、専門学校、又は教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者
四　本学を退学した者で、本学の同一学科に入学を志願する者
2　前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の審議を経て学長が定める。

第９条の２　（削　除）

（入学手続）

第 10 条　入学志願者は、次の書類に所定の検定料を添えて願出なければならない。
一　入学願書
二　出身学校長の提出する調査書（卒業又は修了証明書、人物考査及び学業成績表等をもってこれに代えることができる。）
三　写真（出願以前３カ月以内のもの）
四　その他本学の定める書類
入学志願者で現に教職その他官職に在る者又は服務義務を有する者は、前記書類のほかに所属長官の承認書を添付しなければならない。ただし本学の学生で他の科に転学科を志望する者は、本条の書類及び検定料を要しない。

第 11 条　入学試験に合格し入学の意思がある者は、指定の期日までに誓約書・住民票及び所定の書類を提出し入学金を納付しなければならない。

（保証人）

第 12 条　保証人は、独立の生計を営む３親等内の者を原則とし、学生の身上に係る責任を負うものとする。

第 13 条　（削　除）

第 14 条　学生及び保証人がその住所身分等に異動のあったときは、直ちにその旨届出なければならない。

第 15 条　本学学長において保証人を不適当と認めたときは、変更を命ずることがある。

（在学期限）

第 16 条　学生の在学年限は、８年を超えることができない。進級を伴わずに転学科した者についても、これを適用する。
ただし、第９条の規定により入学した学生は、それぞれ定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。

（卒業要件及び学位）

第 17 条　４年以上在学し、所定の基礎教育科目、専門教育科目から各学科・専攻の定める必修科目、選択科目の単位に加え、卒業制作又は卒業論文・卒業研究に合格し合計 124 単位以上修得した者には学位記を授与する。
2　教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目の単位を修得しなければならない。 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学　科　名	免許状の種類	免許教科
絵画学科 彫刻学科 グラフィックデザイン学科 環境デザイン学科 生産デザイン学科 工芸学科 芸術学科	中学校教諭 一種免許状	美術
	高等学校教諭 一種免許状	
情報デザイン学科	中学校教諭 一種免許状	美術
	高等学校教諭 一種免許状	美術 情報

3　学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法に定める科目の単位を修得しなければならない。

第18条　本学を卒業した者には、学士（芸術）の学位を授与する。

第４章　休学、退学、転学

（休学及び復学）

第19条　学生は、疾病その他止むを得ない事由によって２カ月以上休学を必要とするときは、医師の診断書その他事由を証する書類を添え保証人連署の上願出て許可を受けなければならない。

第20条　休学は、学期を単位とし、１年以上にわたることはできない。ただし、特別の事由があるときには、学長の許可を得て更に引続いて１年間休学することができる。
なお、１度の休学は、年度を超えることはできない。
休学の期間は、通計４年度を超えることはできない。
休学期間は、在学年限に算入しない。

2　次の各号の一に該当する場合は、原則として休学することができない。
一　第６条第１０項で定める期間の３分の２が過ぎているとき
二　（削　除）
三　授業料を滞納しているとき

3　兵役義務による休学期間については、本条第１項に定める特別の事由があるときの休学延長及び通計年度に算入しない。

第21条　休学の期間においてその事由が止み復学したいときは、その旨願出なければならない。

第22条　特別の必要があると認めたときは、学長が休学を命ずることがある。

（退学等）

第23条　学生が疾病その他の事由により退学をしたいときは、その事由を詳記し、疾病によるものは医師の診断書を添え保証人連署の上願出なければならない。

2　次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が学籍から除く。
一　第１６条で定める在学年限を満了した者
二　第２０条第１項で定める休学期間を経過した者
三　休学期間満了月までに復学又は休学延長の願出がない者
四　連続して２回進級できない者。ただし、休学により進級できない者及び進級を伴わずに転学科した者は、その限りではない。
五　授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
六　死亡又は行方不明の者

第23条の２　学生が法定若しくは届出を要する感染症にかかったとき、又は学業継続が不適当と認められたときは、学長が出校停止を命ずることがある。

（転学）

第24条　次の各号の一に該当する者は、選考の上転学及び転学科を許可することがある。

一　本学の学生で他の学科に転学科を志願する者
二　本学の学生で他の大学に転学を志願する者

第５章　学年、学期及び休業

（学年及び学期）

第25条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終る。

第26条　学年を分けて次の２学期とする。
前　期　４月１日から９月３０日まで
後　期　１０月１日から翌年３月３１日まで

2　前項の学期は、必要に応じて多少伸縮することがある。

（休業）

第27条　休業日は、次のとおりとする。
一　日　曜　日
二　国民の祝日に関する法律に定める日
三　本学創立記念日　１１月１日
四　春　季　休　業　２月１日から３月３１日まで
五　夏　季　休　業　８月５日から８月３１日まで
六　冬　季　休　業　１２月２５日から翌年１月４日まで

2　前項の休業日は、必要に応じて多少伸縮する、又は臨時の休業日若しくは授業日を定めることがある。

第６章　科目等履修生、研究生、委託生

（科目等履修生等）

第28条　（削　除）

第29条　（削　除）

第30条　本学において教授する授業科目の履修を願出る者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生が履修した授業科目については、第６条第８項の規定を準用して所定の単位を与えることができる。

3　科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。

第30条の２　本学において教授する特別の専門分野について研究を願出る者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2　研究生の在学年限は、原則として１年とする。更に引続き在学しようとする者は、願出て許可を受けなければならない。

3　研究生に関する必要な事項は別に定める。

第31条　官公庁及び公立団体より１年以上を在学期間として授業科目の一部の学修を願出る者があるときは、委託生として入学を許可することがある。

2　委託生は、その学修した授業科目について試験を受けることができる。
本項による試験に合格した者には、願出により証明書を授与する。

3　委託生の研修料は、委託者が納付するものとする。

第32条　（削　除）

第32条の２　（削　除）

第７章　賞　罰

（表彰及び懲戒）

第33条　学業を精励し成績優秀品行方正な学生は、適当な方法でこれを表彰する。

第34条　学長は、次の各号の一に該当する学生を懲戒することができる。
一　性行不良で改善の見込がないと認められる者
二　正当の理由がなくて出席常でない者
三　本学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

2　懲戒は、退学、停学及び訓告とし教授会の審議を経て学長が行う。

第８章　検定料、入学金、授業料、科目等履修料その他

（授業料等）
第 35 条　検定料、入学金、授業料、科目等履修料等は別表Ⅱに定めるところによる。４学年に留年し卒業要件を充足するために、少数単位を履修する者の授業料等については別に定める。
第 36 条　特に多額の共通経費を要する実習にあっては、授業料のほか、実習費を納入しなければならない。
第 37 条　一旦納付した検定料、入学金、授業料、科目等履修料、実習費等は如何なる事由があってもこれを還付しない。
（授業料等の減免）
第 38 条　休学が全学期間にわたるときは、当該学期分の学費を授業料の４分の１に減免することができる。
ただし、兵役による休学については、これを免除することができる。
２　学期の途中で復学した者の授業料等は、当該学期より納付しなければならない。
第 39 条　（削　除）
第 40 条　停学又は退学の場合でも本学に学籍を有する間の授業料等は、納付しなければならない。
第 41 条　（削　除）

第９章　職員組織、教授会

（職員組織及び会議）
第 42 条　本学に、次の職員を置く。
学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他
第 43 条　本学学部に教授会を置き、教授及び准教授、講師をもって組織する。
学長は、教授会を召集しその議長となる。
２　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
一　学生の入学、卒業に関する事項
二　学位の授与に関する事項
三　教育課程の編成に関する事項
四　教員の教育研究業績の審査に関する事項
五　学則によってその審議を教授会によるべき教育研究に関する重要な事項
３　教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議し、学長に意見を述べることができる。
一　学生の休学、退学、転学に関する事項
二　学生の試験及びその結果に関する事項
三　学科の学生定員に関する事項
四　学生の賞罰に関する事項
五　前各号に掲げるもののほか、審議を教授会によるべき教育研究に関する事項
４　その他学長及び理事会の諮問事項
５　学長は、必要があるときは教授及び准教授、講師以外の者を教授会に出席させることができる。
第 44 条　（削　除）

第 10 章　附属施設

（附属施設）
第 45 条　研究所、図書館、美術館、メディアセンター、試験場その他の附属施設についての規程は、別に定める。
第 46 条　（削　除）

第 11 章　公開講座

（公開講座）
第 47 条　公開講座は、随時必要に応じて行う。

第 12 章　その他

（式典等）
第 48 条　必要に応じ式典その他の行事を行う。
２　教授及び学生の作品展覧会を随時行う。

附　則
１　この学則は、昭和２８年１月３１日制定施行する。
２　この学則の施行に関する細則は、学長が之を定める。

（中　略）

附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

多摩美術大学大学院学則（抄）

第１章　総　則

（目的）
第１条　多摩美術大学学則第２条第２項の規定に基づき多摩美術大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則を定める。
第２条　本学大学院に美術研究科博士課程を置く。
第３条　本学大学院は、芸術の技術と理論において新たな価値を創出し、社会を刷新することのできる人材を養成することを目的とする。
（自己点検・評価）
第３条の２　本大学は、その教育・創作・研究水準の向上を図り、本学の目的及び文化的社会的使命を達成するため、教育・創作・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて改善・充実に努める。
２　前項の自己点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

第２章　組　織

（教育組織）
第４条　（削　除）
第５条　本学大学院の研究科に次の専攻及び課程を置く。
博士前期課程（修士課程）
絵画専攻
彫刻専攻
工芸専攻
デザイン専攻
芸術学専攻
演劇舞踊専攻
博士後期課程
美術専攻
博士前期課程は修士課程として取り扱う。
第５条の２　修士課程は、専攻分野における技術と理論を深め、自らの創作・研究を社会に問うことのできる芸術の創作者、研究者、さらには芸術の革新者を養成することを目的とする。
２　博士後期課程は、専攻分野を横断し、新たな価値と理論を確立し、社会を刷新し牽引することのできる芸術の先導者、指導者を養成することを目的とする。

第３章　学生定員

（学生定員）
第６条　本学大学院の学生定員は、次のとおりとする。

博士前期課程（修士課程）				博士後期課程		
研究科名	専　攻	入学定員	収容定員	専　攻	入学定員	収容定員
美術研究科	絵画	４３	８６	美術	５	１５
	彫刻	１０	２０			
	工芸	９	１８			
	デザイン	６２	１２４			
	芸術学	５	１０			
	演劇舞踊	８	１６			
	計	１３７	２７４	計	５	１５

第４章　授業科目・単位、履修方法及び修了要件

（授業科目・単位及び履修方法）
第７条　美術研究科の専攻別授業科目及び単位については別表Ⅰに定める。
第７条の２　（削　除）
第７条の３　学生は、毎学年度又は毎学期始めにおいて所属専攻の課程に基づき履修しようとする授業科目を申請して許可を受け、必要な研究指導を受けなければならない。
（修了要件）
第８条　修士課程の修業年限は２年とし、所定の授業科目について３４単位以上を修得し、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文・作品等」という。）の審査及び試験に合格しなければならない。
第８条の２　博士後期課程の修業年限は３年とし、所定の授業科目について１８単位以上修得し、博士論文の審査及び試験に合格しなければならない。
（他大学等の単位認定）
第８条の３　本学大学院に入学する前に他の大学院において修得した単位について、大学院委員会の審議を経て１０単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定することができる。
第８条の４　学生が在籍中に本学の定めるところにより、国内外の他の大学院において修得した単位について大学院委員会の審議を経て第８条の３により認定した単位と合わせて１０単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定することができる。

第５章　課程修了の認定

（試験）
第９条　修士課程及び博士後期課程修了の認定は、授業科目に係る試験その他の大学が定める適切な方法による学修成果の評価（以下「試験等」という。）により所定の単位を修得し、修士論文・作品等又は博士論文を提出した者につき、筆記又は口述試験若しくは研究報告による審査に合格したものとする。
第 10 条　（削　除）
第 11 条　授業科目の成績は評価によりＳ・Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの５種とし、Ｓ・Ａ・Ｂ・Ｃを合格、Ｄを不合格とする。
第 11 条の２　修士課程の第１学年において、専攻専門科目（必修）が不合格であった者は、原級に留めおくものとする。
（審査方法）
第 12 条　修士論文・作品等の審査については、大学院担当教員の中から２名以上を審査員として審査させ、その成績の報告に基づいて合格・不合格を大学院委員会の審議を経て、学長が決する。
２　博士論文の審査については、大学院担当教員の中から２名以上、及び学外審査員１名以上を審査員として審査させ、その成績の報告に基づいて合格・不合格を大学院委員会の審議を経て、学長が決する。
第 12 条の２　第８条又は第８条の２で定める修了要件を満たすことができなかった者は、第２３条で定める在学年限を限りに、在学延長を願い出ることができる。
第 13 条　修了論文・作品等及び博士論文の審査並びに試験に関する事項は別に定める。

第６章　学　位

（学位）
第 14 条　修士課程において、所定の単位を修得し、修士論文・作品等の審査及び試験に合格した者に対しては、修士（芸術）の学位を授与する。
２　博士後期課程において所定の単位を修得し、博士論文の審査及び試験に合格した者に対しては、博士（芸術）の学位を授与する。
３　前項の定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者

についても前項の博士の学位を授与することができる。
4　学位に関する規程は別に定める。
第15条　（削　除）
（免許状等）
第15条の2　高等学校及び中学校の教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位を修得しなければならない。
2　本学大学院において取得することができる教員免許状の種類は次の通りとする。

研究科・専攻		高等学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状
美術研究科	絵画専攻 彫刻専攻 工芸専攻 デザイン専攻 芸術学専攻	美術	美術

第15条の3　博物館学芸員課程の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定めるところにより、学部において開設する博物館に関する科目及び単位を修得しなければならない。

第7章　入学・休学及び退学

（入学資格及び許可）
第16条　入学の時期は毎年4月とする。
第17条　修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
1　大学を卒業した者
2　学校教育法第１０４条第4項の規定により学士の学位を授与された者
3　外国において、学校教育法における１６年の課程を修了した者
4　文部科学大臣の指定した者
5　大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、２２歳に達した者
6　その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
2　博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
1　修士の学位を有する者
2　外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
3　文部科学大臣の指定した者
4　大学院において、個別の入学審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、２４歳に達した者
5　その他本学大学院において、修士の学位を有する者と、同等以上の学力があると認められた者
3　入学試験については、別に定める。
（入学手続）
第18条　大学院の入学志願者は、指定の期日までに入学願書・志望理由書・その他本学の定める書類に入学検定料を添えて願い出なければならない。
第19条　（削　除）
第20条　入学試験に合格した者の手続き等については、学則第１１条に定める。
第21条　（削　除）
第22条　保証人については、学則第１２条、第１４条及び第１５条に定める。。
（在学年限、休学及び復学）
第23条　在学年限は修士課程にあっては5年、博士後期課程にあっては6年とする。
第24条　休学の手続きについては、学則第１９条に定める。
第25条　特別の必要のある休学については、学則第２２条に定める。

第26条　復学の手続きについては、学則第２１条に定める。
第27条　休学は、学期を単位とし、１年以上にわたることはできない。ただし、特別の事由があるときには、学長の許可を得て更に引き続いて１年間休学することができる。なお、一度の休学は、年度を超えることはできない。
休学の期間は、通計２年度を超えることはできない。
休学期間は、在学年限に算入しない
2　学則第２０条第２項で定める場合は、原則として休学することができない。
3　兵役義務による休学期間については、本条第１項に定める特別の事由があるときの休学延長及び通計年度に算入しない。
第28条　（削　除）
第29条　退学の手続きについては、学則第２３条第１項に定める。
第30条　次の各号の一に該当する者は、大学院委員会の審議を経て学長が学籍から除く。
1　第２３条で定める在学年限を満了した者
2　第２７条第１項で定める休学期間を経過した者
3　休学期間満了月までに復学又は休学延長の願出がない者
4　２回連続して、第１１条の２で定める原級留置となった者。
ただし、休学により原級留置となった者は、その限りではない。
5　授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
6　死亡又は行方不明の者
第30条の2　学生の出校停止については、学則第２３条の２に定める。

第8章　検定料・入学金・授業料等

（授業料等）
第31条　検定料･入学金･授業料等は別表Ⅱに定めるところによる。大学院博士前期課程（修士）において、在学延長を行い、修了要件を充足するために少数単位を履修する者の授業料等については別に定める。
第32条　（削　除）

第9章　教育組織

（教育組織）
第33条　本学大学院における研究指導、研究指導補助および講義は、本大学の教授が担当する。ただし、准教授又は講師をもってこれにあてることができる。
2　本大学院における講義は、本大学の助教をもってこれにあてることができる。

第10章　大学院委員会

（会議）
第34条　大学院委員会は、研究科の授業を担当する教授をもって組織する。
2　必要がある場合は、前項以外の教員を臨時に出席させることができる。
3　大学院委員会に関する規則は別に定める。
第35条　大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
1　学生の入学、修了に関する事項
2　学位の授与に関する事項
3　教育課程の編成に関する事項
4　教員の教育研究業績の審査に関する事項
5　大学院学則によってその審議を大学院委員会によるべき教育研究に関する重要な事項
2　大学委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

1　学生の休学、退学、転学に関する事項
2　学生の試験及び課程修了の認定に関する事項
3　学生定員に関する事項
4　学生の賞罰に関する事項
5　前各号に掲げるもののほか、審議を大学院委員会によるべき教育研究に関する事項

3　その他学長及び理事会の諮問事項

第 11 章　賞罰

（表彰及び懲戒）
第 36 条　学業に精励し、成績優秀品行方正な学生は適当な方法でこれを表彰する。
第 37 条　学長は、次の各号の一に該当する学生を懲戒することができる。
1　性行不良で改善の見込がないと認められる者
2　正当の理由がなくて出席が常でない者
3　本学の秩序を乱しその他学生として本分に反した者

2　懲戒は、退学、停学及び訓告とし大学院委員会の審議を経て学長が行う。

第 12 章　研究生、科目等履修生、外国人留学生

（科目等履修生等）
第 38 条　本学大学院において、特別の専門分野において研究を願い出る者があるときは研究生として入学を許可することがある。

2　研究生を志願することができる者は大学院修士課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者。

3　研究期間は原則として１年とする。更に引き続き在学しようとする者は願い出て許可を受けなければならない。

第 39 条　本学大学院において授業科目の履修を願い出る者があるときは、当該研究科の教育研究に支障がない限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2　科目等履修生で履修科目の試験に合格した者には単位を与えることができる。

第 40 条　（削　除）
第 41 条　研究生、科目等履修生、外国人留学生に関する必要な事項は別に定める。
（その他）
第 42 条　この学則に定めるもののほか、大学院学生に関しては多摩美術大学学則及び学部学生に関する諸規程を準用する。

附　則
この規則は、昭和３９年４月１日から施行する。

（中　略）

附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

多摩美術大学交換留学に関する規程

第１章　総　則

（目的）
第１条　この規程は、本学と国外の大学等との間における学生の国際交流に関する協定に基づく留学生の派遣及び受け入れに関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（交換留学）
第２条　この規程における「国外の大学等」とは、本学の協定する国外の大学、大学院又はこれに相当する高等教育機関（以下「協定校」という。）をいう。
２　この規程における「交換留学」（以下「留学」という。）とは、協定校へ交換留学生として推薦されて留学すること、及び協定校から交換留学生として推薦されて本学に留学することをいう。

第２章　交換留学生の派遣

（留学資格）
第３条　留学を希望する学生は、留学開始時点において本学に１年以上在学している者とする。ただし、大学院生についてはこの限りではない。
（出願手続）
第４条　留学を希望する学生は、学長に願い出て留学の許可を得なければならない。願い出にあたっては、次の書類の提出を必要とする。
イ　国外留学願
ロ　その他学長が必要と認める書類
（留学の許可及び奨学金）
第５条　留学の許可は、学生からの願い出について教授会（大学院生の場合は、大学院委員会）の審議を経て、学長が行う。
２　協定校での受け入れが確定した学生には、交換留学生奨学金を給与する。
３　交換留学生奨学金の給与については別に定める。
（留学期間）
第６条　留学期間は、協定に基づく期間又は協定校の学事期間に基づく期間とするが、１学期間を原則とし、１年間を限度とする。
２　留学期間のうち、修業年数に算入することのできる期間は１年以内とする。
（留学期間の延長）
第７条　留学期間の延長を希望する学生は、原則として留学期間終了の２カ月前までに留学期間延長願を学長に提出しなければならない。
２　留学期間延長の許可は、教授会の審議を経て、学長が行う。
（留学終了の手続）
第８条　留学を終了した学生は、留学期間終了後１カ月以内に、留学中の履修成果その他必要な事項について、所属学科（大学院にあっては所属専攻）の指導教員に報告しなければならない。
（単位の認定）
第９条　留学期間中に協定校で修得した授業科目の単位の認定を申請しようとする学生は、あらかじめ留学中の履修計画を所属学科（大学院にあっては所属専攻）の指導教員に届け出て、その承認を得ておかなければならない。
２　前項の承認を得た学生は、留学期間終了後１カ月以内に、単位認定を希望する授業科目の成績証明書その他必要な書類を所属学科（大学院にあっては所属専攻）の指導教員に提出しなければならない。
３　学長は、教授会の審議を経て、学生が協定校で履修した授業科目の修得単位のうち適当と認めたものについては、学則第６条の３により 60 単位（大学院生の場合、本学大学院学則８条の４により 10 単位）を上限として認定することができる。

第３章　交換留学生の受け入れ

（受け入れの決定）
第 10 条　協定校からの留学生の受け入れは、当該協定校の推薦に基づき、教授会（大学院で受け入れる場合にあっては、大学院委員会）の審議を経て、学長が決定する。
２　受け入れにあたっては、当該学科（大学院にあっては、当該専攻）であらかじめ指導教員を定めて、学長に申請するものとする。
（受け入れ留学生の身分）
第 11 条　前条の規定に基づき協定校から受け入れる留学生の本学における身分は、本学研究生規程又は科目等履修生に関する規程の定めるところによる。
２　受け入れ留学生は、原則として本学正規学生と同等の権利を有し義務を負うものとする。
３　交換留学生として受け入れる時期及び期間は、それぞれ当該協定校との間の協定の定めるところによる。

第４章　その他

第 12 条　留学する本学学生及び協定校より受け入れる留学生は、本学学則その他学内規程の他、当該協定校の規則を遵守しなければならない。
２　留学する本学学生及び協定校より受け入れる留学生が前項の規定に違反したときは、学長は、教授会（大学院に所属の場合、大学院委員会）の審議を経て、留学の許可又は受け入れ許可を取り消すことができる。
（事務）
第 13 条　交換留学に関する事務は、教務部国際交流センターが行う。

附　則

この規程は、平成１５年６月４日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

多摩美術大学ハラスメント防止規程

（目的）
第１条　この規程は、本学の建学の精神に則り、ハラスメント防止のための措置並びにハラスメントが発生した場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、モラル・ハラスメント等を含む。

一　セクシュアル・ハラスメント
相手の望まない性的な言動によって、相手に対して不快感や不利益を与えることで相手の人権を侵害することをさす。またその行為によって就労・就学を継続できない状況に追い込むことや教育・研究の環境を損なうことをいう。

二　パワー・ハラスメント
職位上あるいは業務上優越的な地位にある者が従属的な立場にある者に対して、その権限を利用・逸脱して不適切で不当な指導・嫌がらせの言動などを行うことをさす。

三　アカデミック・ハラスメント
教育・研究上の権威的又は優越的地位や権限を利用・逸脱して、教育・研究活動を一方的に妨害したり差別したり、不利益をもたらしたり、人権を侵害すること、及びその結果として教育研究環境を著しく阻害するような不適切で不当な指導や嫌がらせの言動を行うことをさす。

四　ジェンダー・ハラスメント
性別による差別意識に基づく言動により、相手方に不快感その他の不利益を与え、教育・研究、学習及び労働環境を悪化させることをいう。

五　モラル・ハラスメント
直接的な暴言・過度の叱責・罵倒などの言動のみでなく、文書・Ｅメールなどの間接的な誹謗・中傷・流言・仲間はずれ、悪意的な妨害など、相手に精神的・身体的な損傷を負わせたり、就学・就労、教育・研究を継続できない状況に追い込むような人権を侵害する行為、及び構成員の環境を悪化させることをいう。

六　その他のキャンパス・ハラスメント
不適切な言動であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

（適用範囲）
第３条　この規程は、本学における学生（科目等履修生、研究生及び交換留学生を含む。）、教職員（嘱託職員、パートタイマーを含む。）及び本学が受け入れた研究者、学生の保護者並びに委託業者等本学の教育研究及び業務において関係を有する者（以下「構成員」という。）に適用する。

（責務）
第４条　本学は、ハラスメント防止のために必要な措置を講じなければならない。
２　ハラスメントに係る相談を受けた上長は、所管する範囲においてハラスメント防止について責任を負い、誠実かつ迅速に必要な措置を講じなければならない。

（相談窓口の設置）
第５条　本学構成員によるハラスメントに係る苦情処理及び事案の当事者の救済、処分等の助言を行うために、相談窓口を設置する。
２　相談窓口の業務は、総務部人事課、学生部学生課で行う。
３　相談窓口において、当該事案の事実確認、救済措置等が困難であると判断したときは、理事長・学長にその旨を報告し、第六条に定める防止委員会の招集を求めることができる。
４　相談窓口は、苦情の申し立てが第１条に規定する目的に照らし相当でないと認めるときは、申し立てを差し戻すことができる。
５　相談窓口の調整活動内容は、原則として非公開とする。

（防止委員会の設置）
第６条　前条第３項による紛争の調停等を行うため、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。
２　防止委員会は、次に掲げる任務を行う。
一　本学におけるハラスメントの防止、啓発、研修、相談及び救済に関する基本的政策の立案に関すること。
二　調査委員会の報告書に基づく対応に関すること。
三　その他ハラスメントの防止に関すること。

（防止委員会の構成）
第７条　防止委員会は、次の者をもって構成する。
一　学長補佐のうち１名
二　教務部長、学生部長
三　教務部事務部長、学生部事務部長
四　総務部長
五　学生相談員から若干名
２　防止委員会は、必要に応じて次に掲げる委員以外の者に出席を求めることができる。
一　医師、カウンセラー等の専門家
二　法律に関する専門家
三　その他委員会が必要と認めた第三者
３　防止委員会は、両性をもって構成する。

（防止委員会の運営）
第８条　防止委員会に委員長を置き、委員長は防止委員会を招集し、その議長となる。
２　防止委員会は、防止委員会委員の過半数の出席で成立し、議事は出席委員の過半数で決する。
３　被害を申し出た者から被害拡大を防ぐための緊急措置の要請を受けた場合、防止委員会委員長は、必要な事実確認を行い、教育研究、就業等が正常に行われるために必要な措置を講じる。

（調査委員会の設置）
第９条　防止委員会の要請により、ハラスメントの事実関係を調査するため、原則として事案毎に調査委員会を設置する。

（調査委員会の構成）
第 10 条　調査委員会は、次の者をもって構成する。ただし、調査委員会委員には、防止委員会委員を兼任させてはならない。
一　教職員３～６名
二　弁護士１名
２　前項第１号の調査委員会委員は、両性で構成するものとし、当事者が所属する学科、部署等以外の者を選出する。
３　調査委員会委員は、防止委員会委員長の推薦により理事長が任命する。

（調査委員会の運営））
第 11 条　調査委員会に委員長を置き、委員長は調査委員会を招集し、その議長となる。
２　調査委員会は、委員の４分の３以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の４分の３以上の賛成をもって決する。
３　調査委員会は、ハラスメントの事実関係について迅速（概ね３カ月以内）に調査を行う。
４　調査委員会は、調査結果を踏まえ相手方に対する処分・措置等の提言をまとめ、防止委員会委員長に報告する。
５　調査委員会の議事は原則として非公開とする。

（調査委員会委員の遵守事項）
第 12 条　調査委員会委員は、任務を遂行するにあたり、当事者の一方にくみし、若しくは一方を責めるような言動又は被害のもみ消しになるような言動を行わないよう留意し、公正中立な立場を保つものとする。

（調査委員会委員の交替要請）
第 13 条　調査委員会委員に前条に違反する行為があった場合、調査当事者は当該調査中１回に限り、防止委員会委員長に対し当該委員の交替を要請することができる。

2　前項の要請があったときは、防止委員会委員長は速やかに新たな委員を推薦するものとする。

（調査委員会の報告に基づく措置）

第 14 条　防止委員会は、調査委員会から報告書を受領した場合、提言に基づき直ちに必要な対応を協議し、学長及び理事長に意見を上申する。

2　防止委員会は、調査委員会から相手方に対する懲戒等の提言を受けた場合は、理事会へ意見を上申する。

（ハラスメント行為に対する措置）

第 15 条　ハラスメント行為に対する措置について、上申を受けた理事長及び学長若しくは理事会は、調査委員会及び防止委員会（以下「委員会等」という。）の意見を十分に尊重し、事案の当事者に対し学則、就業規則、その他諸規則に照らし必要な措置を講じるものとする。

2　事案の当事者に対し指導･援助が必要なときは、適切な措置を講じるものとする。

（審議結果の通知・公表）

第 16 条　防止委員会は事案の審議が完了したときは､その結果を事案の当事者に通知する。

2　懲戒処分を行った場合は、掲示等により学内に公表するものとし、申立人が広く学外に及ぶ場合にはホームページに掲載する。

（当事者の義務）

第 17 条　委員会等の委員、事務担当者は誠実、公正をもって対応しなければならない。

2　委員会等の委員、事務担当者は、当事者の名誉やプライバシーの保護のため、職務上知り得たことを正当な理由なく他に漏洩し､又は私事に利用してはならない。

3　ハラスメントに係る申し立て者、被申し立て者、証言を求められた第三者は次に掲げる行為をしてはならない。

一　事案に係る事実及び相談内容等を正当な理由なく他に漏洩すること

二　虚偽の申告又は証言をすること

4　前項に違反があったと委員会等が認めるときは、委員会等は、適切な措置を取るとともに、事実関係について理事長・学長に報告する。

5　本義務違反に対する措置について、理事長・学長は、委員会等の意見に基づき当事者に対し必要な措置を講じるものとする。

（不利益取り扱いの禁止）

第 18 条　本学構成員は、ハラスメントに係る苦情の申し立て、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対し、そのことをもって不利益な取り扱いをしてはならない。

（事務所管）

第 19 条　委員会等に関する事務は、総務部人事課が行う。

（雑則）

第 20 条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は関連諸規程に基づくものとする。

附　則

この規程は、平成１７年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年９月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年６月１日から施行する。

多摩美術大学学生懲戒規程

（目　的）

第１条　この規程は、多摩美術大学学則第 34 条及び多摩美術大学大学院学則第 37 条に規定する懲戒について、必要な事項を定めることを目的とする。

（懲戒の手続き）

第２条　懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とし、次の各号に定めるところによる。

1　退学は、学生としての身分を剥奪し、学籍から除くものとする。この場合の退学は、再入学を認めない。

2　停学は、一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動等を停止し、出校を禁止するものとする。

3　訓告は、学生の行った行為の責任を確認し、その将来を戒めるものとする。

2　前項第２号の停学の期間は、無期又は６か月以下の有期とし、在学年数に算入する。

（事実関係の調査）

第３条　懲戒の対象となる行為、又はその疑いが生じたときは、当該学生の所属学科又は所属専攻・研究領域の学科長（以下「所属学科長」という。）は、慎重かつ速やかに当該学生等に対する事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認の上、学生部長及び教務部長（以下「学生部長等」という。）に報告するものとする。

2　前項の場合において、当該事案が２以上の学科又は専攻・研究領域の学生が係るときは、所属学科長間において相互に連絡協議するものとする。

3　学生部長等は、前項の調査報告の結果、学生を懲戒する必要があると認めるときは、学長に報告のうえ、調査委員会を設置するものとする。

（調査委員会）

第４条　調査委員会は、懲戒処分案を作成する。

2　調査委員会は、学生部長、教務部長、学部長、研究科長、所属学科長及びその他学長が指名する教職員により構成する。

3　学長が必要と認めるときは、弁護士等専門家の出席を求め意見を聴くことができる。

4　学生部長等は、当該学生に対して、要旨を口頭又は文書で告知し、当該事実に関する弁明の機会を与えるものとする。ただし、正当な理由がなく、これに応じない場合は、この権利を放棄したものとみなす。

5　学生部長等は、調査委員会が作成した懲戒処分案を学長に報告する。

（懲戒処分の決定）

第５条　懲戒処分は、教授会又は大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

（出校停止）

第６条　学長は、当該学生に対し、懲戒処分が決定するまでの間、出校停止を命ずることができる。出校停止中は、登校を禁止する。

2　出校停止期間は、停学となった場合には、停学の期間に参入することができる。

（懲戒の発効）

第７条　懲戒は、当該学生に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

（学生及び保証人への通告）

第８条　学長は、懲戒処分を決定した場合、当該学生及び保証人に通告する。

（異議申立て）

第９条　懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、懲戒処分の通告を受けた日から 15 日以内に、学長に対して文書により異議申立てを行うことができる。

2　学長は、再審査の必要があると認めたときは、学生部長等に再審査を行わせるも

のとし、その必要がないと認めたときは、速やかにその旨を当該学生に対し通知する。
3　再審査に必要な調査及び手続きは、第３条から第５条の規定を準用する。

（公　示）
第 10 条　学長は、懲戒処分を行った場合、学内に公示を行う。
2　公示の期間は１か月間とする。

（停学期間中の指導）
第 11 条　停学処分中の学生に対して、所属学科長及び教員は、定期的な指導を行うものとする。

（無期停学の解除）
第 12 条　所属学科長は、無期停学中の学生について、当該処分の解除が適当であると認めた場合は、学生部長等に申請する。
2　学生部長等は、停学処分の解除の申請を受けたときは、学長に報告のうえ、調査委員会を招集して審議するものとする。
3　調査委員会により停学処分の解除が適当と判断される場合、教授会又は大学院委員会の審議を経て学長は停学処分の解除を決定する。
4　学長は、懲戒処分の解除を決定した場合、当該学生及び保証人に通告する。

（懲戒決定前退学願の不受理）
第 13 条　第２条において事情聴取等調査の対象となった者が、懲戒の決定前に退学を願い出た場合は、受理しない。

（停学処分中休学願の不受理）
第 14 条　停学処分中の学生が休学を願い出た場合は、受理しない。

（その他）
第 15 条　この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附　則
この規程は、平成２７年１１月１日から施行する。

●多摩美術大学セミナーハウス利用規定

2022 年 4 月 1 日改定

（設置の目的）
第１条　奈良古美術セミナーハウス（飛鳥寮）及び富士山麓セミナーハウス（純林苑）は、それぞれ独自の教育環境において、教育活動並びに研究・研修を行なう目的のために設置されたものとする。

（利用者）
第２条　利用者は次の者とする。
(1) 本学学生
(2) 本学教職員とその家族
(3) 本学卒業生とその家族（受け入れに余裕のある場合のみ）
(4) 本学が認めた者

（利用日数）
第３条　利用は原則として 4 日を限度とする。

（休業日）
第４条　休業日は、別に定める「年間休日カレンダー」のとおりとする。
ただし、臨時に休むこともある。

（利用手続）
第５条　学生、教職員とその家族の利用希望者は、次の事務所にて申込み（学生にあっては学生証・教職員にあっては身分証を提示して）のうえ、利用日の 1 週間前（申込先事務所休業日を除く）までに許可を受けなければならない。教職員の家族にあっては、教職員と一緒の場合に限り利用できるものとする。
(1) 学生にあっては学生課または美術学部事務室
(2) 教職員とその家族にあっては庶務課または総務課

第６条　許可を受けようとする者は、利用料・食費を経理課に利用申込書を提示して払込まなければならない。利用料・食費については、第 12 条、第 15 条に定める。

第７条　一旦納入した利用料・食費は原則として返還しない。ただし、次の場合は申し出があった時に限り、利用料・食費を以下のとおり払い戻すことができる。
(1) 天災地変その他不可抗力により利用不可能な場合は、納入金の全額
(2) 利用初日の 4 日前（申込先事務所休業日を除く）までに具体的な理由を明記のうえ、取り消しを申し出た場合は、納入金の全額
(3) 利用初日の 3 日前（申込先事務所休業日を除く）から当日までに具体的な理由を明記のうえ、取り消しを申し出た場合は、納入金のうち食費を除く利用料のみ全額

第８条　利用に際しては、管理人に利用許可書を提出し（学生にあってはあわせて学生証を提示する）、利用者名簿に記名しなければならない。

（注意事項）
第９条　利用中は本セミナーハウス設置の目的に鑑み、注意事項を厳守し、管理人の指示に従うものとする。特に喧噪に亘る等、他人に迷惑を及ぼす一切の行為をしてはならない。
付属設備の破損・汚損個所を発見した場合はただちに管理人に届け出ること。
故意に付属設備を破損・汚損・亡失した場合は当該利用者が弁償しなければならない。
喫煙は定められた場所のみとし、火災の防止に努めなければならない。

(利用の時間)

第 10 条　利用者は次の時間を厳守するものとする。

(1) 到着　午後 2 時以降　午後 5 時まで
(2) 出発　午前 11 時 30 分まで
(3) 門限　午後 9 時
(4) 朝食　午前 8 時～ 9 時
(5) 昼食　正午～午後 1 時
(6) 夕食　午後 6 時～ 8 時
(7) 入浴　午後 6 時～10時

(管理人)

第 11 条　セミナーハウスの運営業務・食事提供業務・建物管理業務等に関する管理人業務は本学の指定するものに業務委託してこれを行わせる。管理人は労務諸規程の適用を受けるものであり、利用者は前条に定める時間を厳守して、労務規程違反にならないよう注意し、管理人に迷惑をかけてはならない。

(利用料・食費)

第 12 条　利用料・食費は次のとおりとする。

［学生］［教職員とその家族］

		純林苑	飛鳥寮
利用料		1,000 円	1,000 円
食費	朝	500 円	500 円
	昼	500 円	なし
	夕	1,000 円	1,000 円
	小計	2,000 円	1,500 円
合計		3,000 円	2,500 円

(卒業生の利用)

第 13 条　卒業生の利用の制限

設置の目的により、学生、教職員の利用を優先とする。

第 14 条　卒業生の利用希望者は、利用の 1 カ月前から 1 週間前（校友会事務局休業日を除く）までに次により申込みのうえ、許可を受けなければならない。

(1) 卒業生にあっては、校友会事務局で本学卒業生である確認を行い、申込み手続きを受け付ける。卒業生の家族にあっては、卒業生と一緒の場合に限り利用できるものとする。
(2) 校友会事務局は、受け付けた申込みについて総務課で許可を受けなければならない。

第 15 条　利用料・食費は次のとおりとする。

［卒業生とその家族］

		純林苑	飛鳥寮
利用料		2,000 円	2,000 円
食費	朝	500 円	500 円
	昼	500 円	なし
	夕	1,000 円	1,000 円
	小計	2,000 円	1,500 円
合計		4,000 円	3,500 円

●ＴＡＵホールの使用について

(使用目的及び使用順序)

1．ＴＡＵホールは、大学行事、教育研究及び各学科、各部・室が業務に付随して多目的に活用する事を目的とする施設であり、大学、研究室、授業関係の使用を優先する。各学科、各部・室及び使用希望者は、使用について、年間計画書を３月１０日までに庶務課に提出する。庶務課はこれを取りまとめ調整して各学科、各部・室及び使用希望者に通知し周知する。ただし、大学行事等で大学が使用する必要が生じた場合は、大学は各学科、各部・室等の年間使用計画に優先して使用することができる。

(その他の使用)

2．上記１による使用が行われていないときは､使用希望者より使用願いを庶務課に提出させ、使用の目的が適当で、ＴＡＵホールの運用上問題が生じるおそれがないかを、検討のうえ許可する。
この場合使用希望者は、使用日の２週間前までに使用願いを庶務課に提出し、庶務課は使用の可否を１週間前までに通知する。

(土足禁止)

3．ＴＡＵホールの使用は土足厳禁を原則とする。土足使用はシートを敷いた場合に限り認める。

(シートの利用)

4．ＴＡＵホールの使用につき、シートを敷いて利用する必要がある場合とそうでない場合が期間的に予測できるときはできるだけシートの設置､取り外しが重複しないよう留意する。

(使用日及び使用時間)

5．日曜日、祝祭日の使用は原則として許可しない。
使用時間は原則として午前８時 50 分から午後９時までの範囲内とする。

(使用願い)

6．ＴＡＵホールの使用願いには、責任者、使用目的、使用方法、人数、期間、時間、使用機材等を明記する。

(造作の禁止)

7．ＴＡＵホールのいかなる場所においても許可なく造作をしてはならない。

(使用責任)

8．ＴＡＵホールの使用者は責任を持って使用目的に従い使用する。

(使用報告)

9．使用終了後は、十分に清掃し使用前の状態に戻して庶務課に報告し、現況の確認を受けなければならない。
庶務課が不在のときは守衛室に報告し、現場の確認を受けなければならない。

10．ＴＡＵホールの使用中に設備を破損した場合は、直ちに庶務課に報告し、使用者は責任を持って原状回復をしなければならない。庶務課が不在のときは守衛室に報告しなければならない。

(外部者使用)

11．本学以外の者がＴＡＵホールの使用を希望し、大学が適当と認めた場合は、これを許可することができる。この場合、使用の目的により有料とすることがある。

●ＴＡＵ小ホールの使用について

使用希望者は、学生課にて使用手続きを行い、許可を受けること。
使用に際しては、次の事項を守ること。

遵守事項

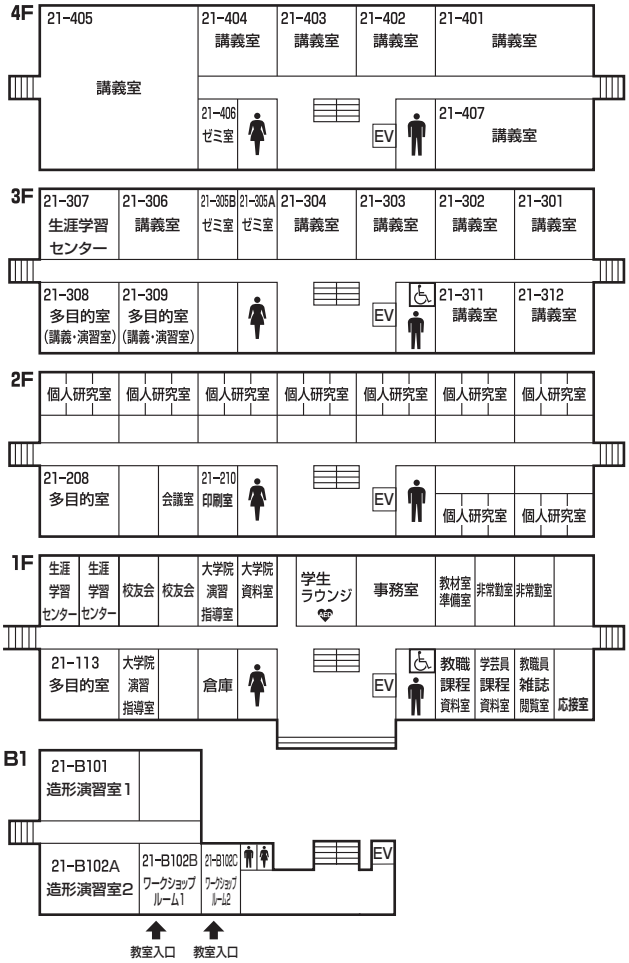
1．ＴＡＵ小ホール（以下、小ホール）はクラブ・サークルの発表の場として使用できる施設である。
　ただし、大学が大学行事等で使用する場合は、優先するものとする。
2．使用時間は原則として、午前８時 50 分から午後９時までとする。
　ただし、演奏、パフォーマンス等音響を伴う行為は、放課後から午後７時３０分までの使用とする。
3．小ホールでの飲食は禁止する。
4．危険物並びに火気の使用は、厳禁とする。
5．小ホール内を許可なく造作してはならない。
6．使用終了後には、使用者が責任を持って清掃を行ない、使用前の状態に戻すこと。
7．付属設備を破損、亡失した場合は、直ちに学生課に届け出ること。
　故意に破損、亡失した場合は当該学生が弁償しなければならない。
8．その他、大学の指示に従うこと。
9．上記事項を違反した場合には、使用を中止させ、並びに、以後の使用を認めない。

八王子キャンパスマップ

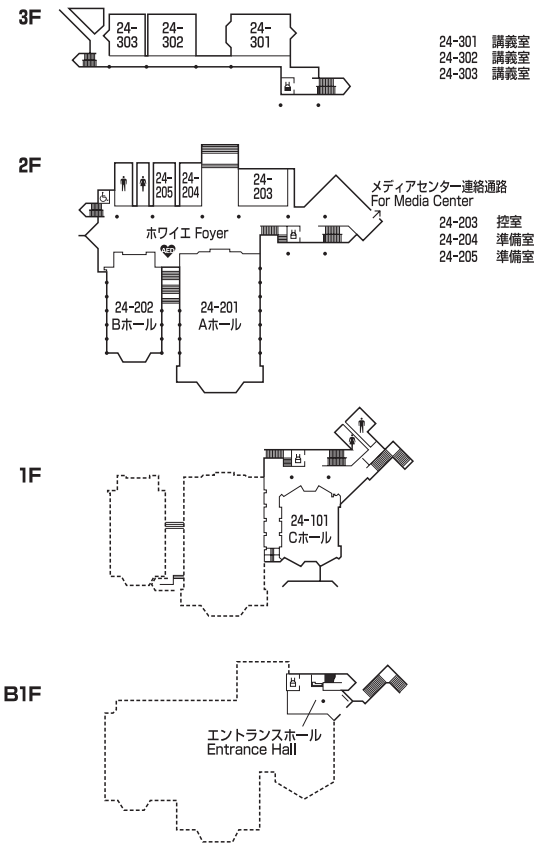
1	本部棟	
2	絵画東棟	
3	絵画北棟	1階 版画研究室
		2階 日本画研究室
		3階 油画研究室
4	体育館	
5	TAUホール	
6	学生クラブ棟	
7	デザイン棟	1階 プロダクトデザイン研究室
		3階 グラフィックデザイン研究室
		5階 環境デザイン研究室
8	工作センター	
9	石彫棟	石彫研究室
10	木彫棟	木彫研究室
11	大学院・ミクストメディア棟	大学院・ミクストメディア研究室
12	彫刻金属棟	1階 金属研究室
		1階 鋳造テラコッタ研究室
13	塑造・ミクストメディア棟	1階 塑造・ミクストメディア研究室
14	彫刻研究室棟	1階 彫刻研究室
15	ガラス棟	1階 ガラス研究室
16	工芸金属棟	1階 金属研究室
17	陶棟	1階 工芸研究室
		1階 陶研究室
18	テキスタイル棟	2階 テキスタイルデザイン研究室
20	グリーンホール	
21	リベラルアーツセンター	1階 リベラルアーツセンター事務室
		1階 教職課程資料室
		1階 博物館学芸員課程資料室
22	アートテーク	3階 大学院研究室
23	メディアセンター	
24	レクチャーホール	
25	情報デザイン棟　芸術学棟	1階 メディア芸術コース共同研究室
		3階 情報デザインコース共同研究室
		3階 芸術学研究室
26	図書館	
27	第2工作センター	
28	世界堂	



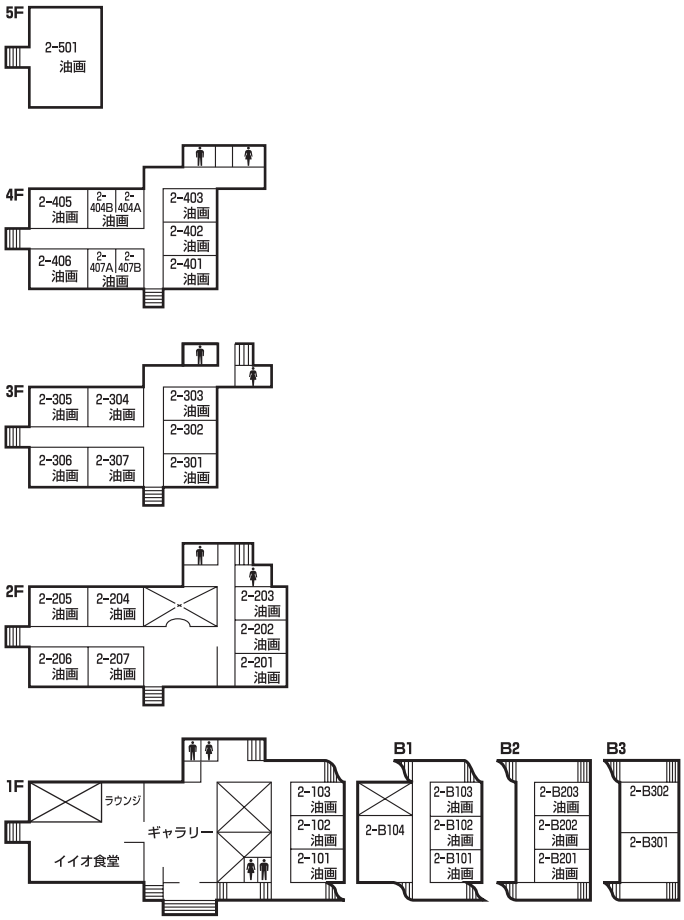
リベラルアーツセンター



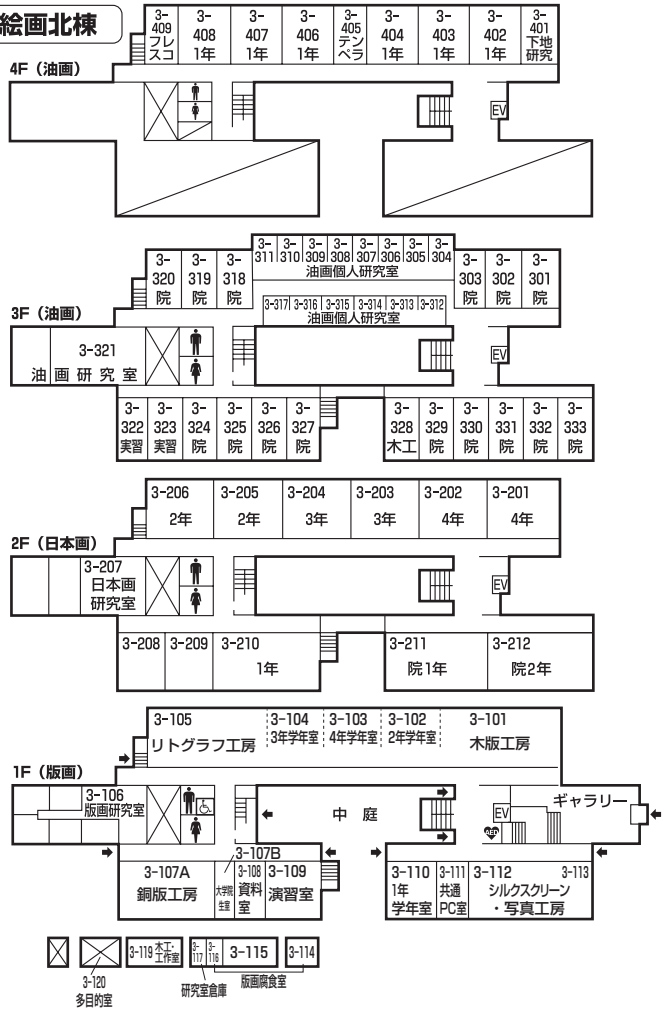
レクチャーホール



絵画東棟

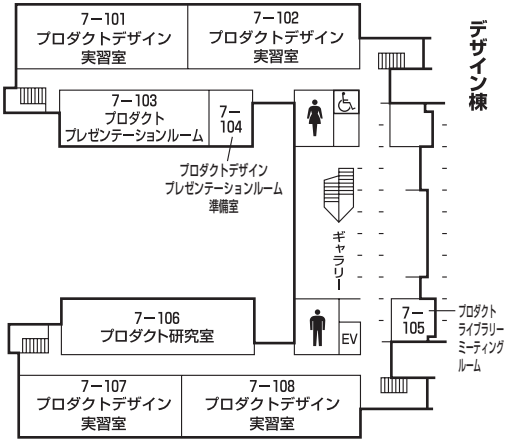

5F
2-501 油画
4F
2-405 油画
2-404B 油画
2-404A
2-403 油画
2-402 油画
2-406 油画
2-407A 油画
2-407B
2-401 油画
3F
2-305 油画
2-304 油画
2-303 油画
2-302
2-306 油画
2-307 油画
2-301 油画
2F
2-205 油画
2-204 油画
2-203 油画
2-202 油画
2-206 油画
2-207 油画
2-201 油画
1F
ラウンジ
ギャラリー
イイオ食堂
2-103 油画
2-102 油画
2-101 油画
B1
2-B104
2-B103 油画
2-B102 油画
2-B101 油画
B2
2-B203 油画
2-B202 油画
2-B201 油画
B3
2-B302
2-B301

絵画北棟


4F（油画）
3-409 フレスコ
3-408 1年
3-407 1年
3-406 1年
3-405 テンペラ
3-404 1年
3-403 1年
3-402 1年
3-401 下地研究
EV
3F（油画）
3-320 院
3-319 院
3-318 院
3-311 3-310 3-309 3-308 3-307 3-306 3-305 3-304 油画個人研究室
3-303 院
3-302 院
3-301 院
3-317 3-316 3-315 3-314 3-313 3-312 油画個人研究室
3-321 油画研究室
EV
3-322 実習
3-323 実習
3-324 院
3-325 院
3-326 院
3-327 院
3-328 木工
3-329 院
3-330 院
3-331 院
3-332 院
3-333 院
2F（日本画）
3-206 2年
3-205 2年
3-204 3年
3-203 3年
3-202 4年
3-201 4年
3-207 日本画研究室
EV
3-208
3-209
3-210 1年
3-211 院1年
3-212 院2年
1F（版画）
3-105 リトグラフ工房
3-104 3年学年室
3-103 4年学年室
3-102 2年学年室
3-101 木版工房
3-106 版画研究室
中庭
ギャラリー
EV
3-107A 銅版工房
3-107B
3-108 資料室
大学院生室
3-109 演習室
3-110 1年学年室
3-111 共通PC室
3-112 3-113 シルクスクリーン・写真工房
3-119 木工・工作室
3-117
3-116
3-115
3-114
3-120 多目的室
研究室倉庫
版画腐食室

デザイン棟／工作センター

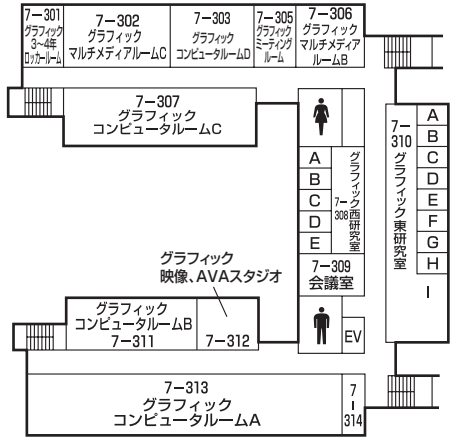
1F



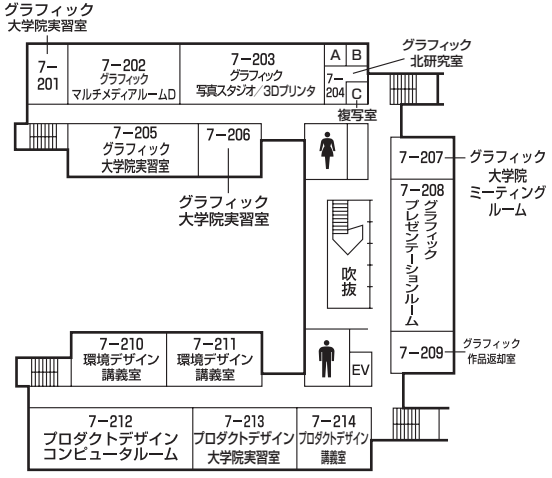


デザイン棟

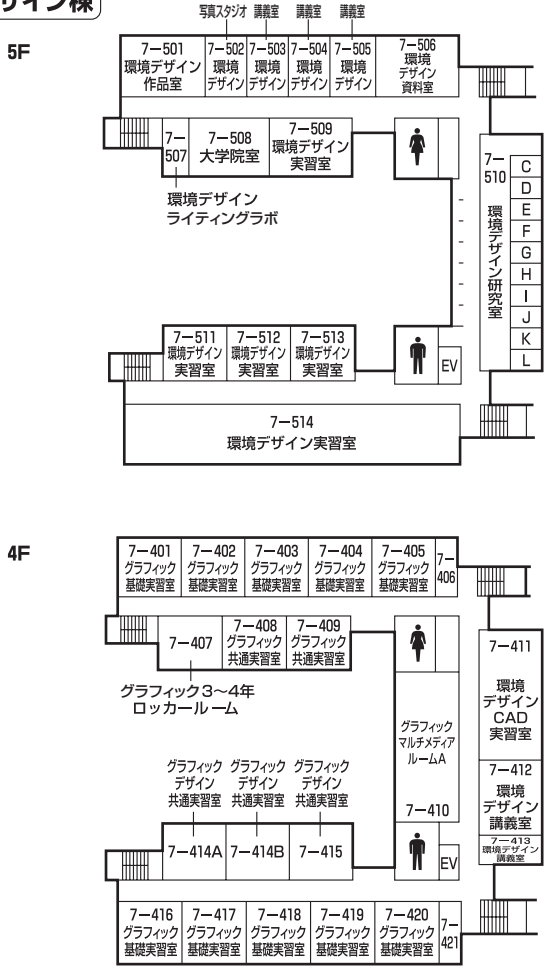
3F



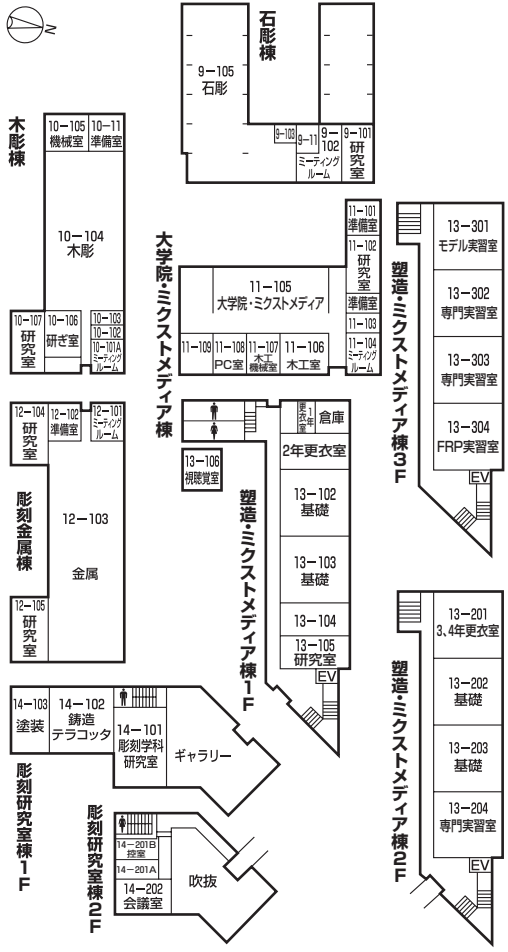
2F



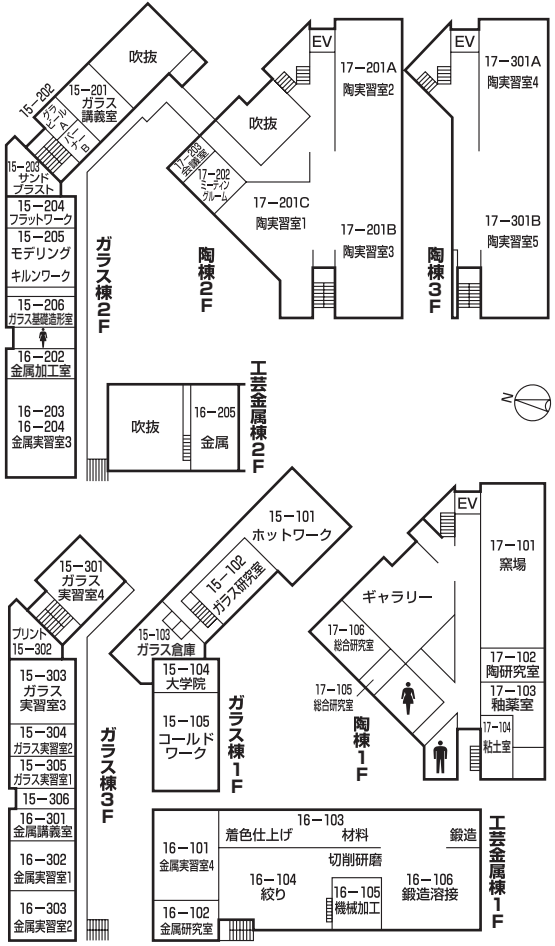
デザイン棟


5F
写真スタジオ
講義室
講義室
講義室
7−501 環境デザイン作品室
7−502 環境デザイン
7−503 環境デザイン
7−504 環境デザイン
7−505 環境デザイン
7−506 環境デザイン資料室
7−507
環境デザイン ライティンググラボ
7−508 大学院室
7−509 環境デザイン実習室
7−510 環境デザイン研究室
C
D
E
F
G
H
I
J
K
L
7−511 環境デザイン実習室
7−512 環境デザイン実習室
7−513 環境デザイン実習室
EV
7−514 環境デザイン実習室
4F
7−401 グラフィック基礎実習室
7−402 グラフィック基礎実習室
7−403 グラフィック基礎実習室
7−404 グラフィック基礎実習室
7−405 グラフィック基礎実習室
7−406
7−407
グラフィック3〜4年 ロッカールーム
7−408 グラフィック共通実習室
7−409 グラフィック共通実習室
7−411 環境デザイン CAD実習室
グラフィック マルチメディア ルームA
7−410
7−412 環境デザイン 講義室
7−413 環境デザイン講義室
グラフィック デザイン 共通実習室
グラフィック デザイン 共通実習室
グラフィック デザイン 共通実習室
7−414A
7−414B
7−415
EV
7−416 グラフィック基礎実習室
7−417 グラフィック基礎実習室
7−418 グラフィック基礎実習室
7−419 グラフィック基礎実習室
7−420 グラフィック基礎実習室
7−421

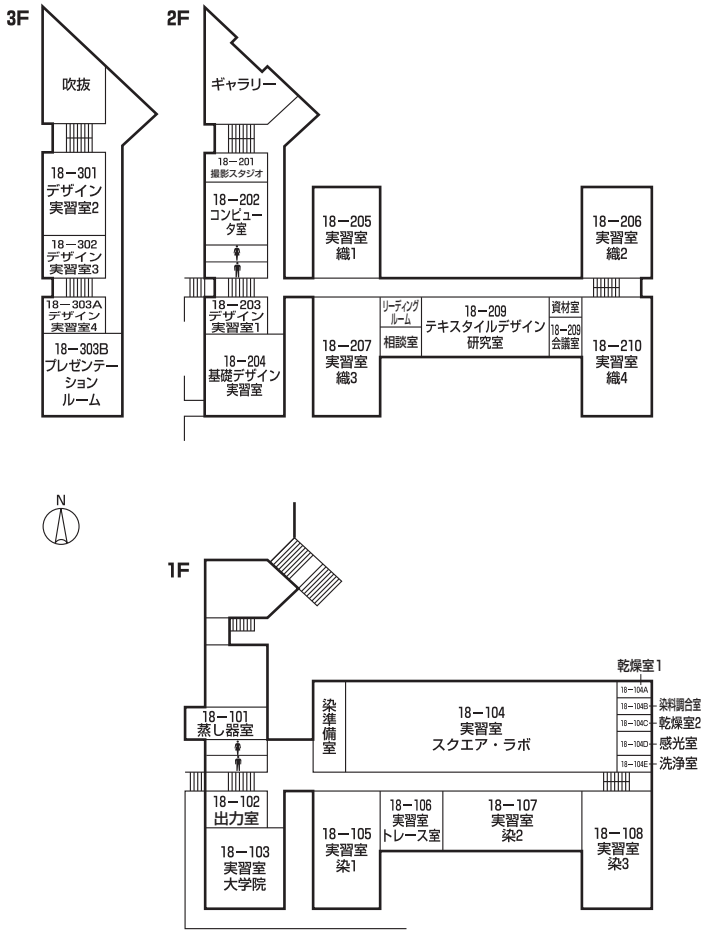
彫 刻 棟 群


N
石彫棟
9−105 石彫
9−103
9−11
9−102 ミーティングルーム
9−101 研究室
木彫棟
10−105 機械室
10−11 準備室
10−104 木彫
10−107 研究室
10−106 研ぎ室
10−103
10−102
10−101A ミーティングルーム
大学院・ミクストメディア棟
11−101 準備室
11−102 研究室
11−105 大学院・ミクストメディア
準備室
11−103
11−109
11−108 PC室
11−107 木工機械室
11−106 木工室
11−104 ミーティングルーム
塑造・ミクストメディア棟3F
13−301 モデル実習室
13−302 専門実習室
13−303 専門実習室
13−304 FRP実習室
EV
彫刻金属棟
12−104 研究室
12−102 準備室
12−101 ミーティングルーム
12−103 金属
12−105 研究室
13−106 鋼鐵覚室
倉庫
2年更衣室
13−102 基礎
13−103 基礎
13−104
13−105 研究室
EV
塑造・ミクストメディア棟1F
塑造・ミクストメディア棟2F
13−201 3、4年更衣室
13−202 基礎
13−203 基礎
13−204 専門実習室
EV
14−103 塗装
14−102 鋳造 テラコッタ
14−101 彫刻学科 研究室
ギャラリー
彫刻研究室棟1F
彫刻研究室棟2F
14−201B 授業
14−201A
14−202 会議室
吹抜

ガラス棟／陶棟／工芸金属棟

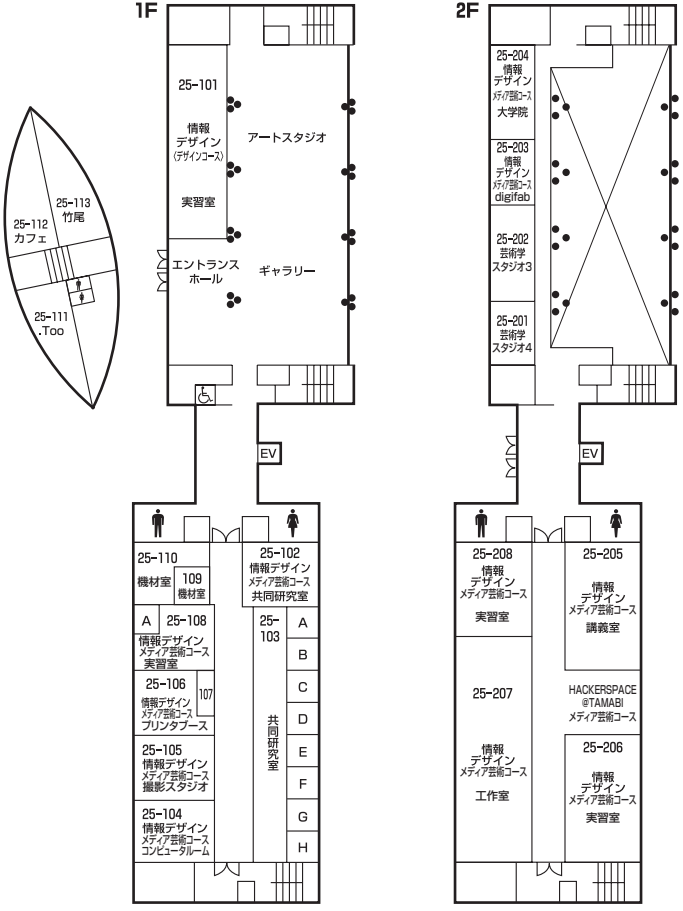


テキスタイル棟

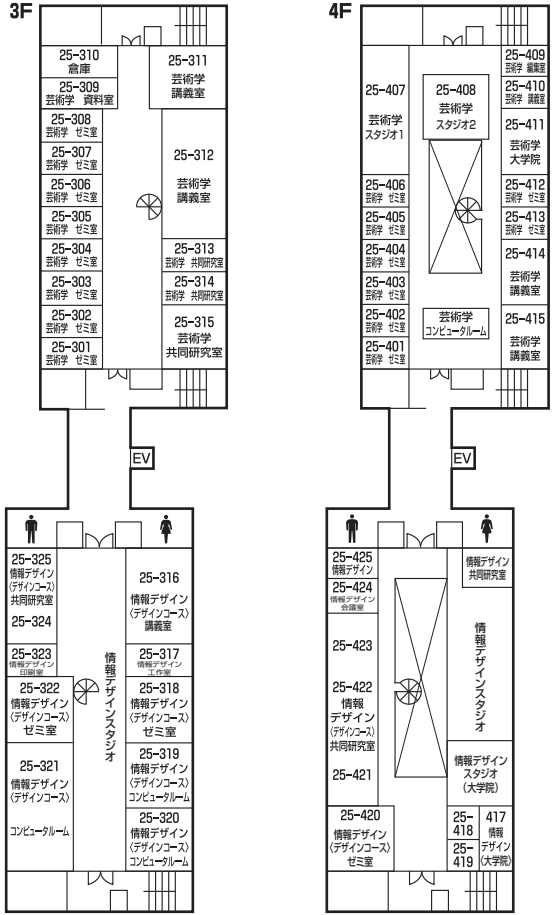


MAP

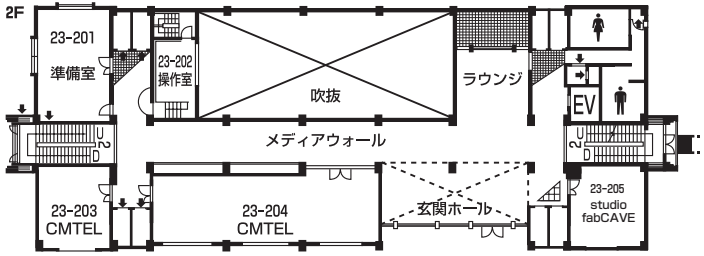
情報デザイン棟・芸術学棟

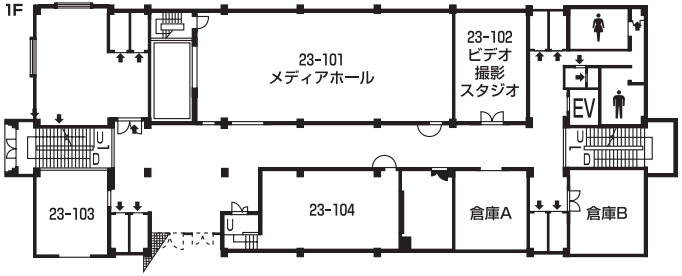


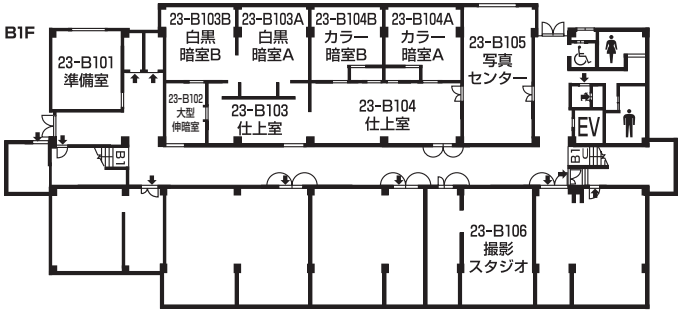
情報デザイン棟・芸術学棟



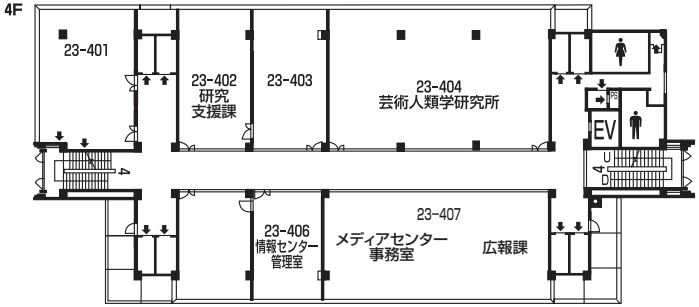
メディアセンター

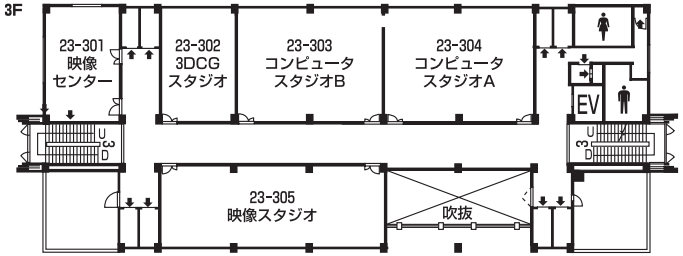




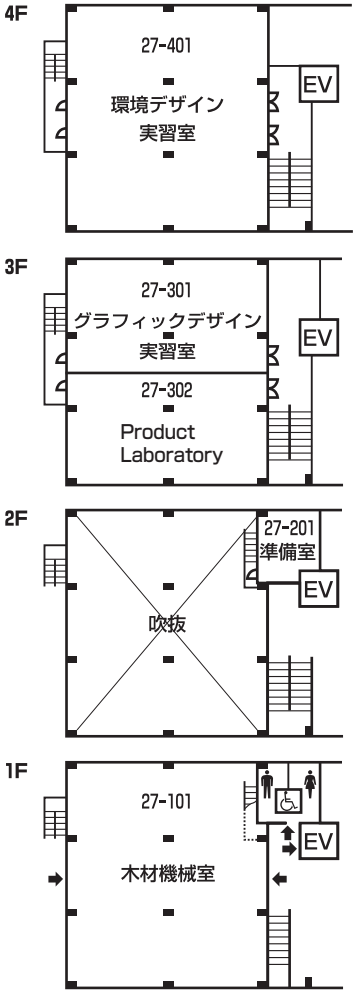


メディアセンター

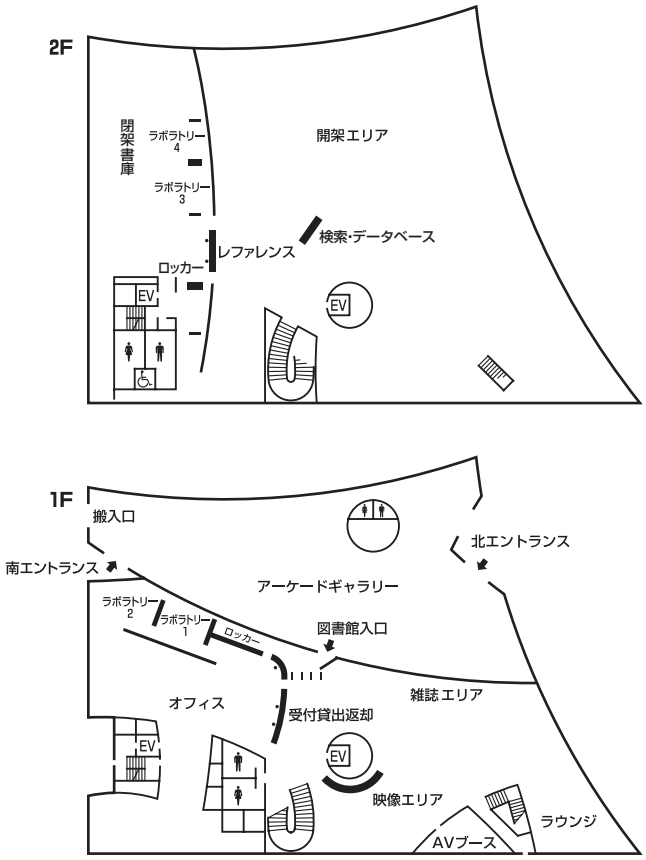




第2工作センター

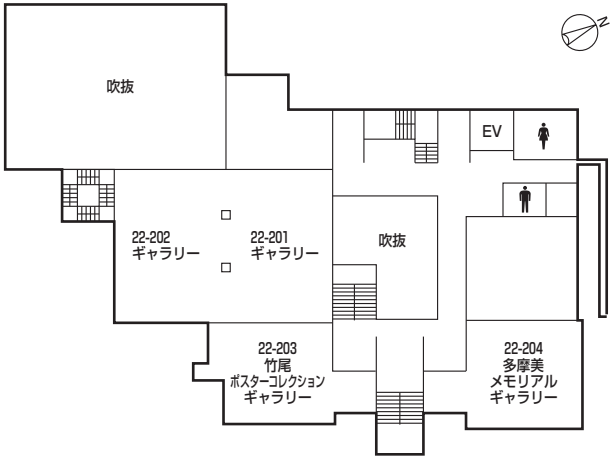


八王子図書館

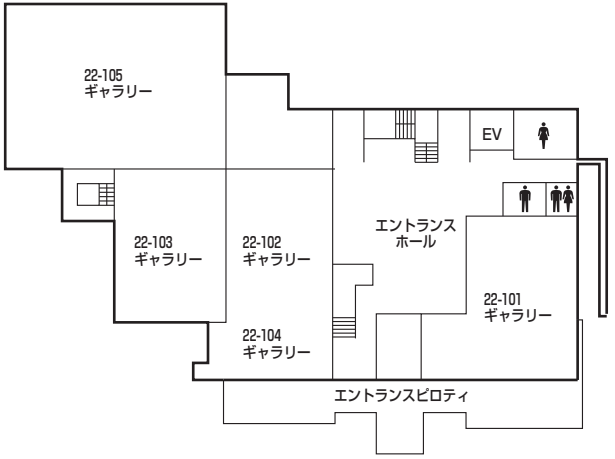


アートテーク

2F

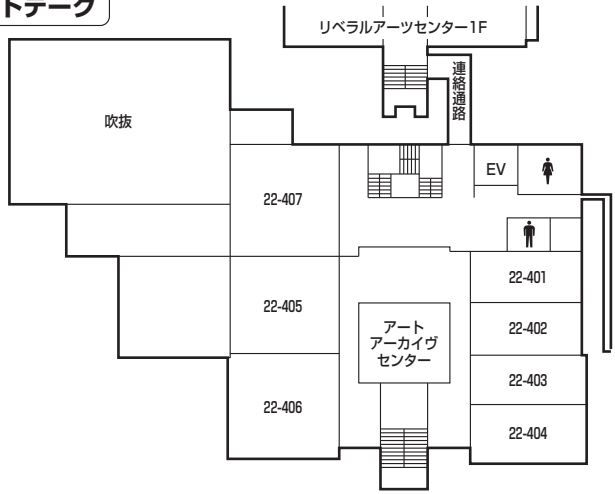


1F

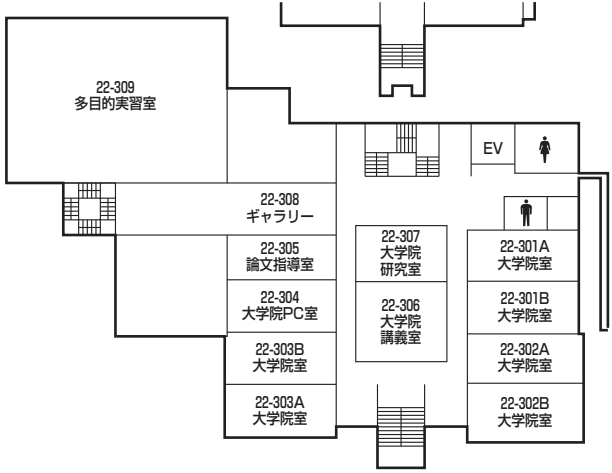


アートテーク

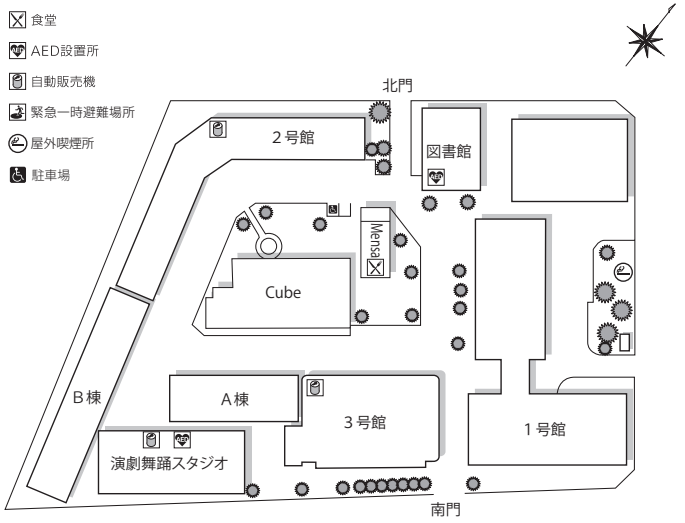
4F



3F



上野毛キャンパスマップ

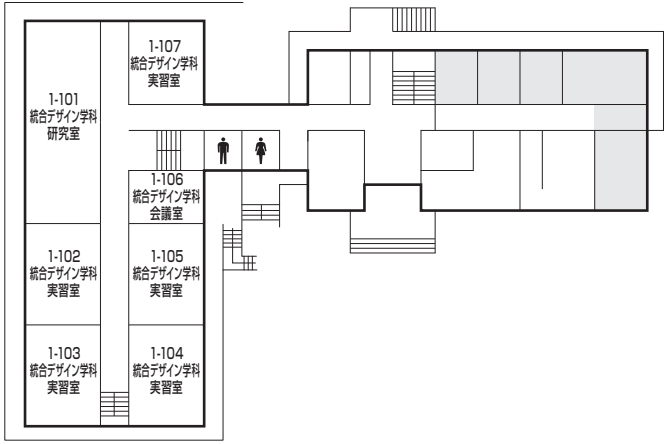


研究室	場所
統合デザイン学科研究室	1号館1階
演劇舞踊デザイン学科研究室	3号館3階

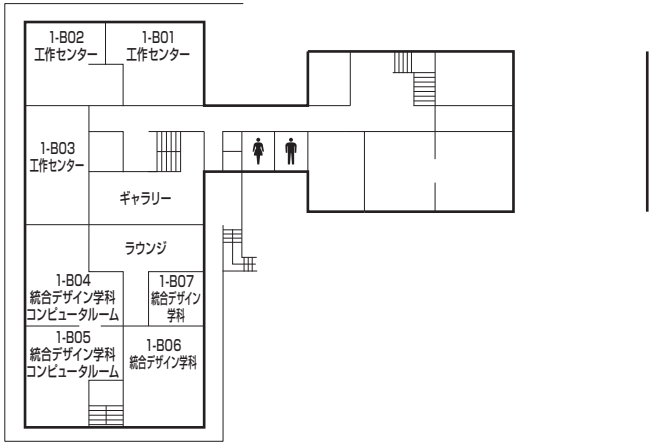
事務部	場所
経理課・総務課	Cube1階
社会連携課・大学戦略室	図書館3階
美術学部事務室	図書館2階
保健室	図書館1階
学生相談室	学外
キャリアセンター	2号館2階
リベラルアーツセンター事務室	2号館3階

1号館・本館

1号館1F　　本館1F

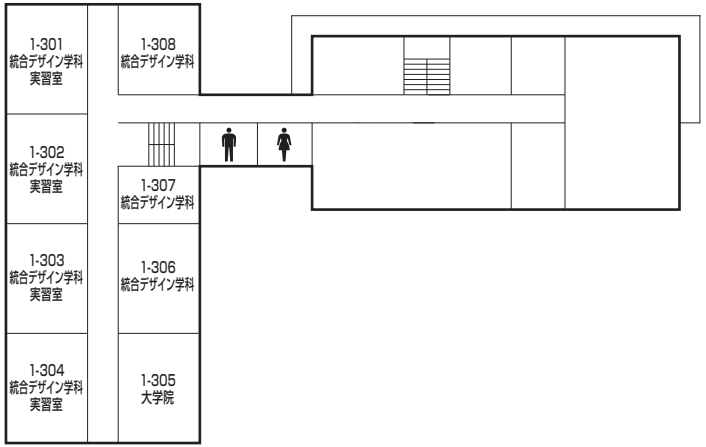


1号館B1　　本館B1

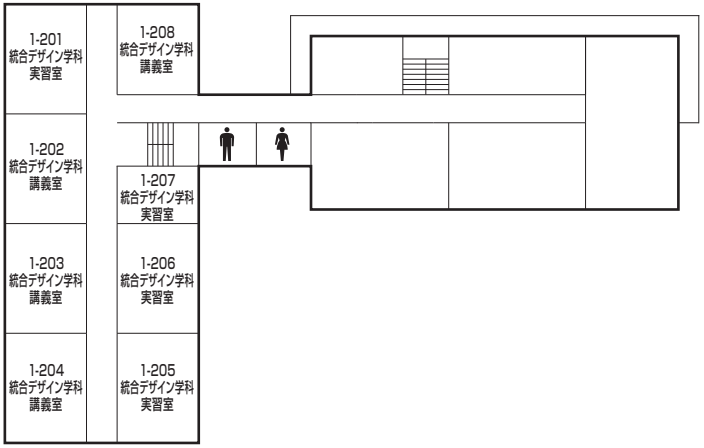


1号館・本館

1号館3F　　本館3F

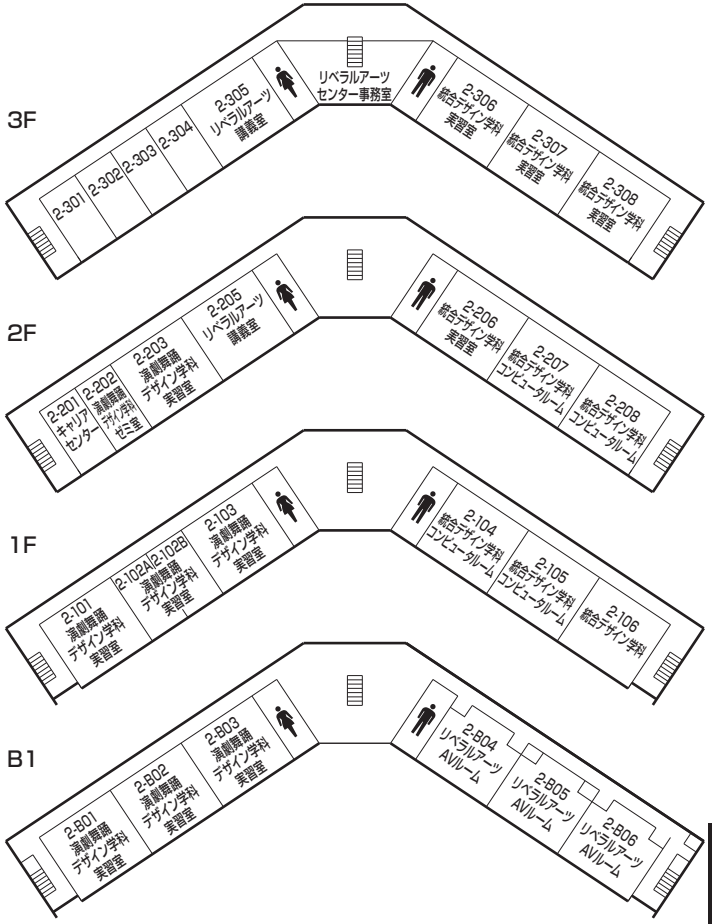


1号館2F　　本館2F



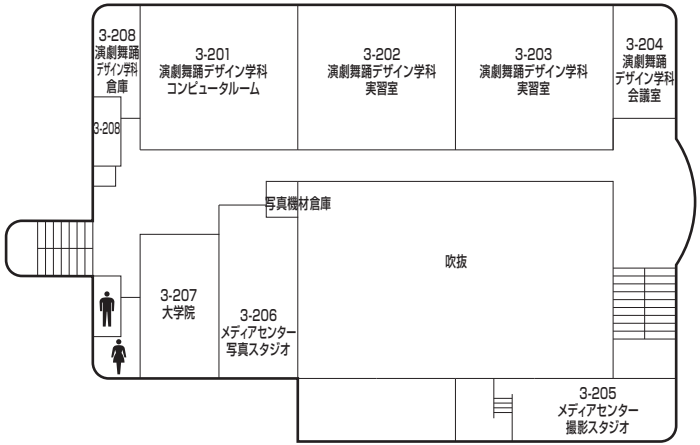
2号館

2号館

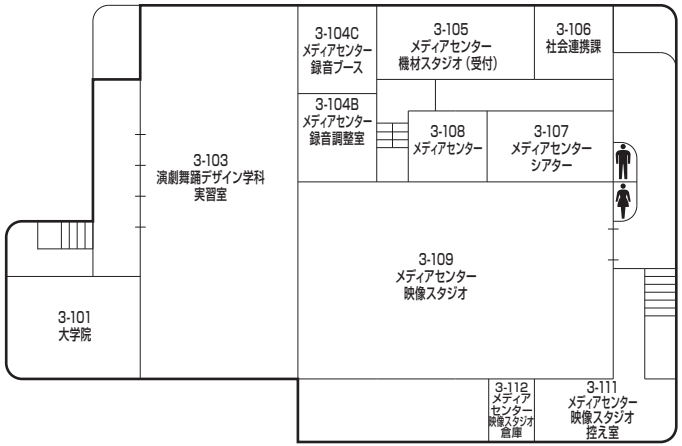


3号館

3号館2F

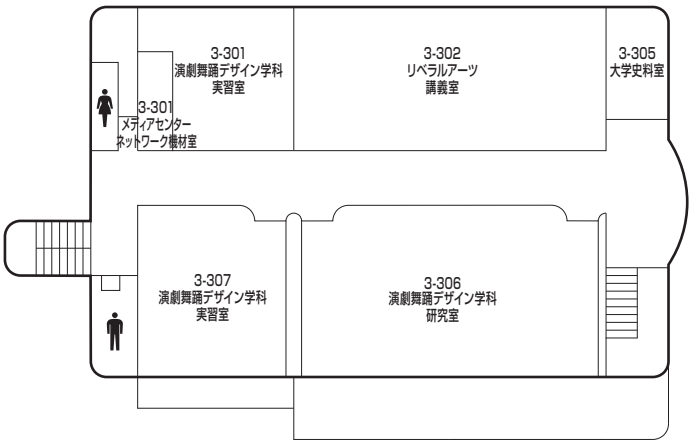


3号館1F



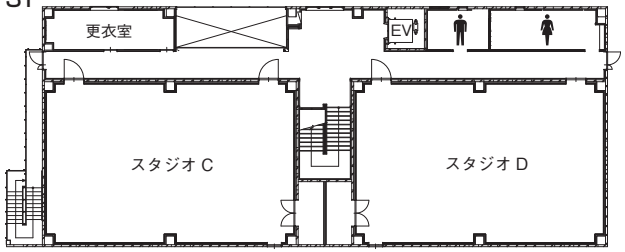
3号館

3号館3F

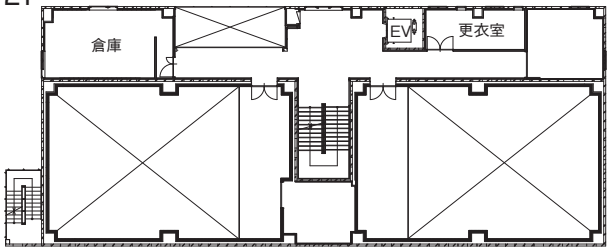


演劇舞踊スタジオ

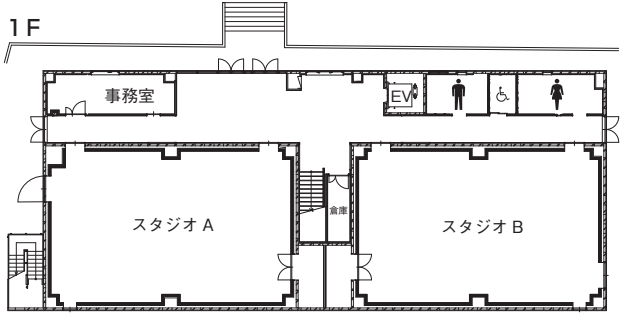
3F



2F

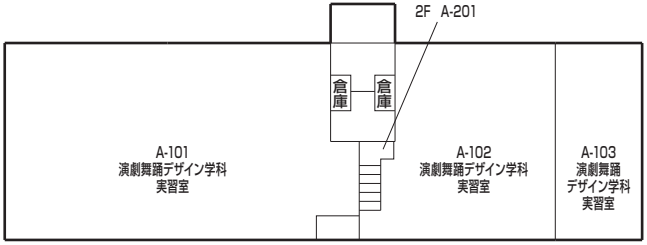


1F



A 棟・B 棟

A棟

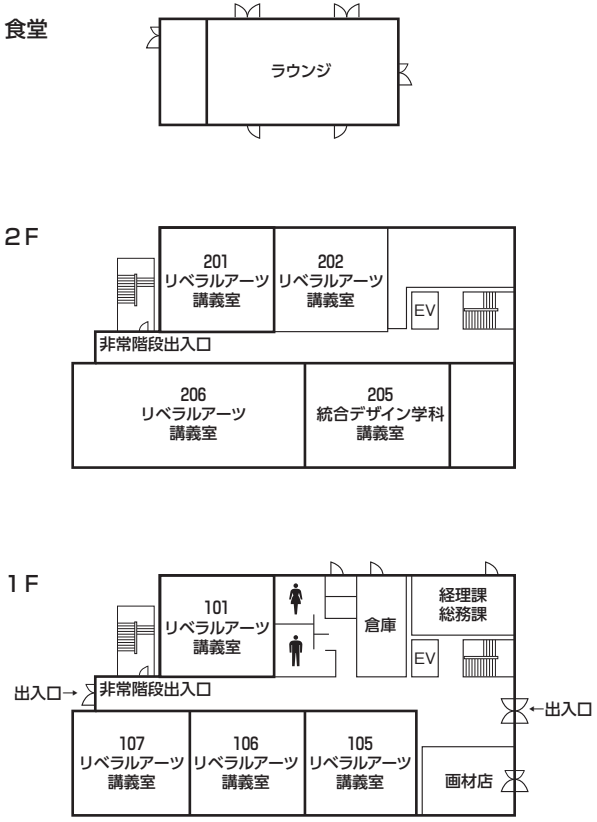


B棟

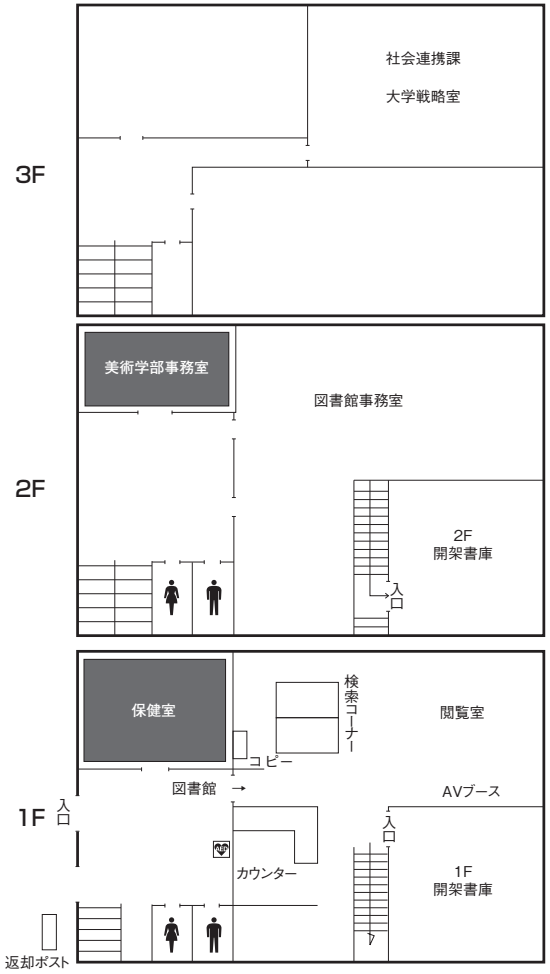


MAP

Mensa・Cube



上野毛図書館



便利な連絡先

●電話番号

	名　称	電話番号	備　考
警察署	警視庁 南大沢警察署	042-653-0110	最寄駅：南大沢駅
	警視庁 八王子警察署	042-621-0110	最寄駅：西八王子駅
	警視庁 町田警察署	042-722-0110	最寄駅：町田駅
	神奈川県警察 相模原北警察署	042-700-0110	最寄駅：橋本駅
	警視庁 玉川警察署	03-3705-0110	最寄駅：等々力駅
	※「遺失物届」はどこの交番でも提出できます。 貴重品の落とし物に気づいたら早めに警察へ届けましょう。		
鉄道	JR東日本お問い合わせセンター	050-2016-1600	運行状況、運賃等
	（〃）	050-2016-1601	忘れ物
	JR East InfoLine	050-2016-1603	英語・ハングル・中国語
	京王電鉄 お客さまセンター	042-357-6161	運行状況、運賃等
	京王線・井の頭線お忘れ物取扱所	03-3325-6644	忘れ物
	東急お客さまセンター	03-3477-0109	忘れ物
バス	京王バス 南大沢営業所	042-677-1616	八王子駅、南大沢駅～大学
	神奈中バス 多摩営業所	042-678-6550	橋本駅～大学
消費生活センター	東京都消費生活総合センター	03-3235-1155	相談専用電話（月～土）
	八王子市消費生活センター	042-631-5455	（〃）
	かながわ中央消費生活センター	045-311-0999	（〃）
	相模原市消費生活総合センター	042-775-1770	相談専用電話（月～日）
保健所	東京都 八王子市保健所	042-645-5111	
	神奈川県 相模原市保健所	042-754-1111	市役所代表
タクシー	八南交通	042-642-3371	八王子駅方面
	神奈中タクシー	042-764-7220	橋本駅方面
多摩美ハラスメント・ホットライン		0120-469-026	詳細はP.132参照
多摩美術大学コンプライアンス通報サービス		03-6661-0361	詳細はP.132参照
多摩美24H心と体の健康相談・ホットライン		0120-469-020	詳細はP.122参照
災害用伝言ダイヤル		171	伝言の録音・再生
東京都ろうどう110番		0570-00-6110	
相模原労働基準監督署 総合労働相談コーナー		042-752-1427	

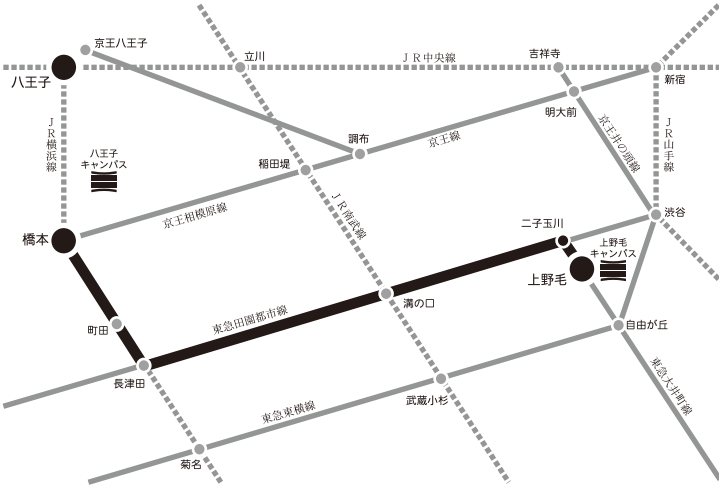
●Webサイト

	名　称　・　URL
奨学金	日本学生支援機構（JASSO）：奨学金 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/
住居	東京都住宅政策本部：賃貸住宅トラブル防止ガイドライン https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/tintai/310-6-jyuutaku.pdf 京王不動産（株）　https://www.keiofudosan.co.jp/ 学生情報センター㈱ナジック学生マンション　https://749.jp/ ジェイ・エス・ビー㈱UniLife学生マンション　https://unilife.co.jp/
海外渡航	外務省 海外安全ホームページ　https://www.anzen.mofa.go.jp/ 国際学生証 ISICカード　https://www.isicjapan.jp/
大学生協	東京インターカレッジコープ　https://tic.coop/
国民年金	日本年金機構　https://www.nenkin.go.jp/ 日本年金機構：学生納付特例制度 https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html
健康	最新たばこ情報 https://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html アルコール健康医学協会　https://www.arukenkyo.or.jp/ 薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」https://www.dapc.or.jp/
悪徳商法・消費生活相談	東京都消費生活総合センター：東京くらしWEB https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/
交通	JR東日本　https://www.jreast.co.jp/ 京王グループ：京王線・京王バス　https://www.keio.co.jp/ 東急電鉄：東急線・東急バス　https://www.tokyu.co.jp/ 神奈中バス（時刻表・運賃案内） https://www.kanachu.co.jp/dia/ 駅探（乗り換え案内・時刻表・路線検索）　https://ekitan.com/
携帯サイト	神奈中バス （橋本駅⇔多摩美術大学 バスダイヤ 他） http://dia.kanachu.jp/ 駅探 （乗り換え案内 時刻表 路線検索） http://ekitan.com

時間割表

曜日 / 時限		月		火		水	
		授業科目・担当教員	教室	授業科目・担当教員	教室	授業科目・担当教員	教室
1時限 8:50〜10:20	前期						
	後期						
2時限 10:30〜12:00	前期						
	後期						
3時限 13:10〜14:40	前期						
	後期						
4時限 14:50〜16:20	前期						
	後期						
5時限 16:30〜18:00	前期						
	後期						

木		金		土		MEMO
授業科目・担当教員	教室	授業科目・担当教員	教室	授業科目・担当教員	教室	



多摩美術大学　施設所在地	
法人本部・美術学部・大学院	〒158-8558 東京都世田谷区上野毛3-15-34 TEL：03-3702-1141（代）
美術学部・大学院	〒192-0394 東京都八王子市鑓水2-1723 TEL：042-676-8611（代）
オリーブ館（学生寮）	〒194-0215 東京都町田市小山が丘6-4-1 TEL:042-773-7322
富士山麓セミナーハウス（純林苑）	〒401-0501 山梨県南都留郡山中湖村山中1213 TEL：0555-62-1569
奈良古美術セミナーハウス（飛鳥寮）	〒630-8431 奈良県奈良市窪之庄町117 TEL：0742-62-0472

学籍番号	氏名